

ヨーロッパ比較体系史モデル —S・ロッカンの国民国家形成論—

古 田 雅 雄

はじめに

本論は、S・ロッカンの(Stein Rokkan: 1921-1979)¹⁾が提示した国民国家形成モデルを概観しながら、比較政治のデザインと一般化に有益な諸変数を論じることを目的とする。ロッカンは共通したヨーロッパの近代化の中に多様性を比較して、現在に至る西ヨーロッパ国民国家の生成を説明した。これは国民国家の発展を理解するだけでなく、「西ヨーロッパの実態や将来」を見極めることにもなる。勿論、ロッカンのモデルは現在、世界で生じている国民国家をめぐる諸問題への参考、説明、理解への手がかりとなる²⁾。同時に、歴史的な転換期にあると言われる現在、我々は、ロッカンのモデルから今後の国民国家像も判断できる材料を得られるはずである [cf, Page, 1995]。

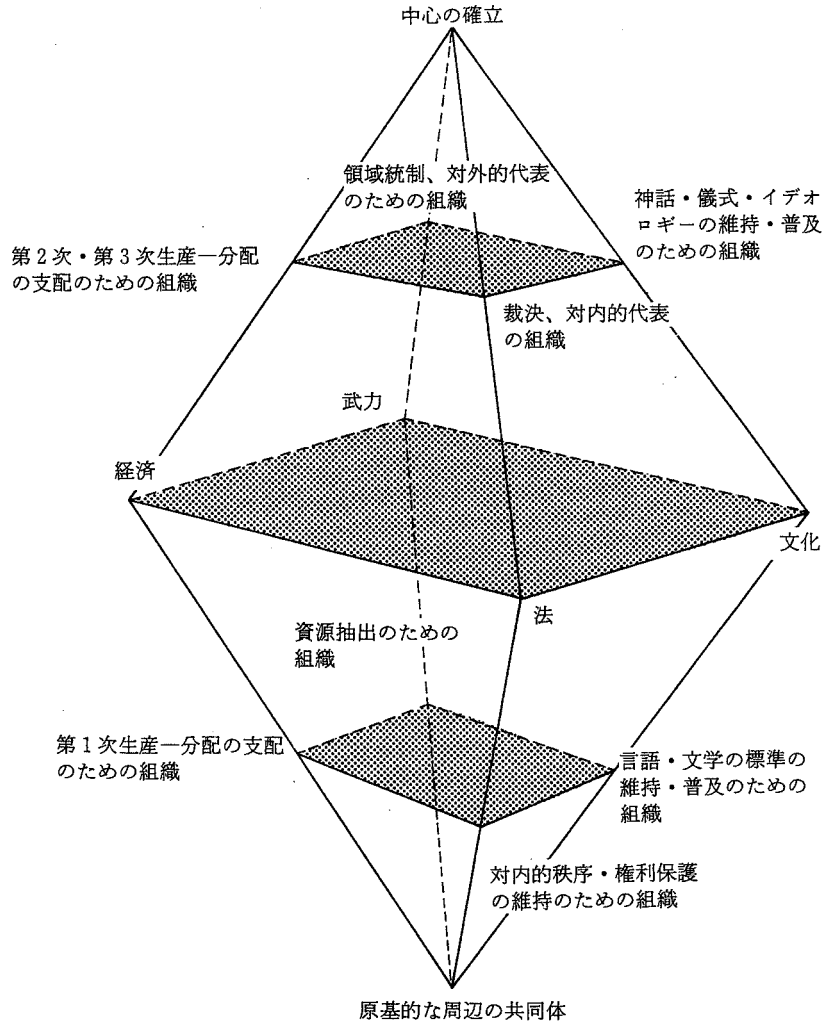
第1節 領域・経済・アイデンティティ

(1) 政治システム比較研究の主要変数

政治システムが建設される途上において4つの「発展の危機」(浸透、アイデンティティ、参加、分配)が想定され³⁾、これらを克服することで政治システムは完成する [Rokkan, 1971: 30-35]。この4変数は武力、法、文化、経済という4機能に一致し、中心一周辺の関係で立体化すれば図1になる。武力は境界(boundary)の保護、文化は言語や宗教のそれぞれの条件または両条件、法は論争を判断する標準化と逸脱行動の制御、経済は境界内外の生産と分配の秩序を意味し、政治システムは4機能から生存、発展、完成を確保しようとする。4機能すべては一度に確立されないし、同時にすべてを一度に強化もできない。だから、各機能担当部門を強化する4つの歴史段階が設定される [Rokkan, 1971: 12, 30-35]。

1. 浸透の段階: 国家建設 (state formation) エリート・レベルでの政治的、経済的、文化的統一による境界建設と領土内秩序の維持。中心エリートは、一定地域空間内のローカルな権力保持者を統制下におく。この段階で資源抽出、共同防衛、内部

図1 国家建設と国民形成の研究での変数配置のための3次元グリッド



Rokkan, 1971: 13

秩序、議論の判定、権利と特権の保護、経済施策の基本構造のために多くの制度が樹立される。この段階は西ヨーロッパでは高中世期からフランス革命までの時代に該当する。

2. 標準化の段階：国民形成(nation building) 教育制度、徴兵制度、マスメディアなどによる大衆のシステムへの一体感、つまりアイデンティティの形成。これは中心エリートが各種の手段を用いて領域住民をシステムと一体化させようと直接的な接触を強める過程である。この行為は教会または宗派を通じて、あるいは周辺言語を通じて建設された既存のアイデンティティとしばしば対立することがある。この段階は西ヨーロッパではフランス革命から19世紀に出現する。

3. 参加の段階：大衆民主主義 (mass democracy) システム内の大衆参加、市民的、政治的権利の拡張、平等化の過程、組織政党の創造。政治システムへの被統治者の積極的な参加の増大と市民的、政治的権利の確立、拡大、均質化、反対派の権利の確立、支持や動員の集約や表出のための組織化された政党形成といった内容が登場した。この段階は西ヨーロッパでは産業革命後の都市化、世俗化がもたらした再構造化以降の時代に該当する。

4. 分配の段階：福祉国家 (welfare state) 国民統合のメカニズムとしての再配分または社会的市民権の確立、経済的平等化のための措置、公共の福祉サービスの増大。国民国家の行政装置のさらなる拡張の中で、経済条件の平等化をめざす国民規模の政策という公的福祉サービスが発展する。その具体的措置は消極的には累進課税、積極的には豊かな層 (または地域) から貧しい層 (または地域) への富の移転である。この段階は西ヨーロッパでは第1次世界大戦前後から始まるが、第2次世界大戦後に本格化する。

4段階は別々でなく密接に関連し、かつ重複し、国によって各段階の時期が異なる。スウェーデンを例にとれば、同国は、1. 1536年の中央行政機構の設立、2. 1680年代のデンマーク、ノルウェーの統合、3. 1866年から1920年の参加の危機、4. 1910年以降の福祉国家成立の過程をたどってきた [Rokkan, 1975: 570, 573-574]。重要な視点は、経済的、文化的な要因が社会変動の原因となった制度的緊張を考察することである。それはシステム内の中心-周辺の対立に表現される。

(2) モデルの構成要素

表1の構成要素は、浸透から参加の諸段階に該当する国家建設の前提条件から大衆民主主義までの期間をさらに5局面に細分化し、比較分析用に考案された変数である [Rokkan, 1981: 71-76; Flora, 1981: 407]。

- I. 第1局面：16世紀の宗教改革までの中世におけるそれぞれの地域の構造化。
- II. 第2局面：商業資本主義と宗教改革の二重の作用による諸地域の再構造化。
- III. 第3局面：1648年から1789年までのアンシャン・レジームのもとでの各国の国内構造の分化。
- IV. 第4局面：フランス革命後、徹底した国民形成時代に生じた再構造化。
- V. 第5局面：産業革命という都市化、世俗化がもたらした国内構造の変化。

モデルの各要素は第1局面から第3局面までの3群の構成要素を開始変数とし、第4局面から第5局面までの2群の構成要素を、前3局面を継承した構造と19世紀の2大革命 (国民革命・産業革命) に対する政治的反応との間の過程をつなぐ媒介過程変数と名づける。これらの歴史的局面ごとに経済、領域 (狭義では法、政治権力)、文化という3タイプの諸変数を組み合わせる。国民国家がシステムとして機能するには、

表1 モデルの構成要素(変数)

開始変数：前提条件

	経 済	領 域	文 化
I. 第1局面 1560年まで	都市ネットワークの強度と構造	地政学位置：交易ベルトとの距離 海洋または内陸への志向	エスニック・言語構造の同質性と異質性
II. 第2局面 1500-1700年	地経済学位置の変動： 「大西洋資本主義」の出現	周辺支配の拡大：統合度と中央集権化の程度	領域文化の「国民化」の拡大：宗教改革の成功と失敗
III. 第3局面 1648-1789年		絶対主義支配に対する代表制の存続	

媒介過程変数：1789年から1920年代までの「国民」革命と「産業」革命の相互作用

IV. 第4局面 集中的な国民形成期	農村と都市の資源結合の特徴：商業または軍事の結合と農村-都市紛争	解放・分離運動に対する運動による中央集権化と統一への圧力	周辺と中心の対立の拡大：エスニック・言語動員
V. 第5局面 都市化、産業化、世俗化	産業成長の速度と局地化	帝国主義的膨張への圧力対緊張緩和と平和への圧力	国家と教会の関係の性格：緊張、紛争、同盟

被説明事項：1848-1950年の政治的反応の構造における変数

	権 利	シ ス テ ム	政 党
VI. 選択肢の構造化	政治的権力の普遍化への段階的前進	過渡期の危機の頻度と強さ：暴力の高まりの範囲	政党選択システム形成における進展
VII. 結果として生じる 重大な大衆編成	参加のレベルとタイプの社会的、文化的条件づけ	システムに対する態度の社会的、文化的条件づけ：同意と拒絶	政党の選択の社会的、文化的条件づけ

Rokkan, 1981: 74-75

資源抽出と生産・分配のための経済制度、権力の規制、使用のための政治制度、紛争の防止と逸脱者の制御のための法制度、国民間の連帯感情、社会的な絆、共通のアイデンティティを創造する文化を必要とする。この機能的、制度的な条件は国家建設・国民形成の諸過程において分化しながら、同時に多様な段階でそれぞれを支配するエリートたちが競合する [Allardt, 1981: 260, 邦訳, 158]。

開始段階におけるヴァリエーションの各源泉については、経済の基本変数は都市ネットワークの強さ (I: 経済) と遠隔地交易の観点からの地経済的位置 (II: 経済)

で構成される。領域の基本変数は、地政学的な位置(I：領域)と周辺支配の範囲(II：領域)に関係する軍・行政の強さで決定される。文化の基本変数は、エスニシティや言語の構造(I：文化)とその領域文化の「国民化」(II：文化)という同質性の問題である。国家建設が本格化する前提段階はきわめて重要で、各領域の特質がのちの段階に大きく影響を与える。1500年から1648年までは領邦国家(Territorialstaat)の統合、強化や、土地経済の再構造化で地域内部の対立で混乱した時代であった。1648年(ウェストファリア条約)から1789年(フランス革命)までの段階では、絶対主義時代における代表制度の存続、強さ(III：領域)だけが発展にとっての唯一のヴァリエーションの源泉であった。

前提条件をなす開始変数は媒介過程変数の分析には出発点となり、媒介過程変数はフランス革命後1世紀半に成立した各社会的亀裂(social cleavage)を説明する諸変数を示す。1789年から1920年代までは再度、政治的混乱が約150年間続いた本格的な国民形成の時期でもあった。まず、フランス革命(国民革命)は領域的な統合、中央集権化、ナショナルなアイデンティティを住民に再確認をさせると同時に、その多様性のために「舞台」を拡大する。産業革命は、経済の先進中核地域と停滞した地方・周辺の間の特徴的な対比をもたらした。この媒介過程変数の前半(第4局面)では、農村と都市の資源の組み合わせ、とりわけ農村資源と、商業または軍事の組み合わせの性格(IV：経済)、領土をめぐる解放と分離へ向けての運動、または分離運動とは対照的な形での中央集権化と統一への圧力(IV：領域)、エスニシティと言語の動員の進展での中心-周辺の緊張(IV：文化)という国民形成の要素が集中的に登場した。後半(第5局面)では、産業成長の速度とその局地化(V：経済)、領域や国家に関して緊張緩和や平和へ圧力をかける運動(V：領域)、カトリック教会と世俗政府との対立にみられる教会と国家との紛争、対立、緊張あるいは同盟(V：文化)のそれぞれの性格を各国の国民形成と重複する諸変数が要素になる。2つの革命は社会的亀裂において複雑なヴァリエーションと、大衆動員の政治を発展させる様式と構造の決定的な相違を西ヨーロッパ規模において引き起こした。

媒介過程変数のセットは、政治的反応の構造におけるヴァリエーションである非解明事項の分析にとっての出発点となる。だから、7つの開始変数と6つの媒介過程変数の組み合わせを使用することで、1848年から1950年代までの政治的反応構造での重要なヴァリエーションが説明される。非解明事項は、2つの部分(VI：選択肢の構造化、VII：重要な大衆編成)と3つのヴァリエーション・セクター(権利の拡大、システムの選択肢、政党の選択肢)に分類される。その中の前半部分(選択肢の構造化)では、政治的選択肢の構造化についての問題が設定され、具体的には市民的権利の拡張(特に、選挙権の拡大)、政治システムの選択、政党選択または政党システムの発展でヴァリエーションを鮮明にする。そのことは、どのような種類の選択肢が国民各層

に与えられるか、また事実の問題としてシステムがいかに安定するか、不安定であるかという内容を含んでいる。後半部分（重要な大衆編成）は、選択した構造を受けて結果として生じる政治システムに所属する大衆が志向する決定的な次元を説明する。政治システムにおいて結果として生じた被説明事項の2つの部分の計6変数のあり方は、各国のヴァリエーションを解明する要素として重要である。

第2節 政治システム的前提条件

(1) 領域システム建設

領域 (territory) は、「承認された権威の支配権のもと、地理的空間と、そこに居住する人々の社会的、文化的なメンバーシップ空間の一部」である。この定義にはある一定期間における地理上の境界で仕切られた空間、その空間を占拠しその特定資源を排他的に主張する有機的組織体の存在、その領域に侵入する域外の有機的組織の排除、という3要素が含まれる [Rokkan, 1987: 17-18]。

前近代的な政治システムにおいても、都市の発展（経済分野）、帝国（行政・軍事の各分野）の発展、宗教・言語（文化）の統合、と同時にそれぞれの分野に対する所有権の主張と各境界内を支配する権限との区別が存在する。考慮すべきは、境界をめぐる支配権の各レベルでの分化が存在することである。ローマ帝国では境界支配に並行してシステムが発達し、様々な資源をそれぞれ担当する軍事・行政、経済、文化の各分野の中心が形成される。図2から図4は地域的な分化、中心形成、境界建設の時間的流れを説明している [Rokkan/Urwin, 1983: 2, 4]。領域を構成する各分野の中心エリートが一カ所に集中されているなら、その領域の性格は単頭制構造 (monocephalic structure) を示して、域内の資源保持者 (エリート) 間の距離も小さいことを表している (例: フランス)、3分野の各中心が分散しているなら、その領域は多頭制構造 (polycephalic structure) の特徴を示している (例: ドイツ) [Rokkan, 1987: 26, 28]。

絶頂期のローマ帝国では3分野の各エリートが、経済では地中海都市ネットワークの支配、行政・軍事では周辺地域の征服、中心の構築、文化ではキリスト教の普及の媒体として別々の組織をもちながら相互に補強、発達した (図2)。476年西ローマ帝国の崩壊は軍事・行政的構造を消滅させるが、遠隔地との交易のための経済的構造 (都市ネットワーク) と文化的基盤 (ローマ・カトリック教会) はその後も存続した。7世紀、アラブ勢力が地中海を東・南・西から包囲し、都市ネットワークを破壊した。このことは遠隔地間の交易範囲と領域を縮小させ、経済活動の中核地域を北に移す結果となった。

もう1つ存続していたキリスト教文化も、イスラムの影響によって西ヨーロッパか

図2 領域膨張

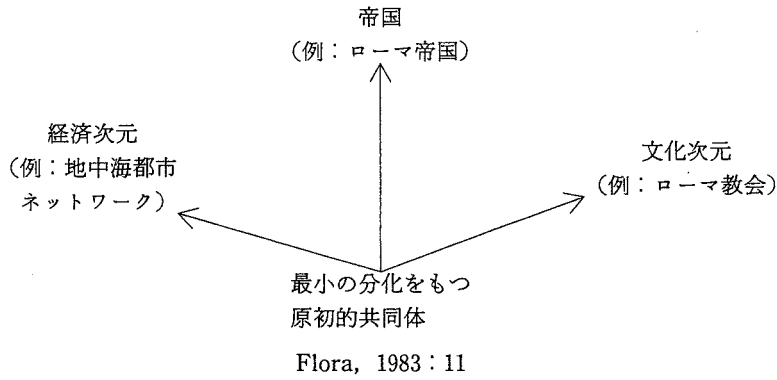


図3 中世における領域縮小

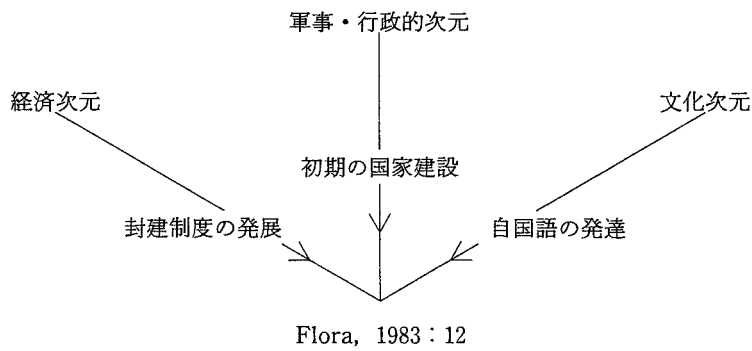
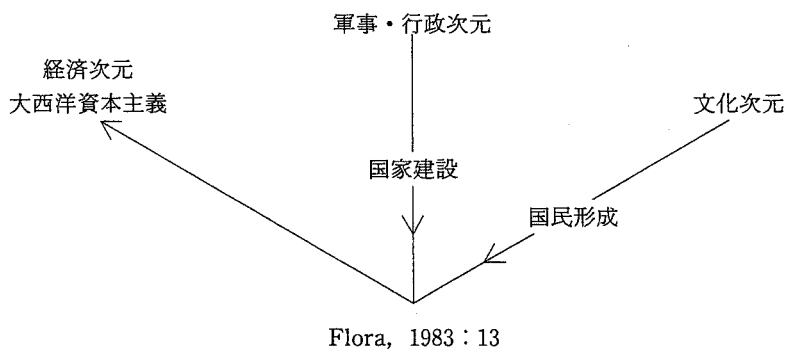


図4 16-17世紀以後の領域縮小および拡大



ら東ヨーロッパを切り離す結果となった。それは象徴的な出来事では1054年ローマ教会（ラテン語）と正教教会（ギリシア語）の宗教と言語の分離であり、これが意味することは遠隔地とのコミュニケーションの縮小であった。両教会の境界線はヨーロッパ内部の文化的境界線をも意味した。中世における領域的な縮小の帰結が、12世紀か

ら 20 世紀に出現する国家システムの原型を創出させる。特に、領域的なコントロールとコミュニケーションの遠隔地をつなぐシステムの崩壊は必然的に領域を小単位し、初期の国家建設が開始される(図 3)。まず封建制度は第 1 次経済での経済資源を支配する局地的、中規模的な権力保持者を生み出し、次に一定の領域文化も超領域的なキリスト教会の価値体系から次第に離れてその地域の独自の土着語 (vernacularization: のちの自国語) を形成していく。土着語がヨーロッパ中のエリートが使用した「共通言語」であるラテン語とギリシア語に取って代るのである [Rokkan/Urwin, 1983: 24-25, 54-59]。

軍事・行政や文化の境界内への編入と対照的なのは経済であった(図 4)。16 世紀から 17 世紀に出現する世界経済は遠隔地間の交易活動を活発にし、境界を開放していく。勿論、各領域システムに応じた形がとられ、領域の中心、文化的境界、経済的境界の各分野でそれぞれの建設が容易な場合(スウェーデン、プロイセン、ロシア)や、反対に困難な場合(ベルギー、ラインラント、スイス、イタリア)があり、これらは地政学的、地経済的、地文化的な条件に左右された結果である [Rokkan/Urwin, 1983: 19]。

(2) 「ヨーロッパ概念地図」

「ヨーロッパ概念地図」は文化と経済の両戦線で国家建設の初期のヴァリエーションを配置し⁴⁾、歴史過程での共通と相違の源泉を解明するのに役立つ [Rokkan, 1971: 22-27]。各領域は本格的な構造を形成する際、同じ条件から開始しなかった。だから、領域システムの建設を分析するため、次の事実を念頭に入れなければならない [Rokkan, 1975: 575]。1 つはカトリック教会の中心的役割(エリートの超領域的、超民族的な組織)であり、2 つはイタリアからフランドル、そしてバルチック海までヨーロッパを縦断する、独立した都市群からなる交易ベルト (trade belt) 地域の存在である。

「概念地図」はローマから北への地文化的距離(表 1、II: 文化)、ヨーロッパの中央を南北に走る交易ベルト(「概念地図」では都市-国家ヨーロッパ)からの地経済的距離(表 1、I: 領域)を地政学的に位置づける座標軸である(図 5)。西ヨーロッパ各国の「運命」を図る尺度は、国家建設を実行する中心エリートによる経済資源の確保の様相を示す「国家-経済」関係である東-西軸、そして国家が一元的に文化的支配を可能にするかどうかの国民形成を表す「国家-文化」の南-北軸である [Rokkan/Urwin, 1983: 30-34, 64-74]。

領域内の都市経済は、国家建設途上で各システムが織りなす特徴の相違を作り出す。沿岸部のイギリス、フランスと内陸部のプロイセン、ロシアを対比すれば、イギリス、フランスは 16 世紀、プロイセン、ロシアは 17 世紀から 18 世紀に、領域が統合される

図5 16-18世紀の西ヨーロッパ概念地図

国家一経済次元：東—西軸

領域中心 都市ネットワーク	弱 海洋周辺		強 海洋帝国国家		強 都市—国家のヨーロッパ		強 大陸帝国国家		弱 大陸緩衝国家
	交易ベベルトから 遠距離領域	交易ベベルトから 近距離領域	交易ベベルトから 近距離領域	交易ベベルトから 近距離領域	19世紀まで分裂 した領域	交易ベベルトから 近距離領域	交易ベベルトから 遠距離領域		
プロテスタント国 教会	アイスランド ノルウェー スコットランド ウエールズ	デンマーク	近隣の大政治システム に統合された領域	多極共存型構成 の領域	ハンザ同盟のド イツ	プロイセン	スウェーデン	フィンランド	
宗派混合地域				オランダ スイス	ラインラント			バルチック地 方 ボヘミア	
国民化したカトリ シズム	アイルランド ブルターニュ	フランス	ロレーヌ ブルゴーニュ ガスコーニュ			バイエルン		ポーランド	
反宗教改革		スペイン ポルトガル	カタルーニャ	ベルギー	イタリア	オーストリア		ハンガリー	

国家—文化次元：南—北軸

(注) 下線のある領域はこの時代(1648年-1789年)、主権国家であった。
Rokkan/Urwin, 1983 : 31

時点における貨幣経済 (monetization) の発達レベルでの対照的な相違がある。国家建設者は沿岸部では都市と提携したが、内陸部では商業活動が発達せず、食糧やマンパワーという資源を提供できる土地所有者をパートナーとした。また、領域内での第1次経済の資源支配のあり方は、それぞれの中心が周辺を支配する特徴の差を示す。沿岸部 (イングランド・スコットランドとデンマーク・ノルウェー) と内陸部 (オーストリア・プロイセンとスウェーデン) の両方における農業構造での重要な相違が存在した。このことは制度の建設段階だけでなく、もっとあとの大衆動員や政党形成の段階にも影響する [Rokkan, 1970 : 126-129]。

東-西軸の分析だけですべての事例を説明できない。各領域のもつヴァリエーションは他次元、特に文化の分析を必要とする。国民形成という文化次元においては、領域内での言語伝達手段の標準化なしに各システムの発展を理解できない。すでに民族移動と中世における民族対立が、ヨーロッパの個々の領域での言語統一の異なる条件を生み出していた。ローマ帝国はラテン語の遺産を残したが、アルファベット文字は土着言語を次第に文学レベルまでに高める。そのことはヨーロッパ各地を地域的に断片化し、また領域的な支配とナショナル・アイデンティティの要求との間に多種多様な軋轢を生じさせる [Rokkan, 1971 : 26]。

16世紀の宗教改革が領邦国家に向けた動きと考えれば、ルター派とカルヴァン派はローマ教会の超領土性を破壊し、世俗的な領域支配機構と教会官僚を合併させた。A・O・ハーシュマン [Hirschman, 1970] の用語で説明すれば、これは文化戦線での「退出選択」(exit option) の閉鎖を意味し、他文化との「壁」を構築した。だから、その実行は領域ごとの文化を重要にする。北部のプロテスタント教会は国教化して、国語の標準化、領域住民に対して統一した国民文化を社会化する主要機関となった。これに対して、カトリック教会は南部の超領土的性格を残したままで国民形成の機関とはならなかった。

国家建設は、「概念地図」に描かれている16世紀から18世紀の時期を条件に本格的に着手された。各領域において境界建設が問題なく完成すると、そこに居住する住民は市民的、政治的、社会的権利の拡張をスムーズに進展させる機会をもつ。

第3節 国民国家に向けての展開

(1) 「中心-周辺」論

国家建設は、1) 境界内を支配する中心の設置と、中心と周辺の交流、2) 領域全体に中央行政が浸透すること、3) 中心-周辺の統合によって、対外的な意味で防衛的な境界線を確立すること、という3次元の樹立を必要とする。

中心は地理上の概念だけでなく、社会を統括する価値と信念も表現する。その意味

で、中心はそのシステム内の人々が行動できる規準を示す。社会の分化によってシステムは下位単位を形成し、それぞれが全体の中でネットワーク組織で結ばれる。各組織には権威をもったエリートが、各自の目標達成のために決定を下す。その決定は、判断・行動や具体的な価値の一般基準を含んでいる。これは社会の中心価値体系と呼ばれ、中心価値体系は社会を構成するサブ・システムや組織の各エリートによって遂行し、確認される。具体的にいえば、経済エリートは経済活動を統括すべき価値を、政治エリートは政治活動を統制すべき価値を、文化エリートは知的、宗教的活動を統制すべき価値を主張、確認、実行する。中心価値体系のセットがシステム内の基本的制度となり、その価値を反映した経済・政治・文化などの諸制度は当該社会に生活する人々の行動を規制する。それが可能なのは、中心が権威や強制手段を所持するからである [Shils, 1970 : 415-420]。

周辺は外部周辺 (external periphery)、内部周辺 (enclave periphery)、境界域周辺 (interface periphery) に区別される。外部周辺は1つの優越する中心に依存し、内部周辺は同じ政治システム内の2つ以上の中心に依存し、境界域周辺は複数の政治システムに重なる形で複数の中心に二重、三重に従属する。周辺を図5で見れば、沿岸に建設された国家、交易ベルトでの多極共存型構造、内陸で発展した国家という、3つの地域の回りに周辺が配置される。境界域周辺は複数の大政治システムが建設される途上で複数の中心から支配される中間に位置した「問題を起こしやすい周辺」として成立するが、境界域周辺の住民は文化的境界でなく、政治的な国境を交差して文化的に定義されたメンバーシップ空間と行政上の地理的空間の間の交点に出現する。ある意味で、境界域周辺は文化的、政治的な中心を選択できるという点では外部周辺以上の「資産」をもつことになる [Rokkan, 1980 c : 194-195]。

一定領域が統合され、または分離する過程で周辺地域が中心に併合されるか、中心から独立するが、周辺は中心との関係によってシステム内での自己の地位を変化させる。同時に、両者の関係はある時代の政治システムの性格にも反映する。従属的な位置にある周辺がある程度、自己の言語標準を確立・維持できた場合があるシステムで「自律に成功した周辺」(victorious periphery) とみなせる (例：ノルウェー、フィンランド、フェロー諸島、アイスランド、フリースランド、ルクセンブルク、ベルン・ジュラ、留保付きだがウェーズ)。これと対極的な立場にあるのが「マージナルな周辺」(marginal periphery) である (例：スカンジナビア北部のラップ人、スコットランドの高地と諸島、南ウェールズ、オクシタニア、ブルターニュ、コルシカ)。その中間にある周辺は「弱い言語標準とある程度の自治をもつ周辺」(periphery with weak standards and some level of autonomy) の場合である (例：アイルランド、スイスのレート・ロマンシュ語、イタリアのサルジニア語の各共同体、スペインのバスクとガリシア)。

一般化して述べれば、普通選挙の導入前に大衆教育のあるレベル、また普及した文学があるなら、あるいは周辺言語の決定的な動員の波が地域を交差した移住前にやってくるなら、フランス革命前に独立しなかった領域は固有の言語標準を維持する[Rokkan/Urwin, 1983: 79]。

(2) 国家建設

中世以降、民衆の土着（自国）語の普及と印刷技術の発明や宗教改革が、自国言語の発展に拍車をかける。印刷技術は国家建設の手段となり、大量の印刷物は領域内の各層に伝搬し、中心から自国語のみのコミュニケーションに領域住民は制約される。宗教改革は神学教義の分裂以上の効果をもたらし、特に北ヨーロッパでは国家官僚の一部となった聖職者は国民文化を強化する役割を担った。宗教改革は他領域への文化的「退出」に対する壁を建設し、その結果、領域外に「退出」できない住民がシステム内で自己の立場を「抗議」の形をとって自己主張する。これはヨーロッパを国家という単位にますます断片化した [Rokkan/Urwin, 1983: 54-59]。

もっとも、図5から理解できるようにヨーロッパ史のパラドックスとして、中心建設と領域統合はローマ帝国領域の両端から開始される。反対にイタリア、ドイツといった旧帝国の中核地域は19世紀まで断片化したままであった。この事情を歴史的にまとめておく [Rokkan/Urwin, 1983: 26-27, 58]。

① 旧西ローマ帝国の中核地域には、都市群が点在する交易ベルト地域が存在した。同時に、この地域はローマ・カトリック教会の牙城で、大聖堂、修道院、司教領が密集していた。この地域内の1つの中心は他の多くの中心に対して優位な立場をとれなかった。神聖ローマ帝国の復活は交易ベルト地域の統合を促進させず、皇帝たちは14世紀以降確立した選帝侯の同盟に悩まされ、皇帝はたんなる「看板」であった。そして、皇帝はローマ教皇やイタリアの諸都市との対立にエネルギーを費やした。

② 交易ベルト地域の外側の西・北と東の各地域で、国家建設が早くから着手された。その地域では中心は容易に建設され、その中核の諸王朝は交易ベルトの諸都市から遠く離れた周辺地域の資源を支配できた。国家建設の最初の成功は、西部と北部、即ちイングランド、フランス、スカンジナビア、遅れてスペインであった。第2の中心建設の波は東の内陸側で生じた。まずオーストリアに中核地域をもつハプスブルク家、次にドイツ帝国(神聖ローマ帝国)、さらにスウェーデン王国、最後に決定的なのはプロイセン王国であった。

③ 諸都市と小国家によって断片化した交易ベルトは数世紀の間、カール大帝からビスマルクまで際限のない攻撃、報復、再組織の対象となる地域であった。フランス王国が、まずプロヴァンスからフランドルまでのロレーヌ・ブルゴーニュの緩衝地域を徐々に統合し、さらにアヴィニオン、エクス、リヨンのような典型的な交易都市

を統合した。次にアルプスの北側に位置する重要な諸都市はあらゆる新参者に対抗する防衛同盟を樹立し、次第にスイス連邦を形成していった。ライン川に沿ってバルト海・北海を越えたハンザ同盟は設立されたが、主権のあるシステムとして建設できなかった。さらにハプスブルク家は交易ベルトの西側と東側の両方を何回も侵略し、一時的にライン川河口の重要な地域を支配し、その結果ネーデルランド共和国という多極共存型の連邦制が樹立された。最後にフランス革命の結果、ナポレオンはアルプスの北側と南側の両方で交易ベルトを横断した結果、1861年にピエモンテ人と1871年にプロイセン人のそれぞれの統一国家の成功をもたらされた。フランス革命の余波は、多民族のハプスブルク帝国の解体へとつながった。

④ 東・西のどちらかにあって、後年、大政治システムから分離に成功する周辺(フィンランド)、また支配的な中心に統合される周辺(例：ブルターニュ、バイエルン、ロレーヌ、カタルーニャ)が存在した。

交易ベルトから離れた東・西の領域では、交易ベルトの都市から競争を受けずに強力な中核地域が建設されたために単頭制構造のタイプをとる。フランスでは交易ベルト内の一部の都市を吸収して単頭制的な中央集権体制を確保して、国家建設にエネルギーを集中できた。これは交易ベルトの一部を獲得したスペインと類似するが、スペインが経済的に強力な周辺を抱えた点で相違を示した。地中海の領域では南西部のイベリア半島と南東部のハプスブルク帝国でも相違があった。両方とも軍・行政の動員を通じて、反宗教改革の立場を採用した。ところが、スペインでは政治の中心であるマドリードは、交易ベルトに密接する経済ネットワークを統合するバルセロナには経済上では競争できなかった。東部辺境のオーストリアのウィーンは交易ベルトから遠距離に位置したので、領域内で支配の中心となった。

交易ベルト地域では1つの中心の建設が困難なために、多頭制構造の形態をとらざるをえなかった。イタリアでは北部のピエモンテから統一を果たしてローマを首都とするが、北部の各都市が政治、経済の指導権を握った。スイスとオランダでは、都市同盟が交易特権と市場保護のために契約組織を結成したため、多極共存構造の国家建設を行う。ドイツは独立した都市や小国家の地域であったので、プロイセンという交易ベルトから遠い「外部」が統一を果たした。もっとも、ドイツ西部では経済的中心があったため多頭制構造の形を残す。1945年のドイツ敗北後の東西分裂は、高度な多頭制構造の性格をもつボンを中心とする西ドイツと、きわめて中央集権的な単頭制構造の東ドイツという、二形態を復活させた [Rokkan/Urwin, 1983, 35-37]。

表1のI、II、IIIの段階である1500年から1789年までの3世紀の間、国家建設過程次第で各国民国家のその後の「運命」が異なってくる [Rokkan, 1975: 597]。

(3) 国民形成

国民形成は、1) 対外的な文化的境界建設、2) 対内的な文化的標準化の過程である。この過程の成功、失敗はヨーロッパ全域で異なり、地域の軍事・行政の統合、宗教的一致、言語的統合、エスニックな起源において国家と国民が完全に一致したケースはない。宗教改革は、国民形成において重要な第一歩となった。次に重要なのは言語である。なぜなら、言語は「同一性」と「自律性」を明確にする手段として、また「国民」意識をもたせる意味でも重要である [Rokkan/Urwin, 1983: 68]。「国民」は元々同じ出生の地域または同郷の出身すべのて人々の集合体を意味したが、フランス革命期に「言語」を組み入れることでその意味が変化し、フランスに居住する人々を指し示すことになった。国民国家におけるエスニシティ・言語の境界を建設することは、国民形成の条件には不可欠な問題であった [Flora, 1983: 18]。標準言語はたんに標準化したローカルな言語ではなく、そこには社会、経済、文化、政治などの統合の意味が込められる [Deutsch, 1942: 536]。

言語の標準化は高中世期からの課題であり、標準化の発展は印刷技術の発達と宗教改革によってさらに促進された。その結果、各領域住民は中心の規範を受容しなければならなくなる。西ヨーロッパにおける国民形成史での政治-言語の統一のあり方を整理しておく [Rokkan/Urwin, 1983: 66-107]。

① 30年戦争以前の領域統合の事例(ポルトガル、イングランド、フランス、デンマーク、スウェーデン、オランダ) 中心の強化と独自の言語標準とが結合した発展がみられた。交易ベルト地域内で中心言語を発達させた例外は、多頭制的な構造をもつオランダであった。これはオランダ国民の同質性で容易となった。このようなケースはポルトガル、デンマーク、スウェーデンでもある。強力な言語標準をもつイングランドとフランスは注目すべき差異がある。イギリスはフランスより早く統一したので、言語政策は比較的、寛容であるが、英語が外的言語標準(exoglossic standard)にもかかわらずスコットランド、アイルランドでは早くから支配言語になっている。ただ、スコットランドもアイルランドもエスニック・アイデンティティを喪失していない。ウェールズだけは言語的独自性を維持している。フランスは複数のエスニシティからなる帝国で、言語統一を教会を通じて完成したスウェーデンと異なり、フランス革命期にイル・ド・フランスの標準を強制、推進して言語でも中央集権化を徹底していくが、プロヴァンス、ブルターニュ、コルシカでは固有の言語と文化が対立した。結果的に、周辺の政治的独立が維持できずに言語的な進出を受け入れる。

② 政治的に統合される前に数世紀にわたって文化的に統合された事例(イタリア、ドイツ、オーストリア) ドイツ、オーストリアの場合、神聖ローマ帝国の遺産をうけて多頭制構造をもった地域でありながら、政治的に統一される以前から独自の文化的標準を発展させた。イタリアでは外国語方言、または辺境や境界域内の周辺の場合

を除けば、14世紀からトスカナ語標準が徐々に支配的になった。多様な方言をもつドイツ帝国（神聖ローマ帝国）では、共通標準を形成するまでに数世紀かかり、16世紀には高地ドイツ語が決定的となり、イタリアとは対照的に高地ドイツ語は交易ベルト内の各地域間に広がっただけでなく、2つの内陸帝国（オーストリア、プロイセン）をつなぐコミュニケーション手段となる。オーストリアは国家装置をドイツ語共同体を越えて、数世紀にわたり南東ヨーロッパをドイツ語化しようとしたが成功せず、多言語帝国にある各地のナショナリズムが領土を断片化させた。プロイセンではプロテスタント勢力が一言語共同体をめぐる領土支配に努力し、最終的に小ドイツ主義国家を完成する。

③ 多言語構造地域内での言語的調整の事例（スイス、ベルギー、ルクセンブルク、スペイン） 1つの言語が優位を占めながら他言語との調和をはかれたケースで、言語境界と国境とは一致しない。スイスとベルギーは地政学的には交易ベルト内にあり、独自の言語標準を発達させなかった。スイスの場合、アレマン・ドイツ語の優位さにもかかわらず、スイス連邦建設でドイツ語、フランス語、イタリア語の3つの外的言語標準を受容し、かつ各方言の平等化を可能にした。ただ、グラウビュンデンだけがレート・ロマンス語を使用し外来語に依存しなかった（現憲法116条で4言語を国語と規定している）。ベルギーの場合、ワロン語（フランス語系）が外的言語標準のエリート言語として1831年国家成立当初から支配的であった。他方、フラマン語（オランダ語系）が方言の一種として残って言語戦争の形でワロン語と対立を続けていたが、1950年代後半、平等の地位を獲得し、言語構造は均衡化している。ただし、問題は完全に解決したわけではない。ルクセンブルクはドイツ語方言を維持しつつ、そのアイデンティティをドイツ、フランスに感じている。アルザス・ロレーヌもドイツ語方言を維持するが、フランスに政治的一体感をもった。スペインの場合、旧帝国の周縁に位置し、4つの内的言語標準（endoglossic standard）が共存する。15世紀後半カスティリヤ人が指導権を掌握して以来、周辺からの反発があった。特に、経済的、文化的に独自性を主張するカタロニアとバスクからの抵抗が国民形成では妨げとなった。現在、地方言語は一応、公認されている。

④ 自らの言語的標準を確立・維持できたが、ずっと遅れて19世紀、20世紀になって、独立国家に到達できた事例（フィンランド、ノルウェー、アイルランド、アイスランド） この事例は、政治的独立の遅い北ヨーロッパに共通し（ノルウェー1814年／1905年、フィンランド1918年、アイルランド1937年、アイスランド1944年）、独自の言語標準を確立、維持できたし、この過程で二言語体系も成立し、周辺言語が標準化した（ノルウェーのブークモール語とニーノシク語、フィンランドのフィンランド語とスウェーデン語）。アイスランドは9世紀にノルウェー人、14世紀にデンマーク人に支配され、1944年に国民投票で共和国を宣言した経緯をもつが、言語ではアイスラ

ンド語を使用している。アイルランドは事情を異にした。アイルランドは言語的独自性を主張することなく、第1次世界大戦後、主権国家になった。アイルランド語は存在したが、宗教改革後、英語に取って代われ、その後19世紀中に消滅し、アイルランド共和国成立のナショナリズムのたかまりでも復活しなかった。現在、外的言語標準として英語が支配言語である。

以上考察してきたように、ヨーロッパの領域構造史は3つの次元（都市ネットワークの強さ、国家建設の中心の強さ、文化的統合と標準化に対する抵抗の強さ）によって多様な姿を見せたのである[Flora, 1981: 408; Rokkan/Urwin, 1983: 69]。この段階を経た領域は次の参加の段階、すなわち大衆民主主義の時代に突入する。

第4節 大衆民主主義

(1) 大衆参加への過程

国家建設と国民形成のタイミングと形態は、大衆民主主義への移行に影響する。つまり、領域外との交流を支配することは、周辺からの中心への「抗議」(voice)の回路を承認するか否かにも関係し、「抗議」を容認することでシステムの安定が維持できる。境界建設と「抗議」の関連で、各国は4要因への取り組み方で様々な結果を生む。その4要因とは、1) 1600年から1800年までの領域統合を決定する期間での「代表(等族・身分制議会)回路」の維持・消滅、2) 1789年以降の選挙権拡大の速度、3) 「抗議」を政治に取り入れる際に生じる「暴力のレベル」、4) 大衆政治への移行期に下からの「抗議」の動員の組織化である[Rokkan, 1974: 52]。大衆民主主義への移行をパターン化すれば次のようになる(表2参照)。

① 交易ベルトから遠距離の領域(イングランド、スウェーデン、ノルウェー、アイスランド)では民主化は漸進的なので、ほとんど暴力を伴わない。これらの地域は、「退出」選択のコントロール、代表制度の維持、自らの法・宗教・言語の標準化で問題を生じなかった。

② 交易ベルト内の地域(オランダ、スイス)では相対的に問題なく進展した。ただ、都市ネットワークの強さが多極共存的な特徴を発展させ、中央集権化した国家装置を阻止した。

③ 交易ベルトの両端の地域(フランス、デンマーク、プロイセン、オーストリア、スペイン)では強力な中心をもつため、大衆民主主義への移行は困難で暴力を伴うことがあった。特にプロイセン、オーストリア、スペインでは、中心に対する境界内の正当性が不十分なために、多様な「退出」選択を制限しなければ、体制を維持できないことがあった。

④ 短期間に中心形成、国民形成、民主化の過程を経なければならない場合(イタ

表2 国境建設と大衆政治への移行

領域境界の開放性/閉鎖性			「抗議」の統合				主要動員機関
文化的境界	経済的境界	軍事的境界	事例	代表機関の継続性	選挙権の拡大	暴力の度合	
閉鎖的	開放的	交易ベルトから遠距離 周辺に対し開放的	イギリス	継続的	段階的	低い	土地所有者、国民運動
閉鎖的	閉鎖的	交易ベルトから遠距離 周辺に対して開放的	スウェーデン	ほぼ継続的	段階的	低い	国民運動
閉鎖的	開放的	交易ベルトに近距離	デンマーク	長い絶対主義	急激	低い	国民運動
閉鎖的 混合的	閉鎖的 開放的	交易ベルトに近距離 交易ベルト内	プロイセン ドイツ帝国	長い絶対主義 多頭的寡頭制/絶対主義	急激 急激	高い：1933	軍隊、土地所有者、教会
混合的	開放的	交易ベルト内	オランダ スイス	多頭的寡頭制	段階的 急激	低い 低い	国民運動 教会
開放的	開放的	交易ベルト内	ベルギー	多頭的寡頭制（外部か らの絶対主義）	段階的	低い	ブルジョアジー、教会
開放的	開放的	交易ベルト近くの南部 周辺に対して開放的	イタリア	多頭的寡頭制/絶対主義	段階的	高い	軍隊、ブルジョアジー、教会
開放的 ↓ 閉鎖的 （成功した国民 形成）	開放的	交易ベルトに近い周辺 に対して開放的	フランス	長い絶対主義	急激	再三の成功した 革命	軍隊、ブルジョアジー、教会
開放的 （失敗した国民 形成）	開放的	周辺に対して開放的	スペイン	長い絶対主義	段階的	高い：1936	軍隊、ブルジョアジー、教会
開放的（制限さ れた国民形成）	開放的	周辺に対して開放的	オーストリア	長い絶対主義	段階的	高い：1934	軍隊、ブルジョアジー、教会

Rokkan, 1974 : 50-51

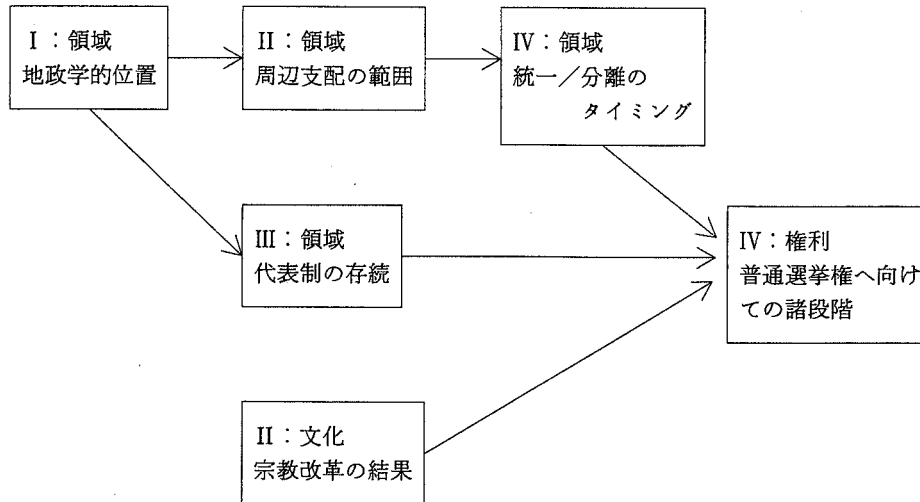
リア、フィンランド、チェコスロバキア、ポーランド)、その領域はいろいろな問題が生じやすい。

大衆民主主義における発展をさらに考察するには、制度面（政治的権利＝選挙権）と社会的分化・動員の源泉（社会的亀裂＝政党システム）の2つの視点を必要とする [古田、1988年、参照]。

(2) 政治的市民権の拡大

表1から考えれば、各国の民主化の拡大は、それぞれの地政学的な位置（I：領域）、次に周辺支配の範囲（II：領域）あるいは宗教改革の結果（II：文化）に応じて、さらに中世以来の等族会議（身分制議会）という代表制度が存続するか消滅するか（III：領域）でも普通選挙権の定着（VI：権利）までの諸変数の段階的な進展への社会的、文化的条件での差異をはらんでいる(図6)。政治的権利はフランス革命後、徐々に領域住民に同等の権利を制度化し、今世紀に入って完成する。政治的権利は選挙権と公的役職に就く権利を法的に具体化することで、「自分の意見を自由に表明できない(非特権的な)人々」の政治的地位を保障する。政治的権利は普通・平等・直接選挙権、さらに秘密投票を含むもので、そのことによって国民代表を統合する過程でもある。いわば選挙制度は「1人1票」制度を通じて全市民を一様な形式的平等の形態で「国民化」をはかる過程の産物ともいえる [Bendix, 1971、邦訳、1981：第3章2、参照]。

図6 普通選挙権に至る過程



Rokkan/Hagtvet, 1980 a : 140

西ヨーロッパの大衆民主主義は「下からの挑戦」を受けて、次の4段階を経て発展してきた。それらは、1) 動員機関を設置する権利の確立、2) 選挙権拡大を通じての動員市場の制度化、3) 議会代表への意見「下からの運動」が参加することへの容認、4) 行政に対して「下からの運動」の現実的な影響力の行使であり、政治的権利の拡張は対処次第で「暴力の脅威」も存在する。言い換れば、新しい政治運動は政治システムの中核に向かって4つの「敷居」(threshold)を越えなければならない[Rokkan/Lipset, 1967 : 27]。

- ① 正当性の「敷居」 抗議が陰謀として抑圧されるか、ある範囲で批判・反対の権利(例：集会・表現・出版の権利)として承認されるか。
- ② 編入の「敷居」 抗議運動支持者が政治的権利の点で支配層のそれと同等となるか。
- ③ 代表の「敷居」 新しい運動が代表権を獲得し、それが制度的に保証されるか。
- ④ 行政の「敷居」 反対者が多数支配に組み込まれるか、選挙の勝利によって反対者の政党または政党連合が権力を獲得できるか。

①と②の「敷居」は大衆政治の発展をコントロールし、選挙権拡大の障害が除去されると、潜在的な政治市場の拡大と市民の政治参加が促進される。最初の2つの「敷居」の低下を決定するタイミングによって各国の条件は異なる。西ヨーロッパ諸国家は、代表の伝統をもつイギリス・モデルと、絶対主義の伝統をもつフランス・モデルに分けられる。イギリス・モデルは徐々に選挙権を拡大するが、形式的な不平等は長く残る(スウェーデン、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、アイルランド、身分代表制

から短期間に男女普通平等選挙制を整えたフィンランド、アイスランド)。またフランス・モデルは政治的市民権の急激な普遍化・平等化を経験するが、しばしば逆転することもある(スイス、デンマーク、プロイセン/ドイツ帝国)。当然、各国の政治ゲームのヴァリエーションが拡大する [Rokkan, 1968: 185, 188]。

①と②の「敷居」が除去されると、次に不公平な選挙制度から比例代表制を要求する代表の「敷居」へと議論が移る。比例代表制は、多極社会で言語・宗教・エスニシティなどの少数派が選挙制度への不信からシステムを拒否、破壊する可能性があるため、国民形成の戦術の一部として導入されるケースが多々ある。だから、比例代表制は分裂した社会において「少数派保護」を保証することで異質要素との共存という新原理を創造し、新たな下からの圧力、と同時に上から自己の地位を確保する動きとして登場した。比例代表制との関連で代表の「敷居」を整理しておくとして、1) 比例代表制への圧力は多極社会の国家で成立しやすく、2) 比例代表制の導入は選挙権拡大に伴って諸集団が生き残る手段となり、3) 実際に導入された国家はエリート間のコミュニケーションが容易であり、国際政治の安定に依存し、資源の少ない小システムで可能で、そのため、4) 大システムでは比例代表制導入への抵抗が強かった(例: イギリス、フランス、ドイツ帝国)。比例代表制は国民形成という点からシステムを安定させ、大衆動員という点から選挙民と政党の関係を「凍結 (freezing) 化」する働きをなした [Rokkan, 1968: 15-18]。

行政の「敷居」は、議会から政府への統制の制度化に関係する。各国の議会が政府を統制するルールはドイツとオーストリアを除き、19世紀中に導入された。この「敷居」の低下への過程は、選挙権拡大前に議会多数派による責任内閣制が導入されたイギリス・モデル(ベルギー、オランダ、ノルウェー)、責任内閣制が制度化される前に普通選挙権が拡張されたドイツ・モデル(デンマーク、スウェーデン、オーストリア)に分類される。行政の「敷居」の低下は、政党または政党連合が議会内で多数派を形成し、内閣への接近を可能にする。だから、行政への少数派の参加の可能性は、1) 議会議席で過半数という点から最大政党と少数政党との連合問題、2) 政策の類似性・親近感と「協定能力」、3) 国際環境からの圧力の厳しさということが一般的条件になる [Rokkan, 1970: 92]。

新しい政治運動は、1) 正当性の「敷居」を越えて選挙においてその見解を国民に伝え、組織し、参加する権利を確保し、2) 編入の「敷居」を越えて既存の体制支持者と同等の代表選挙に影響する権利を獲得し、3) 代表の「敷居」を越えて票を集めるだけでなく、既成政党と同じ選出方法で議会に議席を獲得し、4) 行政の「敷居」を越えることで政治システム内での決定を(多数決で)行使する機会を得るまでに至った。4つの「敷居」の高低のあり方をパターン化すれば、表3になる(aからfまでのパターンは歴史的事例、gからjまでは現代を説明する) [Rokkan/Lipset, 1968:

表3 「敷居」と政党システム

各「敷居」のレベル ①正当性 ②編入 ③代表 ④行政	結果として生じた政党システム
a. ①高 ②高 ③高 ④高	専制または寡頭制の体制、全政党を排除：抗議・不平は行政か身分代表制を通じた回路。
b. ①中 ②高 ③高 ④高	未発達の内在的な政党システム：代表の徒党、名望家のクラブ。例：1832年以前のイギリス、特権層と非特権層の対立していた頃のスウェーデン。
c. ①中 ②中 ③中 ④高(または中)	組織の保護以外の初歩の登録団体を通じて外部の支持を生み出す内在的な政党システム：絶対主義の崩壊と男子選挙権のもとでの議会制ルールの確立期のヨーロッパで一般的。
d. ①低 ②中 ③高 ④高	政党システムの初期段階：下層階級運動の発展を承認、選挙権は制限・不平等。例：1909年以前のスウェーデン。
e. ①低 ②中 ③高 ④中	上記と同じだが、議会制ルールは存在。例：1899年以前のベルギー、1884-1900年以前のノルウェー。
f. ①中 ②低 ③高 ④高	システムから下層階級または宗教上の少数派の政党は孤立。政治組織に対して制限措置、しかし完全男子選挙権は存在。例：1878-1890年社会主義鎮圧法時代のドイツ帝国、第2帝政期・第3帝政期初期フランス。
g. ①低 ②低 ③高 ④高	男子普通選挙権のもとでの競争政党システム、しかし同盟の高い成果と立法・行政権の明確な分離が存在する高い「敷居」の多数代表制。例：もし共産党活動の制約と南部黒人の事実上の低い参政権がなければアメリカ、第5共和制のフランス。
h. ①低 ②低 ③高 ④低	上記と同じ、しかし議会制ルールが存在する高い「敷居」の多数代表制。例：第3共和制後期・第4共和制のフランス、1918年以降のイギリス。
i. ①低 ②低 ③中 ④中	上記と同じ、しかし中位の「敷居」の比例代表制が存在：選挙を通じての断片化に対して導入された保護以外に代表の達成のための同盟の必要なし。例：北ヨーロッパ諸国、ベルギー、オランダ、1918-1920年以降のスイス。
j. ①低 ②低 ③低 ④低	上記と同じ、しかし最大限の比例代表制が存在。多数決に対する抑制ほとんどなし。ワイマール共和国の比例代表制と人民投票多数決原理の併用。

Rokkan/Lipset, 1967 : 27-29

26-29]。

4つの「敷居」から政治的反対派が、政党を組織化する条件はどのようなものか。

1) 政治システム内での政党配置は代表の「敷居」の低下以前に出現する。2) 代表の「敷居」は大衆政治の段階で新たな政治組織に厳しい課題を設ける。また、3) 代表の「敷居」を低下させる動きは新たな大衆運動よりも、新しい勢力に対抗できない既成政党のための延命策ともなる [Rokkan/Lipset, 1967: 26-29, 33]。

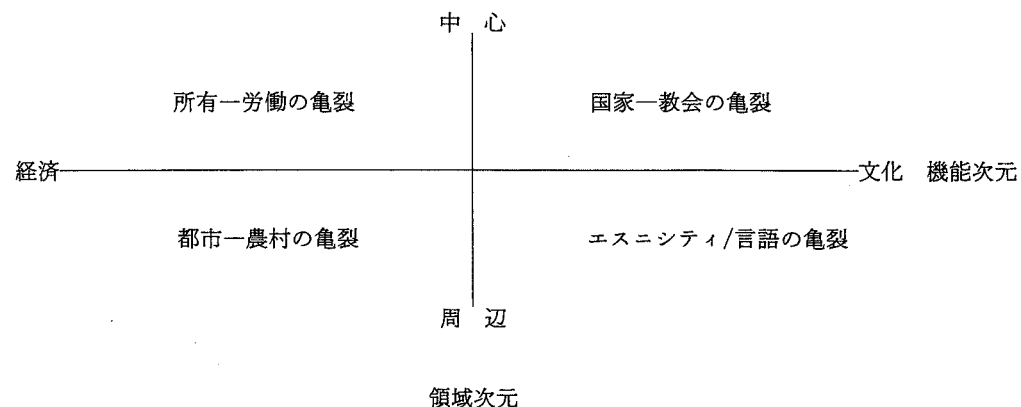
(3) 政党形成

社会的分化・動員から政党を概観すれば、社会的亀裂の構造が政党（システム）の形をとって組織され、個人の行動様式の配置までも規定する亀裂—政党モデルが考えられる。即ち、問題はどのように、どの順番で各社会的亀裂が政治問題化し、いかなる方法で、どの組み合わせで社会的亀裂が政党対立の国民的、地域的システム形成の基礎を提供したのか、ということである。これを4つの基本的な社会的亀裂を用いるモデルで説明する。4つのうち2つが文化的な亀裂で、他の2つは経済的な亀裂である。図7の両側面にある1つの亀裂が領域の中心的傾向をもち、もう1つの亀裂が周辺的な傾向をもっている [Rokkan, 1980 b: 121, 邦訳, 1991: 151]。

文化的側面において、周辺部の亀裂が支配言語と少数言語の対立に存続する。もう1つの亀裂は世俗化した国家と、既成の教会または大衆に信望ある宗派が中心部において対決する。経済的側面においては、周辺部の亀裂では都市ネットワークと農村同盟が対決し、中心部の亀裂が所有者階級と労働者階級の対立が存在する。

次に、亀裂が構造化する歴史過程を考察しておく [Rokkan, 1968: 199-202]。西ヨーロッパには16世紀以降、4つの「危機的時期」(critical period)があり、その際採用

図7 4つの基本対立パターン



Rokkan, 1980 b: 121

表4 社会的亀裂と危機的時期

危機的時期	社会的亀裂	主要争点
1. 宗教改革/ 反宗教改革	1) 中心—周辺	国教対超国家宗教 ラテン語対自国語
2. 国民革命	2) 国家—教会	大衆教育の世俗化対教会支配
3. 産業革命	3) 第1次産業— 第2次産業革命	関税政策：農業保護対自由貿易 国家統制対自由経済
	4) 企業家/所有者 —労働者	企業家の権利対労働者の権利
4. 国際革命	5) 社会主義—共産主義	国民国家統合対国際革命運動支援

Flora, 1981 : 429

された措置により基本的な亀裂が生じ、そこから諸政党の中核となる部分が形成されるのである（表4）。最初の2つの亀裂は宗教改革と国民革命の直接的な産物であり、1) 中央集権的な国民文化と地方・周辺のエスニシティ・言語・文化との紛争（支配文化対従属文化）、2) 国家と教会の団体特権の紛争（国家対教会）であった。あとの2つは産業革命がもたらした、3) 土地利益と産業・企業家階級との紛争（第1次産業対第2次産業）、4) 所有者・雇用者と小作人・労働者との紛争（企業家対労働者）である。さらに、5) 政治的的市民権を獲得した労働者は国民として国家を承認するか、それとも階級として国際的な連帯に関与するかで分裂する（社会主義対共産主義）。

「中心—周辺」と「国家—教会」の各亀裂は、産業革命から生じた亀裂に影響する。たとえば、中部ヨーロッパではカトリック政治運動は都市と農村の経済利益の亀裂を横断し、そのためカトリック政党が存在する国では農民政党は原則的に不在である。プロテスタント諸国では、農民利益を集約する農民政党が存在する。また、産業の発展は労働市場を拡大し、そのことで下層階級の大衆政党を政治の舞台に押し出す。勿論、大衆政党も政治システムへの統合では各国に相違があり、労働者階級の政治的性格に応じて「国家を容認」する社会主義とそれに反するプロレタリア国際主義に分裂し、第1次世界大戦、ロシア革命を通じて2つの労働者政党が競合する。各国の歴史的段階での相違が、政党あるいは政党システムにヴァリエーションを加えていく。

一般化すれば、最初の3つの亀裂が現代の政党システムの基盤を形成し、各国の相違を作った。だから、「システム内の政党の決定的な配置は、政治舞台に労働者階級政党が参入する以前に出現していた」のである。第4の亀裂はその枠を拡大し、さらに第5の亀裂は現代政党システムにさらなる複雑さを付け加えた。当然、社会主義政党の参入は、政党システムに大きな影響を与えたことはいうまでもない。それゆえ、「1960年代の政党システムは、若干の重要な例外を別にすれば1920年代の社会的亀裂構造を

反映している」[Rokkan/Lipset, 1967:50]ことになる。国家的規模での競争が制度をめぐる紛争となって国民間に一定集団の形で亀裂が「凍結」するなら、亀裂＝政党は歴史的に継承した各政治的「パッケージ」と考えられる。

(4) 西ヨーロッパの政党システム

西ヨーロッパ各国の政党システムの相違を理解するには、大衆動員以前の国家建設・国民形成のエリートたちが最初の3つの「危機的時期」で選択した同盟・中立・対立を考えておかなければならない。7つのアクターの多様な同盟選択を類型化したものが、表5の西ヨーロッパ政党システムの8類型である。アクターとは、①国家官僚制を支配する国民形成の中核(N)、②国教会(C)、③超国家ローマ・カトリック教会(R)、④非国教会(D)、⑤第1次産業を支配する土地所有者(L)、⑥都市商工業者(U)、⑦周辺の抵抗運動(P)である。同盟形成における制約モデルは以下の通りである。

- 1) NとD、NとPは同盟関係にならず対立。
- 2) Nは宗教・経済の各戦線で同盟を決定。
- 3) Nは宗教戦線において、①Cと同盟、②世俗的姿勢(S)、③Rとの同盟と3つの選択。
- 4) Nは経済戦線において、①Lと同盟、②Uと同盟と2つの選択。
- 5) Nの同盟はPの同盟選択を決定。ただし制約あり。
 - (a) もしNがCと同盟すれば2つの結果、
 - (aa) Cが支配的な宗教戦線でPの選択はD。
 - (bb) Rが強力な少数派を構成しているならPは2つの同盟グループに分裂。
 - ①N-C-Lへの対応は P_1-S-U と P_2-R に。
 - ②N-C-Uへの対応は P_1-D-L と P_2-R-L に。
 - (b) NがSまたはRを選択すれば、Pの同盟は $P-S-U$ と $P-R-L$ 、または $P-U$ と $P-L$ 。 $P-R-U$ と $P-S-L$ の同盟なし。

南・中央ヨーロッパの特徴は、1) 反宗教改革が教会の立場を強め、2) 急進世俗化運動とカトリック伝統主義が分極化し、3) 旧体制に反対するブルジョアジーが教会に敵対しなければ文化的統合が開始され、4) 教会は新政治秩序に自らの場を再確認しなければならなくなったことである。北・西ヨーロッパは16世紀の時点では政治的に安定しており、19世紀に出現する亀裂構造も南・中央ヨーロッパと異なる。その特徴は、1) 国教会は国民形成エリートとは対立せず、2) 既成宗教勢力に反対する「左翼」運動は非国教徒、都市ブルジョアジーと同盟したことである。

政党システムの基本構造が選挙権拡大と大衆動員の開始以前に規定されたことは注目されるべきであり、それに階級亀裂が社会主義政党の形をとって既存の政党システ

表5 西ヨーロッパ政党システムの8類型

タイプ	事 例	政党システム	内 容
I	イギリス (1)Nの選択 ①宗教：C ②経済：L (2)Pの対応 P-D-U	保守党(N) 対 自由党 ケルト外辺人 非国教徒 産業	宗教紛争は分離前のアイルランドでは解決せず。中心文化は土地貴族ネットワークで補強。都市と農民の利害は一致(保守党)
II	スカンジナビア (1)①C ②U (2)P-D-L	保守党(N) 対 農民党 キリスト教政党 急進党	都市エリートの「保守」(官僚・貴族)と農民・周辺の「左翼」は同盟できず。封建制の欠如と農民の自律性大。
III	プロイセン/ドイツ帝国 (1)①C ②L (2)P ₁ -S-U P ₂ -R	保守党(N) 対 自由党 中央党 バイエルン地域政党	多中心国家による領域緊張(例：バイエルン分権主義)は国民的規模の統合を困難に。西部の自由主義と東部の保守主義は対立。文化的対立も反映。
IV	オランダ (1)①C ②U (2)P ₁ -D-L P ₂ -R-L	自由党(N) 対 カルヴァン派 カトリック派	北・西ヨーロッパ(I-III)と南・中央ヨーロッパ(IV-VIII)の混在。世俗自由主義「国民形成」政党、プロテスタント「左翼」、カトリック派の「柱状化」現象。類似するスイスは宗教紛争はなし。
V	スペイン (1)①S ②L (2)P ₁ -U P ₂ -R	自由党(N) 対 リーガ カルリスタ	世俗権力と教会の紛争に、エスニシティや文化の問題が追加、バスクの強力な宗教忠誠心は反教権中央政府に敵対し、カタルーニャ分離主義は階級亀裂を抑圧。
VI	フランス (1)①S ②U (2)P-R-L イタリア フランスと同様	自由党・急進党(N) 対 保守党 カトリック派 キリスト教政党	反教権世俗都市がカトリックを支配。中心一周辺の紛争は長く尾を引く。1944年、キリスト教労働組合の支持の下に人民共和派を結成するが、キリスト教大衆政党になれず。世俗「国民形成」エリートに対抗する同盟の基礎なし。教会は支持者を堅持し、キリスト教大衆政党を結成。地域的な特徴をもつ自由主義、カトリック、社会主義の交叉亀裂が生じる。
VII	オーストリア (1)①R ②L (2)P-S-U	キリスト教政党(N) 対 自由党 汎ゲルマン主義 産業	首都と成長する地域の紛争。文化的、経済的先進地域と後進地域の対立。
VIII	ベルギー (1)①R ②U (2)P-L	キリスト教政党/ 自由党(N) 対 フラマン分離主義	国民形成初期段階までの野党連合は学校問題で解体し、経済・文化・社会の動員過程でワロン語圏とフラマン語圏の分極化。各亀裂が重なり合う。エスニシティ・文化の統合で成功したスイスと対照的な結果に。

古田、1988：11

ムに加わるのである。5つの亀裂がいったん政党の形をとると、政党システムは「凍結」した固定状態となり、かりに亀裂が消滅したとしても、そこから生まれた政党は存続する [Rokkan/Lipset, 1967: 36-38]。

ヨーロッパの各領域の政治システムは、ローマ帝国の社会の機能分化に始まり、帝国崩壊後、中心が各地域に浸透し、国民規模で文化が標準化し、大部分の国民が承認した大衆民主主義の形態を政党システムという形で国民国家の特徴を表現している。

第5節 政治システムの選択

(1) システムの安定または崩壊

西ヨーロッパの政治システムは、社会を構成する成員間にみられる社会的亀裂から表出される各政治的意思を秩序づける自由民主主義体制において権力・支配関係を規定する方法を採用している。自由民主主義は、個人の可能な限りの自由を保証する自由主義に国民の多数の意思を反映させようとする民主主義が矛盾をはらみつつ相互補完する思想である。西ヨーロッパの政治体制は多様な形態をもつとはいえ、共通して自由民主主義制度を発展させてきた [古田, 1992: 36 ff.]。

なぜ1920年代から1930年代にかけてファシストが5カ国で勝利し、それ以外の国々においては生じなかったのかという問題がある。つまり、政治システムの安定に関する問題は、「過渡期の危機の頻度と強さ(暴力の高まりの範囲)」(表1、VI: システム)を確認することでもある。5カ国とは1党独裁に転化したイタリア、ドイツ、オーストリア、スペイン、ポルトガルであり、それらの類似する「運命」を確認することで自由民主主義が安定するか、確立しなかった事情を理解しなければならない [Rokkan/Hagvet, 1980 a: 131, 136, 145-159]。5カ国の共通する点を列挙する。

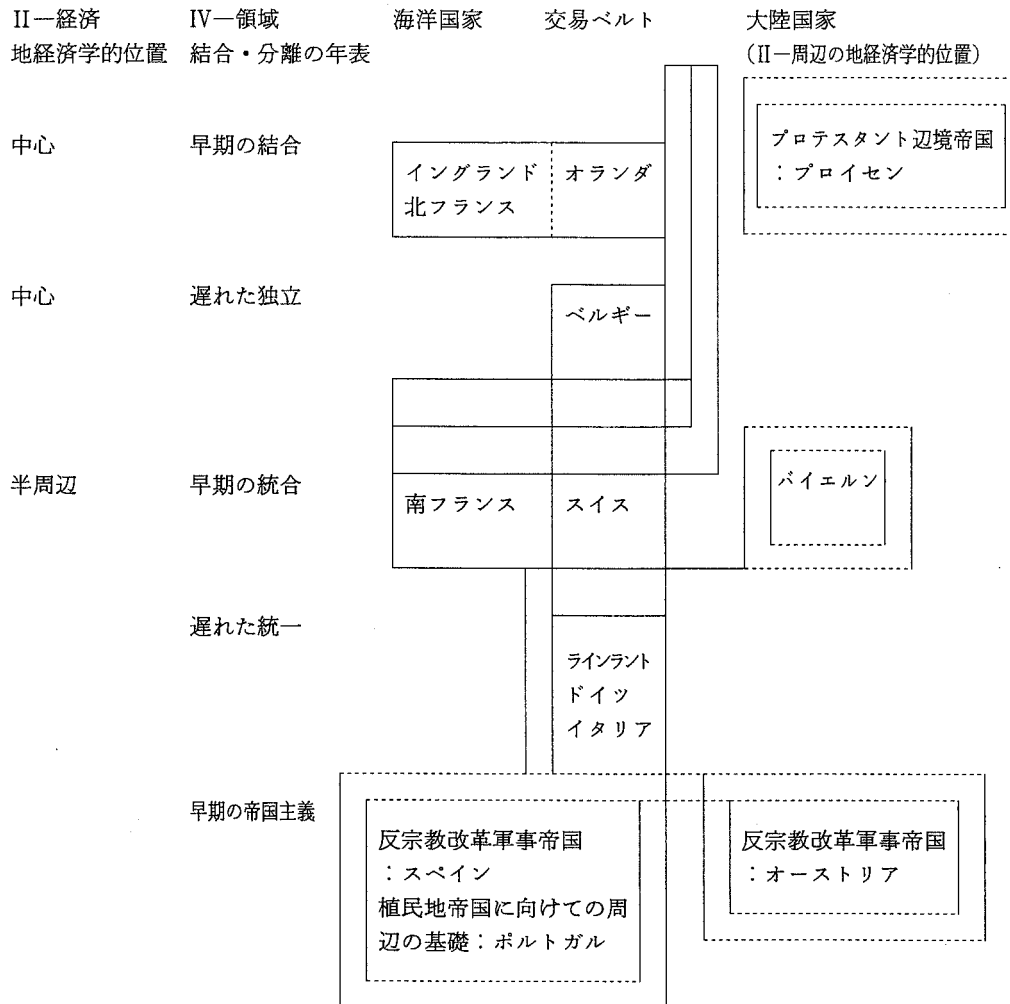
① 5カ国は大衆的な政党や運動によって、競争選挙で国民を動員した経験があった。

② 5カ国とも動員の取扱いで体制危機に陥り、多元主義的な寛容性を失って一元的な支配 (monolithic control) を採用する運動に屈服した。

③ 一元的な運動はその政治的な反対者には「暴力」をもって臨み、次第に支配的地位に昇りつめた。それらは外国よりは国内の敵対者に対する強圧的な動員を通じて権力を維持した。

勿論、西ヨーロッパ各国にも同様な緊張を生む展開があった (例: イギリスでの第2次世界大戦前のアイルランドをめぐる危機、フィンランド独立後の危機、フランスの1934年)が、1つの大衆運動のもとでの排他的な支配にまでは至らなかった。これは各国のシステムを支える社会的、文化的な条件づけの相違でもある。5カ国でファシストが成功したマクロの特徴を図8から説明できる。

図8 地経済学的要素、地政学的要素、領域統合：「概念地図」の応用



(注) 1) 二重線をつけた国家は大衆政治の複数政党システムが暴力的に破壊された5カ国を示す。
 2) 三重線をつけた国家は17世紀中、さらに以降、「資本主義の基礎」を構築していることを示す。

Rokkan, 1980 b : 127, 邦訳, 1991 : 159

5カ国に共通する3要因がある。まず、地政学的な位置（帝国の遺産）は2つの変数（I：領域、II：領域）の組み合わせで考察できる。ヨーロッパ史は帝国建設の失敗史でもある。つまり、ローマ帝国の崩壊、カール大帝とその後継者による帝国の断片化とその後の分解、ヨーロッパの両端（オーストリアとイベリア半島）からのヨーロッパ支配を試みたハプスブルク家の失敗などは、過去の栄光に反して厳しい記憶を残した。第2の要因は、資本主義の進展で2つの大変動をもたらした地経済的周辺化である。その1つは16世紀の交易の流れの再構造化（II：経済）による経済中心地の移動、もう1つは19世紀の産業技術の格差によって経済成長する中心（V：経済）か

ら取り残されたことであった。最後の要因は、軍事と産業の同盟を通じての国際システムでその地位を再確立しようとする継続的な試みである。これは変数IV：経済に掲げた資源の組み合わせで表現される。

中世から1939年までの長期間をとった発展的モデルから、ヨーロッパの政治システムの選択肢を次のパターンで要約できる⁵⁾。

① 競争的な複数政党政治の存続への可能性は、世界経済の中核地域内において最も大きかった。したがって、5カ国以外の西ヨーロッパ諸国は基本的には自由民主主義を進展させた。

② ファシストが勝利する可能性は、都市が点在した旧ローマ帝国の中で半周辺化された地域で最も大きかった。5カ国はある程度の自由民主主義体制を経験できたが、それが崩壊し、その後復活させた。

③ 共産主義が勝利する可能性は、ヨーロッパの周縁的な地域に早くから成立した官僚による農業型の帝国で大きかった。自由民主主義が不完全で、定着しないまま共産主義体制化した。

近代ヨーロッパ構造は各領域システム内にある各資源の保持をめぐる、同盟と対立の歴史を反映する。その構造を理解するには、中心－周辺が歴史的な文脈の中でどのように発展してきたかの位相的な視点が必要である。さらに、領域が南・北と東・西のどこに位置するかという地理上の相違は、個別事例を理解する上で不可欠な類型的な基準となる [Rokkan/Urwin, 1983: 21]。

(2) 第2次世界大戦後の中心－周辺の政治的対応

第2次世界大戦後の中心と周辺の観点から、国民統合の維持を検討しておく。周辺の抗議に対する中心の極端な政治的対応は、周辺の分離を受け入れるか、またはそれを弾圧するかである。分離は体制の基本的な方針にそぐわないし、弾圧はリスクも、コストも高くつく。戦後の政治システムは、国家建設と中央集権化の過去の経験から領域内の諸々の要求を調整するようになってきた。個々のシステム維持のスタイルを考えれば、一方に中央集権化を徹底する戦略がある。それは領域内の周辺を強引に統合した形態である。それとは対照的な連邦的戦略があり、領域の各周辺は防衛・外交問題では集団的決定方式で中心に従うが、それ以外の分野では政治的決定での自治と同様、文化的独自性を保護、承認する形で各周辺の立場は尊重される。各国の実際的な対応は両戦略間に位置する。戦後の国家形態の4タイプを提示しておく [Rokkan/Urwin, 1983: 180-188]。

① 中央集権国家 (unitary nation) 経済的に支配し、行政的な標準化から逸脱させない政策を遂行する、1つの中心に国民国家を建設した国家形態 (フランス、デンマーク、ノルウェー、イタリア、アイスランド、スウェーデン、ポルトガル、フィン

ランド、ベルギー)。

② 連合国家 (union state) すべての場面で直接的な政治的コントロールを行う中心はなく、領域の各周辺の部分的な編入は条約や協定を通じて達成される。その点で、このタイプは統合の点では不完全であるが、行政の標準化は領域のほとんどで普及している。国家を構成する各単位は、連合前の権利や下位基盤に基づくヴァリエーションを残存させる (オランダ、イギリス、スペイン)。

③ 構造的連邦制 (mechanical federalism) このタイプは条件によって、上から導入された連合国家と対照的に領域的な多様な構造パターンを保持している。この多様な構造が国家全土を交差して存在する。「同輩中筆頭者」(primus inter pares)である1つの中心が、領域内のコントロールのヒエラルヒー的なシステム内で調整する立場にある (オーストリア、ドイツ)。

④ 有機的連邦制 (organic federalism) このタイプは下位単位から構成される個々の自律的な領域構造による任意連合 (voluntary association) の結果である。個々の単位ははっきりと識別される権利をもつ個々の制度原則を堅持する。1つの中心は存在するが、そのコントロールは厳しい制約を受ける (スイス)。

表6は地理空間とメンバーシップ空間の基準に中央集権化と連邦主義化の各次元を組み合わせ、西ヨーロッパの政治システムを分類したものである。左上端の中央集権的で標準化した国家群から右下端のスイスの連邦主義形態まで、対照的に各国家が配置される。(西)ドイツやスイスのような連邦主義は、今後の政治システムの必然的なパターンと考えられる。同時に、政治システム内において、権力、職業、資源など

表6 国家建設と国民形成の過程の類型：空間・アイデンティティの特徴

	地理空間 (単頭制)	地理空間 (+メンバーシップ空間)	メンバーシップ空間 (+地理空間)	メンバーシップ空間 (多頭制)
中央集権化 ↑中央集権国家	フランス アイスランド デンマーク ノルウェー イタリア アイスランド スウェーデン ポルトガル	フィンランド	ベルギー	
統一戦術		オランダ イギリス	スペイン	
連合国家			(西)ドイツ	
構造的連邦制	オーストリア			
有機的連邦制				スイス
連邦化 ↓				

Rokkan/Urwin, 1983 : 182

が競合する集団ごとに分配されているか、または重複している場合、多極共存型の解決方法がますます求められる。

周辺が経済的、戦術的な価値を保持する場合、中心は領域の統合と支配を維持するためには「高い代価」を支払わなければならない。その「高い代価」は周辺にとっては重要な「切り札」であるが、そのことで中心を硬化させることもある。たとえば、1972年に承認された南チロルの均衡一括法案(Proporzpaket)は、政治的、経済的に高い費用を要した末の解決策であった。また、ベルギーの言語紛争も高いコストになった事例である。政治システムの選択は、各集団の配置、中央集権制の深度、国民形成やメンバーシップのスタイルとそのコストに制限される。

国民国家は、ある領域の対外的境界の画定と内部組織の役割分化の密接な連鎖において完成する。一般に、領域構造を論じるときには物理(地理)的な空間をまず想定しがちだが、もう1つの重要な社会的、文化的な空間、言い換えればメンバーシップ空間も存在する。人間社会を構造化した歴史の意味するところは、地理的空間とメンバーシップ空間の相互作用に基づいている。勿論、地理的空間の境界は必ずしもメンバーシップ空間の境界と一致するものではない。

さらに、現在のグローバル化の時代では国家を超えた経済交流(商品、サービス、労働などの移動)、文化交流(メッセージ、コード、生活スタイル、信念などの移転)、政治的交流(各システムの中心間、また中心と周辺の間)という3タイプの交流が境界を横断することによって社会・経済・政治生活は進展する(例:ヨーロッパ連合)。これらの交流は境界を強化・維持するメカニズムだけでなく、開放・超越するメカニズムの多種多様なセットをも準備する[Allardt, 1981: 264、邦訳、1990: 163]。

第6節 福祉国家

(1) 西ヨーロッパ福祉国家の共通起源

福祉国家の起源は19世紀末から第1次世界大戦前後にかけてあり、同時期は西ヨーロッパ諸国で成人男子国民に選挙権が普及し、同時に大衆政党が各国に誕生する時期とほぼ一致する。ロッキン流に述べれば、福祉国家の発展は大衆民主主義の拡大、世襲の特権の排除、および社会・経済的平等への要求の所産でもあった。

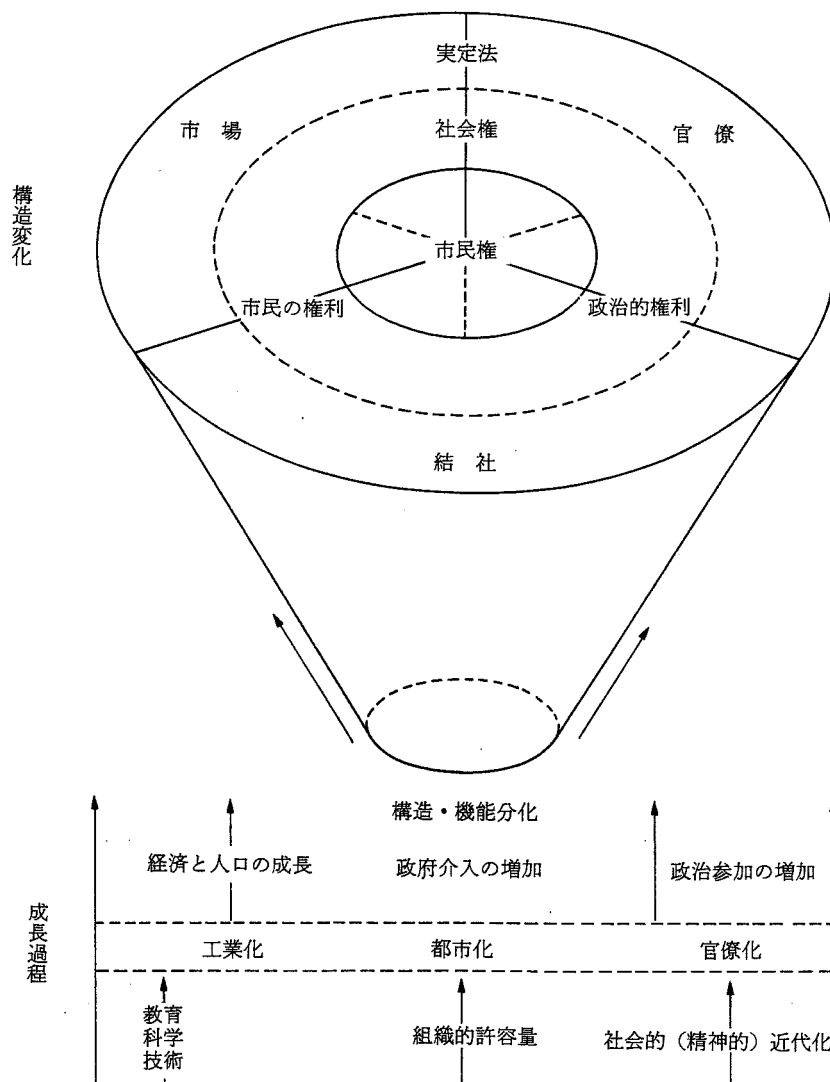
福祉国家を統合するメカニカルな要素は市民権制度である。「市民権は共同体の全メンバーである人々に授けられたステータスである。そのステータスを所有するすべての人々は、そのステータスが付与した権利と義務の点で平等である」[Marshall, 1965: 84]。

ヨーロッパ社会は、市民権に関わる3つの制度・組織構造を発展させてきた。それらは市場(経済的な資源と商品の交換を組織)、結社(利益の表出・集約を組織)、国

家官僚（集合的な課題の履行を組織）である。近代社会がもつ3つの制度・組織構造と市民権を関係づけるなら、図9のような扇形モデルとなる。福祉国家を市民権と市場への規制という点で考えるなら、次の視点は重要である[Flora/Alber, 1981: 40]。

- ① 国家が解決すべき労働・雇用市場を創造する分化過程（個人と家族の収入、労働と生活の場の分化）。
- ② 政治的権利の制度化の結果（、または補償）としての社会権の進展。
- ③ 国家官僚による市場（、ある程度、結社）への規制・補充・補完。

図9 制度・組織構造の変容



構造を増大・変化する社会的許容量の増加

Flora/Alber, 1981: 41

市民権は自己の財産権、有効な契約に加わる権利、職業・住居選択の自由で市場と関係する。また、市民権は表現・思想・信仰の自由（主義）において結社と関連する（表1、VI、VII：政党）。市民権の具体的な内容を保証するためにも利益集団や政党が発展し、民主化をシンボル化した議会の進展を促し（、当然、政治的権利とともに）、かつその法的基盤を形成する。政治権力への参加は、議会が国民生活を統括できるときに初めて意味をもつ（つまり、責任内閣制の確立）ので、政治的権利の行使による国民の意思は、議会を通じて具体的に官僚が実行する。だから、社会的権利は、経済的福利や社会保障を維持するため、官僚が市場を規制する（例：労働法）し、市場への規制は社会への補完（社会保障制度）や補充（社会的サービス）を通じて、また社会的権利の別側面である文化的遺産に関しては公教育の確立（公立学校）と義務教育の制度化を通じて発展するし、同時に規制の権限・強化は官僚組織を肥大させる。権利の拡大は、物質的な富や国民的な文化遺産をより公平な分配を求めた民主化をめざす闘争と考えられる。社会的権利が政治システムの正当性ある根拠になるなら、福祉国家は国民国家の完成とみなせる（VI、VII：権利・システム）。

（2）西ヨーロッパ福祉国家の多様性

西ヨーロッパの福祉国家を分析するに際し、ロッキンはいくつかの重要な分析上の提言を行っている [Flora, 1986 : xvii ; Flora/Alber, 1981 : 46]。

① 西ヨーロッパ福祉国家間の制度的ヴァリエーションは、古くから存在する構造的な相違に基づく所産である。それは近代的福祉制度の経験と結果に先立つ国家建設と国民形成、さらに大衆民主主義の諸過程の多様な経験と結果の相違でもある。

② 福祉国家間の多様性は、主要な諸制度の創造において異なった、条件の中で、制度を採用する「タイミング」の結果とも理解できる。これは各国の産業化過程の中で、各国ごとの異なった問題から生じる圧力や集团的アクターの多様な配置と、その解決策を導入する「タイミング」が個々の相違を作り出す。

③ 主要な制度的ヴァリエーションは、福祉国家の初期段階（特に、第1次世界大戦前後）にさかのぼる。また、その主要制度はいったん決定されると、戦争や経済危機のような例外状況を別として、その決定を覆すことは困難となる。

福祉国家の多様性を2つの側面で整理する必要がある。まず、国家が国民生活の中に福祉制度を手段にどれぐらい積極的に介入できたかという、国家と国民の間に存在する「媒介構造」(intermediary structure) の問題である。次に、社会的分裂によって福祉制度が体系的、一貫性あるものになるかどうかで、福祉制度を断片化するか否かの問題がある。

国民生活と政府をつなぐ媒介構造は、高度に組織化された教会からルースなままの社会的ネットワークまでが配置された状態でもある。各国ごとの媒介構造という「活

動空間」は歴史的に形成されたものであり、またそれへの国家の浸透・介入のあり方も福祉制度の多様性を作り出す [cf, Nettle, 1968]。国家の社会への「関与」程度から福祉制度の相違を確認すると、宗教改革は西ヨーロッパに様々な福祉制度を進展させた (II、V：文化) [Flora, 1986： xviii-xxi]。

北ヨーロッパ各国 (特に、ルター派の君主国) で「聖と俗」の権力融合が生じた結果、公的福祉概念も比較的早く発展させ、少なくともその概念をプロテスタント教会は正当化、是認した。同様に国家に対応した市民的義務の概念も発展し、国家は過度の圧力なしに資源の動員を確保できた。

南ヨーロッパのカトリック地域では、ローマ・カトリック教会は20世紀まで福祉組織 (例：学校、病院など) を支配した。そのことは福祉国家や公的福祉制度、それに応じた市民的義務の発展を抑制した。カトリック地域の領域住民への社会化と社会統制をめぐる世俗国民形成者とカトリック教会の争いは多様な帰結をもたらし、結果としてカトリック教会を中心とする福祉制度への支配は、国家によるコントロールをほぼ不可能にし、福祉への国家の態度は助成だけのものとなった。カトリック教会による福祉制度が民主化の初期段階まで残存しているなら、カトリック政党はその福祉制度を求める人々を忠実な支持者として確保できた。その結果、国家と教会の対立は政治的クライエンテリズムの風土を培うのである。

両宗教が混在する国々では独特な形態を採用する。オランダのように諸宗派間の競争が福祉制度の発展を促進したが、同時に公的福祉制度への移行を遅らせる結果ともなった。宗派ごとの福祉制度は社会の「柱状化」 (verzuiling) 現象を固定化する意味をもった。

次は、社会の分裂が福祉制度をバラバラで非体系的にするかどうかの問題である。国家建設・国民形成の過程での各国家の異なった前提・経験は、福祉国家の「離陸」の時点とその後の「社会サービス」 (教育、健康・医療、貧困救済) の構造のヴァリエーションを説明する際に役に立つ [Flora, 1986： xiv-xxi]。現在の福祉国家を分類すれば、北欧・イギリス型と大陸型の2形態が存在する。北欧・イギリス型福祉国家は高度な社会的市民権と、均質的で統一的な制度を成立させた。それに対して、大陸型福祉国家は低い社会的市民権と断片化した諸制度しか成立させなかった。もっと根源的な相違の起源を探るには、ロッキンが表1で示した歴史的発展段階の枠組から理解できるし、社会的、文化的条件 (もっと詳しくは各国の階級構造のヴァリエーション) を分析しなければならない。特に、次の3要素は重要である。

- ① 製造業に従事する労働者が同質的であるか、異質的な要素をもっているかどうか。
- ② 労働者と農民との結びつきが存在するか、存在しないか。
- ③ ホワイトカラーとブルーカラーとの関係がどのような内容をもっているか。

①について労働者が同質的であれば、所得維持をめぐる統一的制度の形成へのチャンスがきわめて大きい。この同質性とは手工業やアナルコサンジカリズムの伝統が弱く、大企業の影響が強力で労働組合が中央集権化している場合である。②と③に関しては、従来、社会保障制度は農民や農業労働者を含まず、産業労働者を中心としたドイツ・モデルが長く支配的であった。したがって、20世紀初めにホワイトカラー用に別の保険制度が導入され、全国民に共通する制度が樹立されなかった。他方、北欧制度はドイツのそれとは対照的な姿を示した。産業労働者と小農民との階級妥協的な伝統によって、統一的、平等主義的な全国民的な制度が設置された。この理由は2つの階級が普通選挙権の獲得でも協力した経験をもっており、社会保険制度の樹立でも協力を容易にしたからである。その後も北欧制度が階級的妥協を本質としている（例：1913年スウェーデンの年金制度、1964年のフィンランドの疾病保険制度）。北ヨーロッパ諸国では最初の社会保険制度が設置されたとき、農業部門への就業人口比率は高く（1910年頃、ノルウェー39%、デンマーク43%、スウェーデン46%）、産業労働者の比率は低かった（3カ国平均は約25%）。小農民が支配的な農業構造は、福祉計画の創設での階級的妥協を容易にもした（IV：経済）。

福祉制度の発展段階では、その採用「時点」も重要である。イギリスにおける均質的、統一的な制度への移行を事例にとれば、第2次世界大戦直後の体系的な社会保障制度を意図した「ベヴァリジ報告」が戦後の大改革を促すタイミングを作り出し、決定的なものとした。その要因は戦争が国民的合意をもたらしたこと、それまでのイギリスの福祉制度が時代遅れの構造であったこと、ベヴァリジの影響力があったことである。当時のイギリスの労働力の約90%はブルーカラーとホワイトカラーに占められていたが、ドイツより統一した制度ではなかった。この状況とタイミングがイギリスに統一的、全国民的な社会保障制度への創設基盤を提供した。

(3) 福祉国家を支えた戦後の条件と限界までの「成長」

西ヨーロッパの各福祉国家は異なった前提条件から、また多様な過去の制度的遺産をもって1970年代半ばまで拡大してきた[cf, Flora, 1983]。第2次世界大戦後、福祉国家の発展には、いくつかの「合意」が絡み合っている[Flora, 1986: xxiv-xxv]。西ヨーロッパにとって戦後国際政治での安定、その結果、国民総生産比で各国の防衛支出を低下させ、少なくとも防衛か福祉かの二者択一の考え方はなくなった。次に民主主義制度は正当なものとみなされ、選挙が有効に機能した国内政治の安定がある。さらに各国の政党システムも安定と順応性を発揮し、連合政権や少数政府はあっても、それが直接、政治システムを不安定・崩壊に至ることはない。これらの合意は福祉国家の前提であり、福祉制度の拡大が政治的合意を定着化させた（「合意の政治」）。

最大の発展条件は第2次世界大戦後の未曾有の経済成長であり、これが社会的支出

の膨張を支えた。1950年代から第1回目の石油危機までの時期は、資本主義には「黄金時代」であり、戦後の福祉国家を構築できた。1950年から1980年までの西ヨーロッパの経済成長率は平均約4%であったが、社会的支出が平均約6.5%と順調な伸びを示した。1950年代では社会的支出の伸びは経済成長率より低かった。1960年代初期から1970年代初期までの10年間は平均以上の社会的支出と経済成長の時代で、本格的な福祉国家の成立時期となった。社会保険の平均支出は1930年頃3%以下、1959年までに5%、1960年までに7%、1974年までに13%と増額し、それが福祉国家への指数となっている。福祉の拡大は社会的支出を増加させ、支出の多様さは制度的ヴァリエーションに基づいている。

戦後の西ヨーロッパの各福祉費用が国民総生産に占める社会的支出の伸びは、数字でみる限り福祉国家の完成に近づいたことを示している。簡単な数字で示せば、社会的支出は国民総生産比では1950年代では10%から20%までであったが、1970年代半ばまで25%から30%を越えている。つまり、社会的支出の増加は固定した形で「国家への負担」を意味する。この10年間で各国家を現代的な福祉国家に変貌させたのである。

むすびに代えて

1970年代の石油危機以降、福祉国家はその膨張の限界にまで到達したとも言われている。福祉国家は高失業率と公的赤字増大という経済的立場から、中産階級による反税闘争やネオ・リベラリズムという政治的立場から、軍事・新技術の競争による国際関係から限界に達したと主張された。その反面、福祉国家の使命である経済・政治の安定化は、福祉に依存する膨大なクライアントを構造化した。だが、こういった問題で、福祉国家はその限界を考慮しながら、現在、将来に直面する問題をも抱えている。その問題とは、中心と周辺の変化した関係(分権化の問題)、高齢化社会、男女の社会的役割の変化、価値変動(「ニュー・ポリティクス」による政党一支持の凍結構造の溶解⁶⁾、代表制民主主義への不信など)であり、このような諸問題は「福祉国家像」の再考を迫るものであり、生活様式の変貌、社会の「連帯感」の変化への新たな対応を必要とする[Flora, 1986: xii]。この現象は、国民国家が福祉国家に達成後、社会変動によるシステムの変容にどう取り組むかという、今後の新たな国民統合の問題でもある。言い換えれば、このことは現在、国民国家の再編成あるいは再統合の議論とも関係する⁷⁾。

ロッキンは若い世代に向かって、「ヨーロッパと呼ばれる地域的多様性の起源を理解し、その未来を準備する私たちの分析、努力である類型のためにもっと堅牢な基礎を設ける手助けをしながら、この比較研究に興味をもち始めることを期待します」[Ro-

kkkan, 1980 b : 128, 邦訳, 1991 : 160]と、ある講演の締め括りで述べたことがある。ロッカンは自らのモデルに満足することなく、新たな要素や材料、理論を取り入れてモデルを発展させることを常に考えていた。したがって、ロッカンの知的遺産を受け継ぐロッカニアンには、「ポスト福祉国家」とまで言われる1980年代以降のシステムの変貌をロッカンのモデルから説明すべき課題を負っている。

注

- 1) ロッカンの経歴については、H・ダールダーの解説 [Daalder, 1989 : 542-544] を参照。また、ロッカンの比較政治学への貢献については、H・ダールダー [Daalder, 1987 b] を参照。
- 2) ロッカンのモデルを西ヨーロッパ以外に積極的に適用する提案については、たとえばK・W・ドイッチェ [Deutsch, 1987, 邦訳, 1989] を参照。
- 3) この変数はG・アーモンドとG・B・パウエルの研究 [Almond/Powell, 1966] を参考している。
- 4) B・ムーア [Moore, 1964, 邦訳, 1980] の経済戦線を中心としたエリートの同盟モデルを参考にしている。
- 5) この3分類に、1980年代以降に研究が盛んとなった、権威主義体制から民主化のパターン [cf, Gillespie, 1990 : 227-250] を追加することも可能である。
- 6) この議論についてのロッカニアンからの整理、適用、反論については、J・アルバー [Alber, 1985]、P・メーア [Mair, 1993, 邦訳, 1996] を参照。また、G・スミスは最近の各国民の投票行動の事情をうまく整理している [Smith, 1990 : 251-269]。
- 7) この点に関する議論は、1995年国連社会開発研究機関 (UNRIED) 主催のシンポジウムの報告 [de Alcátara, 1996] を参照。

参考文献

- Aarebrot, F. H. On the Structural Basis of Regional Mobilization in Europe, in Marchi, B/Boileau, A. (eds.), *Boundaries and Minorities in Western Europe*, Milan, 1982.
- Alber, J. Modernisierung, neue Spannungslinien und die politischen Chance der Grünen, in *Politische Vierteljahresschrift*, Jg. 26, Heft 3, 1985.
- Allardt, E. Reflection on Stein Rokkan's Conceptual Map of Europe, in *Scandinavian Political Studies*, vol. 4, no. 4, 1981. 土倉莞爾・古田雅雄訳「ステイン・ロッカンのヨーロッパ概念地図に関する考察」『関西大学法学論集』第40巻第2号、1990年。
- Almond, G. A./Powell, G. B. *Comparative Politics. A Developmental Approach*, Boston, 1966.
- Bendix, R. *Nation-Building and Citizenship*, New York, 1971. 河合秀和訳『国民国家と市民的権利 I、II』岩波書店、1981年。
- Daalder, H. Stein Rokkan (1921-1979), in *The Blackwell Encyclopaedia of Political Science*, Oxford, 1987a.
- Daalder, H., Countries in comparative European Politics, in *European Journal of Political*

- Research, vol. 15, no. 1, 1987b. 古田雅雄訳「交差国家研究とS・ロッカンの貢献」(未発表)。
- de Alcántra, C. H. *Social Futures, Global Visions*, Oxford, 1996.
- Deutsch, K. W. *International Affairs*, in *American Political Science Review*, vol. XXXVI, no. 3, 1943.
- Deutsch, K. W. Towards the scientific understanding of nationalism and national development: the crucial contribution of Stein Rokkan, in *European Journal of Political Research*, vol. 15, 1987. 古田雅雄訳「ナショナリズムと国民国家の発展の科学的理解にむけて: スティン・ロッカンのきわめて重要な貢献」『六甲台論集』第37巻第2号、1989年。
- Flora, P. Stein Rokkans Makro-Modell der politischen Entwicklung Europas: Ein Rekonstruktionsversuch, in *Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie*, Jg. 33, Heft 3, 1981.
- Flora, P./Alber, J. *Modernization, Democratization, and the Development of Welfare States in Western Europe*, in Flora, P./Heidenheimer, A. J. (eds.), *The Development of Welfare States in Europe and America*, New Brunswick, 1981.
- Flora, P. *State, Economy, and Society in Western Europe 1815-1975. A Data Handbook*, vol. I, Frankfurt, 1983. 竹岡敬温訳『ヨーロッパ歴史統計 国家・経済・社会 1815-1975年』上巻、原書房、1988年。
- Flora, P. Introduction, in Flora, P., *Growth to Limits*, vol. 1., Berlin, 1986.
- Gillespie, R., The consolidation of New Democracies, in Urwin, D. W./Paterson, W. E. (eds.), *Politics in Western Europe Today*, London, 1990.
- Hirschman, A. O. *Exit, Voice, and Loyalty*, Massachusetts, 1970. 三浦隆之訳『組織社会の論理構造』ミネルヴァ書房、1975年。
- Mair, P. Myths of Electoral Change and Survival of Traditional Parties, in *European Journal of Political Research*, vol. 24, 1993. 土倉莞爾・古田雅雄訳「選挙変化の神話と伝統的諸政党の存続——1992年スティン・ロッカンの記念講演——」『関西大学法学論集』第46巻第2号、1996年。
- Marshall, T. H. *Class, Citizenship, and Social Development*, New York, 1964.
- Moore, B. *Social Origins of Dictatorship and Democracy*, Boston, 1964. 宮崎隆次他訳『独裁と民主政治の社会的起源——近代世界形成過程における領主と農民 I、II』岩波書店、1980年。
- Nettl, J. P. The state as a conceptual variable, in *World Politics*, vol. 20, 1968.
- Page, E. C., Patterns and Diversity in European State Development, in Hayward, J./Page, E. C (eds.), *Governing the New Europe*, Oxford, 1995.
- Rokkan, S./Lipset, S. M. Cleavage Structures, Party Systems, and Alignments: An Introduction, in Rokkan, S./Lipset, S. M. (eds.) *Party Systems and Voter Alignments: Cross-National Perspective*, New York, 1967.
- Rokkan, S. The Structuring of Mass Politics in the Smaller European Democracies: A Developmental Typology, in *Comparative Studies in Society and History*, vol. 10, no. 2, 1968.
- Rokkan, S. *Citizen, Election, Parties: Approaches to the Comparative Study of the Processes of Development*, Oslo, 1970.
- Rokkan, S. Nation-building. A Review of Recent Comparative Research and a Select

- Bibliography of Analytical Studies, in *Current Sociology*, Vol. XIX, No. 3, 1971.
- Rokkan, S. Entries, voices, exits: Towards a possible generalisation of the Hirschman model, in *Social Science Information*, vol. 13, no. 1, 1974.
- Rokkan, S. Dimensions of State Formation and Nation-Building: A Possible Paradigm for Research on Variations within Europe, in Tilly, Ch. (ed.), *The Formation of National States in Western Europe*, Princeton, 1975.
- Rokkan, S./Svåsand, L. Zur Soziologie der Wahlen und Massenpolitik, in König, R. (Hrsg.), *Handbuch der empirischen Sozialforschung*, Bd. 12, Stuttgart, 1978.
- Rokkan, S./Hagvet, B. The Conditions of Fascist Victory, in Larsen, S. U./Hagvet, B./Myklebust, J. P. (eds.), *Who were the Fascists. Social Roots of European Fascism*, Oslo, 1980a.
- Rokkan, S. Eine Familie von Modellen für die vergleichende Geschichte Europas, in *Zeitschrift für Soziologie*, Jg. 9, Heft 2, 1980b. 古田雅雄訳「ヨーロッパ比較体系史モデル」『六甲台論集』第38巻第1号、1991年。
- Rokkan, S. Territories, Centers, and Peripheries: Toward a Geoethnic-Geoeconomic-Geopolitical Model of Differentiation within Western Europe, in Gottmann, J. (ed.), *Centre and Periphery. Spatial Variation in Politics*, London, 1980 c.
- Rokkan, S. Territories, Nations, Parties: Towards a Geoeconomic-Geopolitical Model for the Explanation of Variations within Western Europe, in Merritt, R. L./Russett, B. M. (eds.), *From National Development to Global Community. Essays in Honor of Karl Deutsch*, London, 1981.
- Rokkan, S./Urwin, D. W. *The Politics of Territorial Identity. Studies in European Regionalism*, London, 1982.
- Rokkan, S./Urwin, D. W. *Economy, Territory, Identity. Politics of Western European Peripheries*, London, 1983.
- Rokkan, S. *Center-Periphery Structures in Europe. An ISSC Workbook in Comparative Analysis*, Frankfurt/New York, 1987.
- Shills, E. Centre and Periphery, in Worsley, P. (ed.), *Modern Sociology*, Harmondworth, 1970.
- Smith, G., States of European development : Electoral Change and System Adaption, in Smith/Paterson, 1990.
- 古田雅雄「S. ロッカンの政党制モデル——『国民統合』から政党制へ——」『六甲台論集』第35巻第1号、1988年。
- 古田雅雄「西欧——国民国家の発展とシステムの変容——」加藤普章編著『入門現代地域研究』昭和堂、1992年。

Legal humanism and the consequences of textual criticism*

Minoru Tanaka

I.

The aim of the Centre is to study Europe from an interdisciplinary perspective. The word interdisciplinary has been used very often for many years in the Japanese academic world, but it can also imply a superficial discussion without entering into a technical or academic treatment. In this paper, I would like to share some of the experiences in my recent research field, legal humanism i. e. jurisprudence in the Renaissance period.¹⁾ I will try to make my presentation as clearly as possible also for non-specialists, but I am convinced that a specialized discussion of law will be of interest also to non-lawyers, will useful information and bring about fruitful interdisciplinary discussion, if certain premises are introduced from the outset. I hope my report will provide a better understanding of the European History of Ideas in general.

II.

One of the most eminent achievements of the so-called 12th century Renaissance was the birth of universities, i. e. the revival of jurisprudence and medicine. The revival of jurisprudence means the efforts to understand the texts of that treasure of detailed legal discussions, later known as the *Corpus iuris civilis*, to which jurists in Northern Italy, mainly at Bologna, devoted themselves very intensively.²⁾ Their contribution was to explain this enormous volume of very complicated legal texts, which was not systematically ordered collection of legal norms that could be termed a code or codification, but was rather an accumulation of casuistic extracts from writings of private jurists and imperial constitutions, both responses to particular legal disputes. Consequently, this mass of texts

filled with what at first sight appear to be contradictions should be harmonized through the scholastic method or technique of making distinctions among each item (*leges*) and applying them as positive law. This harmonization might misconstrue the original meaning, but it does provide us many other legal concepts, to which we Japanese are also very much indebted through the reception of continental European codes and legal science in the last 130 years.³⁾ Northern Italian jurists performed this technique of “*distinctio*”, adding notes (called *glossa*) to the texts. Their work was summarized by Accursius into a *glossa ordinaria*. The *Corpus iuris* has been since that time published not only as a collection of original texts but also always with this *glossa ordinaria*.

After the completion of the *glossa ordinaria*, some new types of legal literature have been developed: *commentaria*, which are the commentaries on the Roman legal texts according to the ordering of the *Corpus iuris* integrating the actual legal issues in Italy at that time; *tractatus* and *paratitla*, which argue the particular legal material/s intensively ignoring the ordering of the roman texts⁴⁾; and *consilia* and later *decisiones*, which record or report solutions to legal disputes showing the reasoning (*motivazioni, ratio decidendi*) behind them.⁵⁾ These were formally private works but actually corresponded to law reports today. At this stage, as you have probably noted by now, all the types of literature units which the lawyer works today were firmly established already in late medieval Italy.

These series of texts and manuals became known through the study of foreign students in Italy. Their use later spread throughout Europe also with the foundation of new law faculties in other countries, and the activities of both secular and ecclesiastical courts. The law faculties functioned as an organization for legal education, whose graduates acted as judges, advocates, procurators, notaries, diplomats, high officials and so on. We speak of the Reception (penetration) of Roman law, one of the three important factors for the modernization in the continental Europe, besides the Reformation and the Revolution.

How far the Roman texts with *glossa ordinaria* were really applied to settle actual disputes in courts is a question that is not easy to answer. But one might say that Roman law found a relatively direct and intense application in the areas where rules of non-Roman law were not so well established and even in the areas where rules of non-Roman law were established Roman law exercised considerable influences by furnishing legal forms and technical concepts. Even though rules of non-Roman law were often applied in practice, the fact that the people

engaged in law were educated exclusively in the framework of Roman law was very significant (Only taught law is tough law).

It is true that the *Corpus iuris, glossa ordinaria, commentaria* and *consilia* of Bartolus and Baldus were of very persuasive authority but that did not mean an exclusive and absolute authority which compelled lawyers to accept them as the only authentic interpretation and solution. This was not the case. The legal science or jurisprudence in Civil Law countries is dogmatic in the sense that legal norms as proposition themselves (often represented as an article of a code or statute) are fixed. But their interpretation was and is open to free academic or scientific discussion. Even the *glossa ordinaria* proposed alternative solutions for clearing up contradictions, saying *vel dic.*⁶⁾ This dogmatic character of jurisprudence, its method of treating the texts without avoiding a profound hermeneutics and escaping to an easy proposal of statutes (*de lege ferenda*) produced very creative achievements. Such a phenomenon can be observed not only in theology but also in today's Japanese legal academic world, which tends to value the acute *de lege lata* argumentation more highly than simply legislative proposals. One can say that modern jurisprudence in the sense of the re-discovery and reutilization of the classical heritage had been established before the Quattrocento Renaissance. The unique fact that European society in many aspects has a strong legal character since the late Middle Ages cannot be overestimated and should not be ignored. Indeed legal texts were the flowering of classical Latin culture and were technically so highly developed that a specialized and systematic education was indispensable. As a consequence the Renaissance of Antiquity meant in large part the legalization of society. By legalization, I mean the formation of autonomous legal discussion, putting every kind of social conflict into legal terms of rights and obligations, the arrangement of a formally developed judicial system and the remarkable advance of graduates of law faculty into a variety of social field. These are all very important factors that have produced the unique cultural characteristics to Europe.

I would like to give some examples of autonomous legal discussions in contrast to political ones. How long a time must pass to fulfill the requirement of prescription is not an exclusively legal but also very political question. Whether or not a party can claim restitution of a payment when he paid the debt knowingly but unnecessarily because of the effect of a prescription and for what reason if so is a highly legal question. How much interest should be permitted is a very

political question but whether or not a party can claim restitution of a part of his payment of interest that went beyond the statutory permitted rate when he did so willingly, and on what reasoning is a problem of highly legal character. Jurists focus on this type of legal discussion and in so doing seek the essence of various legal institutions, of course not ignoring social justice and the just settlement of conflicts. The idea of the existence of an autonomous legal world and the idea of the necessity and value of legal education was not so well developed in Japan before the transplanting of the European legal system.⁷⁾

III.

With the Quattrocento Renaissance the *umanista* began to be very active, to re-interpret already known texts and to discover forgotten classical ones. The jurists, in general, did not seem to be very sensitive to this new movement nor did they think it necessary or urgent to respond to it at the first stage partly because they had already employed the ancient legacy, the roman texts not only to be interpreted *ex cathedra*, but also to be applied for practical purpose. The term *umanista* was used in contrast to e. g. *giurista*, an already established social group.⁸⁾ That is why the word legal humanism or legal humanist sounds somehow unfamiliar or even strange today. It is true that some early attacks from humanists, or men of letters, against legal science were not always effective, but were sometimes only a kind of denunciation motivated partly out of envy at the high social status and prestige of jurists, symbol of privileged medieval stratum.⁹⁾ But we should not forget that their early attacks indicate the two important directions of later legal humanism, i. e. the critique of the *glossa ordinaria* of Accursius and the censure of the *Corpus iuris* itself, the discovery of compiler's interpolations.¹⁰⁾ The latter criticism was based on the conviction that the model of antiquity for Renaissance was not the *Corpus iuris* of the 6th century but the golden age of Roman jurisprudence.

With time, however, the humanistic critique became more important because of its examination of different manuscripts of the *Corpus iuris*. This comparison of each codex lead to doubts about the authenticity of the texts of the *Corpus iuris* used since medieval times and called the *Vulgate*. Not the interpretation, but the text itself that the glossa had accepted was to be reexamined.

One of the most valuable manuscripts of the Digest (the most important part

of *Corpus iuris*) which humanists wanted to rely on was a manuscript which the Medici possessed at that time. It is called the *Florentina*.¹¹⁾ Its incomparable value depends on the fact that it comes from the 6th or 7th century and that it contains some Greek texts that the *Vulgate* does not. If the texts, which one may understand as corresponding to the articles of codes in Civil Law system, had been handed down erroneously, then all the reasoning and discussion that presupposed them would be false or useless. The same thing can of course be said about literature in general but it is all the more serious when it is a question of legal norms which settle social conflicts. You can imagine the seriousness of the matter if you think of a situation when the text which has been believed to say “the buyer can dissolve a sale” under such and such requirements turns out to actually say “the buyer can not dissolve a sale”.¹²⁾ That articles of the cinque codes are different in the different editions would be chaotic beyond all imagination. That was the situation of legal science in the time of the Renaissance thanks to humanistic philology. One of the most famous pioneers of the humanistic movement among first rank jurists was Andrea Alciato, who published as a young scholar some very important works on philological achievements¹³⁾, but who was unfortunately not permitted to use the *Florentina*. It was Lelio Torelli who was able to make an entire use of the *Florentina* and publish it under the permission of the Medici in 1553.¹⁴⁾ Ten years earlier Antonio Agustín, who helped Torelli, published a very interesting work titled *emendationes et opiniones* which described the comparison of manuscripts and disputations concerning them in his time.¹⁵⁾ Along with the establishment of the true *Corpus iuris* of the emperor Justinian, work on the reconstruction of the original classical texts which were collected in the *Corpus* with alteration will also be gradually done.¹⁶⁾

Which interpretation of the fixed text is better and more adequate to solve the actual dispute is a question to be left to a free academic and practical discussion and based on the core of legal science of today's Civil Law system, and not a particularly humanistic approach. But the challenge from the humanistic jurists, i. e. the revelation of the misunderstanding of the meaning of a Latin term¹⁷⁾ or of the false reading of a text was something to which the jurisprudence had to respond. I would like to give you three typical examples of discussions in this humanistic direction.

IV.

Let me first take up the problem of the meaning of a Latin expression concerning the Roman regulation of usury. Apart from a maritime loan the Roman limit of an ordinary interest was expressed as *usurae centesimae* which was understood by medieval jurists to be a rate of interest of 100 percent, that is a rate that would amount to a doubling of capital in a year. This was false. But this misunderstanding did not lead to a serious practical consequence partly because the Catholic Church forbade any type of taking interest among Christians as a rule,¹⁸⁾ and partly because the regulation of usury was always a concern of the authorities. Therefore the rules of usury were very often regulated not by Roman law but by a particular statutory law of political nature. Thus the misunderstanding of *usurae centesimae* seems not to have had practical consequences. But there is one text which has nothing to do with interest, but rather with *lex Falcidia*, and which uses *usurae (centesimae)* as a simple number. *Lex Falcidia* is a Roman statute which provides that legacies should not exceed three quarters of the testator's wealth and that a more than a fourth should be reserved to the heir appointed in the testament. The *lex* which was not understandable according to the medieval understanding is as follows.

(D. 35, 2, 3, 2) PAULUS libro singulari ad legem Falcidiam.

Item si rei publicae in annos singulos legatum sit, cum de lege Falcidia quaeratur, Marcellus putat tantum videri legatum, quantum sufficiat sorti ad usuras trientes eius summae, quae legata est, colligendas.

The problem occurred when a testator wrote in his testament that the heir shall give a certain sum of money to the state or to the city every year, because it is completely uncertain how long the heir must continue to pay and thus how much the full amount of his obligation will be, which is indispensable to calculate in order to apply the Falcidian law. While the method of calculation is regulated in great detail in case of natural persons in the *Corpus iuris*, it is not so in the case of moral persons such as the state or a city. The *glossa ordinaria* interprets the expression *usurae trientes* as $100 \times 1/3$ percent, according to the medieval understanding of *usurae* as 100 percent.¹⁹⁾ As a consequence, this *lex* should provide that the annual legacy to the state must be understood to continue only three

years, while that to a private person continues much longer, e. g. 25 years.²⁰⁾ But this is nonsense. In fact a renowned medieval jurist, de Castro, confessed that he could not understand this text.²¹⁾ The absurdity comes from the misunderstanding of the term *usurae centesimae*. Actually *centesima* means 1/100 per month and thus *usurae centesimae* means 12 percent a year. *Usurae trientes* in this text is 4 percent and consequently one can understand the legacy to the state is supposed to continue 25 years. The first jurist to address this difficulty was Bartolomeo Socini of Siena.²²⁾ He reported that a Venetian humanist had already resolved it by reading a non-legal classical text, Lucius Cormella's on Agriculture.²³⁾ This is a typical humanistic solution, that is, solving a medieval jurisprudence puzzle form a philological approach to Renaissance knowledge of general, non-legal texts of Antiquity. But it was later shown that this difficulty can also be solved from reading the Greek *Basilica*, which was not accessible without knowledge of the Greek language.²⁴⁾ The use of Greek legal sources was also one of the most striking contributions of legal humanism.²⁵⁾ Translation of these sources was attempted. This issue is discussed by Troje,²⁶⁾ and I was able to listen to some lectures on this subject when I studied legal history in Europe.

The second example of the humanistic development in jurisprudence is a famous text in Digest concerning an action for damages by the buyer when there is no agreement (*consensus*) on the quality of the object of a sale. The text says:

(D. 19, 1, 21, 2) PAULUS libro trigesimo tertio ad edictum.
*Quaemvis supra diximus, cum in corpore consentiamus, de qualitate
autem dissentiamus, emptionem (non) esse, tamen venditor teneri debet,
quanti interest non esse deceptum, etsi venditor quoque nesciet: veluti si
mensas quasi citreas emat, quae non sunt.*

Prof. Noda has published a very comprehensive study of this text in relation to the theory of *error in substantia*.²⁷⁾ I will limit myself here to the problem of the divergence of the text among various manuscripts and editions. While the *Vulgate* says "*Quaemvis supra diximus, .. emptionem non esse* (in spite of our having said above that there is not a valid sale)", the *Florentina* text reads without a negative: "*Quaemvis supra diximus, ... emptionem esse* (in spite of our having said above that there is a valid sale)". Does the action for damages arise in addition to that of restitution when there is not a purchase or does the action

for damages arise although there is a purchase, thus there is the action on it. Jacque Cujas who was a champion of the Vulgate tradition²⁸⁾ and Greek sources²⁹⁾ maintains that the *Florentina* does not always prevail over the *Vulgate* nor does it always reflect the original reading.³⁰⁾ He claims that the non-existence of the negation in this text in the *Florentina* is incorrect and agrees with the traditional reading.³¹⁾

The age of legal humanism corresponds to that of the invention of printing in Europe. In the printing of the *Corpus iuris* one had to confront differences among manuscripts. Which reading should be chosen as the text to be printed? In regard to our text, the edition with the *glossa ordinaria* of 1488 accepted the *Vulgate* reading i. e. with the Latin negative “non”.³²⁾ But the Lyon edition of 1575 e. g. tentatively includes [non] in parentheses. In the Geneva edition of 1580, however, one does not find any negation at all.³³⁾ The last reading, i. e. that of the *Florentina* was received into the Gothofredus’ (Godefroy’s) edition, which was considered the most authoritative and most reliable in the humanistic study.³⁴⁾ According to the very careful research of Prof. Noda the last edition containing negation was the one of 1598.³⁵⁾

But two illustrious French legal humanists described the situation differently. According to F. Duaren, “in the majority of manuscripts there is a negative.³⁶⁾” Antoine Favre “Therefore Haloander emended rightly the reading of the *Florentina*. All the recent writers follows this reading and this can be seen also in the Gothofredus’ edition.³⁷⁾” Such reconstruction of the authentic texts from comparing manuscripts introduced a new dimension to traditional Roman jurisprudence which had presupposed the authenticity of the *Vulgate* reading. However that the accounts of humanists concerning manuscripts or editions are not always objective or dependable, but sometimes only represent their own opinions (A famous example is Alciato’s pretended possession of a very old manuscript³⁸⁾). Though proposals for the emendation of texts often depend on the acute perspective of interpretation, arbitrary changes can lead to a chaotic situation in both the theory and practice. It is quite natural for legal dogmatism, which presupposes a fixed text and seeks a logically consequent interpretation, to keep some distance from humanistic philology. Incidentally a great German jurist of the 19th century, von Savigny, discusses this problem on the *Florentina* reading. He accepted the famous proverb “*quicquid glossa non agnoscit nec agnoscit curia*”. But this does not mean that he followed the interpretation of the *glossa ordinaria* blindly or

limited himself to the reading of the *Vulgate* without considering the new proposals for corrections by humanists. But he denied the direct legal validity of the texts which were not known or noted by the *glossa ordinaria*.³⁹⁾

The third example I would like to cite is that of a problem in Canon Law, i. e. ecclesiastical law. When one hears the word “ecclesiastical law” one might imagine something spiritual and philosophical, something that has little to do with secular legal disputes. Today canon law plays a very modest role, e. g. in the actions for the nullity of marriage in ecclesiastical courts. But it was not so in the Ancien Régime. The canon law was the stage upon which the scandalous and exciting disputes concerning estates and benefices were played out. Ecclesiastical law played a unique role in Western culture.⁴⁰⁾ I would like to begin with the opening part of a Justinian’s constitution with its *glossa ordinaria*.

(Nov. 5) (Auth. coll. 1. tit. 5. pr.) *de monachis*
Conversationis monachilis (monachalis = vulg.) vita sic est honesta, sic commendare novit deo ad hoc venientem hominem, ut omnem quidem humanam eius maculam detergat (c), purum autem declaret ac rationabili naturae decentem et humanis cogitationibus celsiorem. ...

glossa (c) Maculam detergat i (dest) purget. s (cilicet) a peccato. ut infra. e. §. si vero infra in fi. non ergo ingratitude filii deleat, licet sit macula: ut C. de inof. Test. L. fratres. de iure canonicum (co?) secus. xix. q. vl. c. non liceat. Nec infamiam facti, vel iuris: licet etiam sit illa macula: ut C. de infra. l. antep. Sed contra, si est gratus, non ideo effecitur ingratus: quia monasterium intrat: ut j. de san. epis. §. nulli. & §. Interdicimus. coll. ix. & C. de epi. & cler. l. Deo nobis. §. hoc etiam. AZO.

The text here seems to be a religious matter, but historically it was treated as an important clue in solving a problem of succession. Azo’s note, what was received into the *glossa*, affirms that a son who was disinherited because of ingratitude to his father cannot regain his right of succession merely because of his entering the monastery. But a text of *Decreta Gratiana*, a section of the *Corpus iuris canonici* represents a completely contrary opinion. According to canon law a monk can regain his right to succeed his father by entering the monastery even though he once committed an ingratitude to his father and lost his right as a heir.

(C. 19. q. 3. c. 10)

*Non liceat parentibus liberos, vel liberis parentes ab hereditate repellere monachos factos: quamvis dum laici fuerant, in causam ingratitude incidierint. Item non liceat parentibus liberos suos ad solitariam vitam transeuntes abstrahere de manasteriis.*⁴¹⁾

If issues of succession came under the jurisdiction of the ecclesiastical court, this provision of canon law maintained that a portion of the wealth of the dead father fell to the monastery or the Church. But while Gratianus maintained this text was accepted from that section of Roman law called *Novellae*, the existence of the original text was not found there.⁴²⁾ In his young work *Parergon* a famous Italian pioneer of humanistic jurisprudence, Alciato, in fact reported that such a doubt about this text existed⁴³⁾ and in his famous treaty on testaments, the Spanish Bartolus Covvarbias discussed this issue at some length, supported its validity as law but admitted the non existence of the original roman text.⁴⁴⁾ If one considers Gratian's compilation of older legal sources as an act of legislation, legal validity had to be attributed to every text independently of whether or not the original text could be confirmed or from which sources it may have derive. These questions are not of a legal but of a historical nature. This type of argument is found in the development of humanistic studies not only among pure traditionalists, practitioners and opponents to the legal humanism (like Alberico Gentili at Oxford⁴⁵⁾) but also among some legal humanists who are aware of the distinction between their two activities i. e. as humanist and as jurist.⁴⁶⁾

I hope you now have a concrete image of legal humanism through these three examples and some idea of how philological study might affect the legal disputes of every day life if it is transplanted into the legal world. It is probably true that the work of humanists was based not on any common religious or philosophical enthusiasm, but rather on a certain common mentality of specialists who sought to reconstruct authentic and pure classical texts. But from a historical perspective humanists contributed to a weakening of confidence in the validity of the legal texts considered authoritative since the Middle Ages, and used to legitimate or justify the activities of legislation of sovereign powers, or new rulers of the newly arising nation-states.⁴⁷⁾ Furthermore they were also able to propose a new resolution of social conflicts of ordinary life with their achievement in the philological research.

Jurists had to establish the fixed texts of the *Corpus iuris civilis* and *Corpus*

iuris canonici by using newly acquired knowledge. But this task was far from easy because no single manuscript was definitive, so that reasonable and convincing interpretation was sometimes needed to select one reading. This could lead to heated discussion. As a pure science, such a discussion can be left open but becomes chaotic when it becomes normative and attempts to settle a daily dispute. That is why establishing the fixed text of the *Corpus iuris civilis* and *Corpus iuris canonici* was more indispensable and urgent than that of other classical texts of authority.

As for the *Corpus iuris canonici* the Roman Church was able to determine the authentic edition with authority, through Papal enactment. The *editio Romana* is said to be conservative, in the sense that it does not contain so many humanistic corrections.⁴⁸⁾ To be sure, philological research, and proposals for text corrections were not completely interrupted with this edition of canon law. The definitive edition of *Corpus iuris civilis* was not so easy to achieve because there was no single secular authority over all of Europe. However, a private edition of the French humanist Denis Godefroy, the *editio Gothofrediana*, became widely accepted because of its quality, its moderate corrections with many notes that describe humanistic discussions but without the *glossa ordinaria*. Sources of Roman law written in Greek after the Justinian compilation did not become valid as a norm before a court of law, but continued to be used to interpret the *Corpus iuris civilis* in Western Europe. The fact that the *Corpus iuris civilis*, an authentic legal source that represented the medieval universal idea, was not free from philological critique, contributed to weaken its authority and to strengthen the efficacy and use of other legal sources, legislative acts of rulers of each state and territory, customary law, and various kind of law reports (*decisiones, observationes*). Humanistic legal study itself continued to attract European legal élites but it is natural that ordinary legal education was dominated by the traditional interpretation of fixed legal norms and did not enter into humanistic discussions so deeply. As to the range of the *Corpus* it is limited to what the medieval jurists knew. As to the contents of the *Corpus* the emendation discussion was open but the *editio Gothofrediana* was widely accepted. The results of the further research into the original texts which the Justinian *Corpus* collected and summarized was helpful in understanding the *Corpus*, but it had no legal validity.

My presentation at the Feb. 23. 1996 meeting also discussed the reactions and response to legal humanism from such traditional jurists as Alberico Gentili at

Oxford, Girolamo Borgia at Naples, but I would like to write on that topic on another occasion.

Notes

- *) This is an English version of a paper delivered at the monthly study meeting of Centre for European Studies held on Feb. 23, 1996.
- 1) The golden age of legal humanism came about one century later than that of Quattrocento Renaissance. H. E. Troje, *Die Literatur des gemeinen Rechts unter dem Einfluß des Humanismus*, in: H. Coing (hrsg.), *Handbuch der Quellen und Literatur der neueren europäischen Privatrechtsgeschichte*, 2. Bd. *Neuere Zeit (1500-1800)* 1. (1977) S. 615ff.
- 2) C. H. Haskins, *The Renaissance of the Twelfth Century* (1927) chapt. 7.
- 3) As to the reception of European private law in Japan it is very unique that the reception had two different phases, i. e. that of the French code civil and later that of the German legal science (*Pandektenwissenschaft*). As a consequence it often occurred that an article of the Japanese civil code even of a French origin was interpreted and applied according to conceptions made in Germany. Z. Kitagawa, *Rezeption und Fortbildung des europäischen Zivilrechts in Japan*. (1970)
- 4) On the types of medieval legal literature, see P. Weimar, *Die legistische Literatur der Glossatorenzeit* S. 129ff. and N. Horn, *Die legistische Literatur der Kommentatoren und der Ausbreitung des gelehrten Rechts* S. 261ff. in: H. Coing (hrsg.), *Handbuch der Quellen und Literatur der neueren europäischen Privatrechtsgeschichte*. 1. Bd. *Mittelalter (1100-1500)* (1973).
- 5) On the law reports in the continental Europe at the Ancien Régime see e. g. J. P. Dawson, *Oracles of Law* (1968), M. Ascheri, I "Grandi tribunali" d'Ancien Régime e la motivazione della sentenza and I Giuristi consulenti d'Ancien Régime in: M. Ascheri, *Tribunali, giuristi e istituzioni dal medioevo all'età moderna* (1989) p. 85ss. (there is also a German version, *Rechtsprechungs- und Konsiliensammulungen, A. Abs. Italien*, in: H. Coing (hrsg.) *Handbuch der Quellen und Literatur*. 2. Bd. 2. S. 1113ff.)
- 6) This was also pointed out by G. W. Leibniz in his famous writing on method, *Nova methodus discendae docendaeque jurisprudentiae*. (1667) §. 51. in: G. W. Leibniz *Philosophische Schriften* hrsg. v. der deutschen Akademie der Wissenschaft zu Berlin. 1. Bd. 1663-1672 (1971) S. 329.
- 7) This type of autonomy does not necessarily mean the blind to social reality. One discourse of an eminent pandectist Windscheid has been unfortunately quoted as a legal conceptualism in negative sense in contrast to sociological jurisprudence. See. F. Wieacker, *Gründer und Bewahrer. Rechtslehrer der Neueren Deutschen Privatrechtsgeschichte* (1959) S. 192f.
- 8) See P. O. Kristeller, *Renaissance Thought. The Classic, Scholastic and Humanist Strains*. (1961)
- 9) Typical critique was that of F. Rabelais, *Pantagruel* Chapt. V. p. 189. *Oeuvres complètes*

Librairie Gaillimard (1955)

- 10) On the legal humanism on the early stage D. Maffei, *Gli inizi dell'umanesimo giuridico* (1956) is a classical work.
- 11) J. A. Bachius, *Historia jurisprudentiae romanae quatuor libris comprehensa*, Lucae (1762) lib. 4. cap. 3.
- 12) A very useful list of the humanistic proposals to add or to cancel a negative is S. Jauch, *Meditationes criticae de negationibus*, Amstelaedamni, (1728).
- 13) Three works of humanistic direction, *Praetermissa*, *Dispunctiones*, *Paradoxa* were first published in 1518.
- 14) Troje, *Graeca*, S. 41ff.
- 15) His *Opera omnia* can be found very rarely today but this *emendationes et opiniones* was also published in E. Otto, *Thesaurus Juris Romani continens rariora meliorum interpretum opuscula Tomus IV.* (e. g. 1725, 41) which is relatively easy to find.
- 16) When the writers began to reconstruct rather the Roman jurisprudence of the classical period than that of the *Corpus iuris* is an important question. See Troje, *Graeca*, S. 106ff.
- 17) E. G. Nebrissense, *Vocabularium utriusque iuris* (e. g. 1581), in fact written by Iodocus Erfurt, cf. Maffei, *Gli inizi*, p. 50.
- 18) E. g. (X. 5, 19, 3)
- 19) Glo. to *Item si reipublicae. ... ut puta legata sunt X. perinde ac si XXX. essent relicta:*
- 20) (D. 35, 2, 55) (D. 35, 2, 68)
- 21) See commentary to this lex in: Pauli Castrensis in Secundam Infortiati partem Commentaria. His confession was also reported in the marginal note of Godfroy's *Corpus iuris* edition. *Huius paragraphi rationem fructumve se ignorare progitetur. Castrensis.*
- 22) I was able to use his commentary in the edition of 1543 with the title *Repertorium iuris utriusque. ...* at Università degli studi di Siena, Bibliotheca circolo giuridico thanks to very kind Prof. M. Ascheri and colleagues there.
- 23) Lucius Junius Moderatus Cormella on Agriculture with a recension of the text and an English translation by H. B. Ash. (1941) III. 3. 8-9. p. 258s.
- 24) Scholia to (B. 41, 1, 3) *Si civitati in annos singulos decem aurei relicti sint, in XXV, annos aestimatur* (Heimbach's Latin translation).
- 25) H. E. Troje, *Graeca leguntur, Die Aneignung des byzantinischen Rechts und die Entstehung eines humanistischen Corpus iuris in der Jurisprudenz des 16. Jahrhunderts* (1971)
- 26) Troje, *Zur humanistischen Jurisprudenz*, now in Troje, *Humanistische Jurisprudenz. Studien zur europäischen Rechtswissenschaft unter dem Einfluß des Humanismus* (1993) S. 125ff.
- 27) R. Noda, *Die Lehre vom Eigenschaftsirrthum vor Grotius (1)-(4)* in: *Fukuoka University Review of Law*. Vol. 29-34 (in Japanese). He distinguishes error in materia, in qualitate and in substantia very carefully.
- 28) D. Osler, *Feels like Heaven. A legal-historical drama in five acts* in: *Rechtshistorisches Journal* S. 332. "Nobody can teach me nothin' about Vulgate manuscripts."
- 29) H. Troje, *Graeca*, S. 256ff.

- 30) He manifested this famous thesis in the first page of his *Observationes et Emendationes* 1-1.
- 31) J. Cujas, *Observationes et Emendationes* 2-5
- 32) Accursii Glossa in Digestum vetus (1488, reprint 1969) Cf. E. P. J. Spangenberg, Einleitung in das römisch-Justinianische Rechtsbuch oder Corpus Iuris Civilis (1817) n. 41.
- 33) Digestum vetus, Lugduni (1575) with a note: Noricus habet emptionem non esse: Aug. lib. 4. c. 17. Noricam quoque lectionem probat Baro. Rus. & ita cum negatione legitur. Cf. Spangenberg, n. 290.
- 34) I could use Corpus Iuris Civilis in IV. Partes distinctum. Eruditissimis Dionysii Gothofredi I. C. Clarissimi notis illustratum. Lugduni (1662). Cf. Spangenberg, n. 462.
- 35) R. Noda, Die Lehre vom Eigenschaftsirrthum (3), p. 538 note (50).
- 36) F. Duarenus, ad l. 22. de verb. oblig. in: Opera omnia, Lugduni (1584) p. 981
- 37) A. Faber, Rationalia ad (D. 19, 1, 21, 2). I used the edition of Geneve (Aurelianae) (1626)
- 38) A. Alciatus, Parergon, 9-18, in: Opera omnia. Tom. VI. Lugduni (1560). Cf. Index Aureliensis Catalogus librorum sedecimo saeculo impressorum ALC. P. 293. J. Cujacius, Ad tit. de verb. oblig. Ad L. Si sit stipulatus 133. in: Opera omnia, I. Sp. 1249. Neapoli (1757)
- 39) F. C. von Savigny, System des heutigen Römischen Rechts, Bd. 1. S. 66ff.
- 40) M. Weber, Wirtschaft und Gesellschaft. Grundriss der verstehenden Soziologie (1976) 5. rev. Aufl., Studienausg. Tübingen, S. 480ff.
- 41) Cf. (C. 1, 3, 54 (56)) *Deo nobis... Hoc etiam cognitum nobis correctione nostra dignum esse iudicamus, ut, si quis in parentium potestate constitutus vel constituta vel forsitan huiusmodi iure absolutus vel absoluta elegerit se vel monasterio vel clero sociare et reliquum vitae suae tempus sanctimonialiter degere voluerit, non liceat parentibus vel easdem personas quocumque modo abstrahere vel propter hanc tantummodo causam quasi ingratum a sua hereditate vel successione repellere, sed necesse sit eis omnimodo, cum ultimam voluntatem suam sive per scripturam sive alio legitimo modo conficiant, quartam quidem portionem secundum leges nostras eis reliquere; sin autem amplius voluerit largiri, hoc eius voluntati concedimus.*
- 42) See notations correctuorum to this text.
- 43) A. Alciat, Parergon, 4-23
- 44) D. Covarruvias y Leyva, de Testamentis, Caput Rainuntius, Opera, Venetiis Tom. 1. p. 75.
- 45) A. Gentili, Dissertatio de libris iuris civilis, Helmstadii (1674) Cap. VII. de nomine, numero, ordine Novellarum. p. 62.
- 46) E. g. C. v Bynkershoekius, proemio ad vol. 1 & proemio ad vol. 5 Observationes iuris civilis, Opera omnia (1761)
- 47) Maffei, Gli inizi, p. 162ss. V. P. Mortari, La formazione storica del diritto moderno francese. Dottrina e giurisprudenza del secolo XVI, in: La formazione storica del diritto moderno in Europa. Atti del terzo Congresso internazionale della Società Italiana di Storia del Diritto, vol. 1, Firenze (1977) p. 195ss. (now in: Mortari, Itinera Juris. (1991) p. 111s.)
- 48) Troje, Graeca, S. 74ff.

(This research was made possible in part through the Pache Research Subsidy of Nanzan University.)

スペインとヨーロッパ

—ミゲル・デ・ウナムーノの思想を中心に—

角 田 哲 康

Un pueblo perfecto ha de ser todos en él y él en todos,
por inclusión y paz, por comunión de libre cambio.

(完全なる民族とは、包摂と平和によって、また自由な交流によって、自らの中にすべての民族を、またすべての民族の中に自らを存在させるものでなければならない。

(Miguel de Unamuno)¹⁾

0. はじめに

一般的に、スペインの文化形成には、幾重にも織り重なったフェニキア、ローマ、イスラームによる地中海文化とケルト、ゲルマン系の北歐文化が深く寄与しているとされる。また宗教文化という観点からすれば、イベリア半島はユダヤ、キリスト、イスラームという三大宗教文化が融合した場でもあった。しかしながら、こうしたいくつもの文化的要素がイベリア半島に流入してきたゆえに、スペインの知的活動は、時として受動的なものとして捉えられた。スペインとヨーロッパとの関わりは、かくして双方向の知的交流のものとしてではなく、「スペインは、はたしてヨーロッパなのか」という地理的次元のものとして扱われることさえもあり、それは後述する「スペイン学問論争」に象徴されるように、スペインにおける学問の主体性のみならず、その存在自身を問うという根源的な問題となった。

だがスペインにおける知の系譜を遡及的に辿れば、能動的な知的努力が見出されることになる。例えば10世紀のコルドバでは、イスラーム文化経由でイベリア半島に伝えられたプラトン、アリストテレス、そしてプトレマイオスなどのローマやギリシャの哲学がラテン語やカスティーリャ語に翻訳され、それらの言語で研究されることでヨーロッパに体系的に紹介された。13世紀のトレドでは、賢王アルフォンソ十世が庇護を与えた「翻訳学派」が研究にさらに幅と深みを与えた。この流れは、スペイン・

1) Unamuno, Miguel de: *En torno al casticismo*, p. 851.

ルネッサンスやスペインが誇る文化世紀である黄金世紀へと繋がってゆくことになる。そこには、地理的、歴史的概念としてのヨーロッパとスペインの結びつきに、精神文化としてのスペインをも重ね合わせることができるのである。

1. 知の開放

ヨーロッパに能動的に知の開放を行った「開かれたスペイン」は、15世紀末のアラゴン王国フェルナンド二世、カスティーリャ王国イサベル一世のカトリック両王による統治の時代を経て、1516年のカルロス一世に始まるスペイン・ハプスブルグ家の汎ヨーロッパ主義の中でさらに展開されてゆく。それは、例えば、サラマンカ大学教授で人文主義者のアントニオ・デ・ネブリハが、1492年にイサベル一世に献辞したカスティーリャ語初の文法書にもみてとれる。8世紀近くにも及んだイベリア半島のイスラーム勢力に対する国土回復運動レコンキスタを1492年1月に終えたことで、ヨーロッパにおけるスペイン連合王国の国力が相対的に高まった。これによりレコンキスタの中心であったスペイン・カスティーリャ王国のカスティーリャ語が、ヨーロッパの共通語になりつつあったことがこの背景にはある。こうして言語のヨーロッパへの輸出が行われはじめたわけである。またレコンキスタを完遂させることで芽生え始めていた国民精神が、スペイン連合王国の共通語としての地位をカスティーリャ語に与えようとしていたことは言うまでもない。この国民精神を文字どおり一般民衆が必要としたことが、この世紀から次の世紀にかけてのスペインにおける文化的発展に大きく関与してくることになる。

さらに教育組織の面では、イサベル一世の聴罪師で後に枢機卿となり、カトリック両王の政治顧問でもあったフランシスコ・ヒメネス・デ・シスネロスが1508年にアルカラ・デ・エナーレス大学を創設したことも大きな意義をもつ。すでにスペインには1218年にアルフォンソ九世によって創設されたサラマンカ大学が存在していたが、このアルカラ大学は世襲的に宮廷の要職に就く貴族に警鐘を鳴らし、高度な専門知識を身につけた有能な者に宮廷登用への扉を開くものであった。まさに知の登用とも言うべき出来事であった。

このような況下で、エラスムス主義がスペインに浸透し始めた。階級制度を否定しながらも、ルターのように積極的に教会制度の改革に取り組むことはしなかったエラスムスの人文主義は、むしろ理性を筆に託した文章家としての評価をスペインで得ていたかもしれない。当時のスペインは、先に述べたように、共通語としてのカスティーリャ語の普及で、文学的努力とも評すべき文学発展の時代を迎えようとしていたからである。ともあれヨーロッパの人文主義がスペインに入ってきたわけである。エラスムス自身も、「Apud Hispanos」という言葉を用い、スペインを豊かな土地でヨーロ

バにおけるキリスト教の砦であると捉え、当初は親近感を持っていたと言われる。²⁾しかし後にアリウス主義の疑いや、本人の思惑とは逆にルターとの近似性までが指摘され、さらに後述するカルロス一世の反宗教改革でのエラスムス主義政策の失敗もあり、1530年にはエラスムス主義者に対する異端審問がはじまる。1535年にはファン・デ・ベルガラが捕らえられるに至って、スペインにおけるエラスムス主義の勢力は表面的には陰りを見せはじめた。しかしこのことは逆に、次章で触れる「知を内へと照らすスペイン」にも関わるのだが、エラスムス主義を内へと浸透させることになったのである。³⁾

「開かれたスペイン」の特徴として、ユダヤ人の貢献もさらに指摘することができる。1492年1月2日に国土回復運動レコンキスタが完遂した後、3月31日にユダヤ人追放令が出された。この追放令は四ヶ月以内にスペイン国外に去るか、洗礼を受けるかのどちらかをユダヤ人に迫るものであった。多くのユダヤ人がイベリア半島を後にしたが⁴⁾、重要なことは15世紀以降、商業の世界だけでなく学問の世界においても、改宗者 converso が中心的な役割を果たしたことである。例を挙げてみると、先に触れたカスティーリャ語文法書のアントニオ・デ・ネブリハをはじめ、人文学者ルイス・ビーベス、国際法の父と呼ばれるフランシスコ・デ・ビトリア神父、インディオ開放運動のバルトロメ・デ・ラス・カサス神父、文学ではミゲル・デ・セルバンテス、フェルナンド・デ・ロハス、特定されてはいないが、その内容からして、スペインを代表するピカレスク小説『ラサリーリョ・デ・トルメス』の著者、さらに宗教的指導者としては聖テレジア、フライ・ルイス・デ・レオンなどが挙げられる。⁵⁾ またクリスト

2) 逆に「Non placet Hispania」という具合に、エラスムスの反スペイン主義、反ユダヤ主義も指摘されている。(佐々木孝、「内側からビーベスを求めて(三)」、『東京純心短期大学紀要 第8号』、p. 62.)

3) スペインにおけるエラスムス主義の興隆についてホセ・ルイス・アベリャンは、「1516年にエラスムスの作品がスペインで翻訳されて以来、16世紀半ばから17世紀の初頭までエラスムス主義は大きな影響を保っていた。しかしその後は、ひっそりと奥深くでその影響を与え続け、今日まで何かしらその影響を残している」と述べている。(『El erasmismo español』, pp. 79-80)

またこれ以降の人文主義について、例えばクシントフ・ボミアンは「大学では15世紀から早くも人文学芸が導入されており、たとえ時代遅れの争い [...] がパリなどで見られたとしても、スコラ式教育と人文主義的教育との共存は成立していたのである。宗教改革が人文主義的教育を利用し、イエズス会が戦闘的な教会の要請に応じてこの教育をとりこんだことから、宗教的には分裂したヨーロッパの統一的な教育の基盤として、人文主義は16世紀以降、機能することになる」(『ヨーロッパとは何か』、p. 79.)と指摘している。

4) およそ5万人ほどが改宗し、16万人以上がスペインを去ったと推定される。その中の多くはポルトガルに移ったが、1496年にはポルトガルのマヌエル一世が、ユダヤ教徒の強制改宗に踏み切った。

5) Castro, Américo: *España en su historia Cristianos, moros y judíos*, pp. 509-531., 646-648.

ファー・コロンブス、そして彼の航海を支援したディエゴ・デ・タラベーラ神父、イサベル一世の財政顧問アブラハム・セネハルも改宗者系の血を引く。イサベル一世はグラナダ征服やコロンブスの航海援助の際には、ユダヤ商人から融資を受けており、夫のフェルナンド二世の母方は改宗者系であった。

1478年に設置され実に1813年まで存在した異端審問所は、もともとイスラーム・ユダヤ教徒を取り締まることが目的ではなかったが、その後改宗者に対する弾圧は厳しさを増してゆく。⁶⁾ こうした弾圧の中で改宗者たちは極度の緊張状態に陥り、キリスト教思想と自己のアイデンティティでもあるイスラーム・ユダヤ教思想の狭間で苦悩することになる。しかしこの苦悩こそが、スペインの文化やスペイン人の本質に対して看取力に富む思想や文学を生み出すことになったとも言える。ここにおいては、その後のスペイン人の歴史観にも深い影響を与え、スペイン人の精神性の基本ともなった「根源的な生を求める」姿が芽生えはじめているのである。

2. 知の内的投射とスペイン精神

15世紀後半から16世紀前半にかけての「知を放つスペイン」から16世紀後半以降の「内へと知を投射するスペイン」への転換には、ヨーロッパにおける政治力の優位性が揺ぎ始めたことに併せて、スペイン・ルネッサンスと宗教改革の問題が影響してくることになる。1516年にフェルナンド二世の後を継いだ孫のハプスブルグ家のカルロス一世は、拡張主義、すなわち汎ヨーロッパ主義によって、中世キリスト教世界の復興を当初から志した。これによりカルロス一世からフェリペ二世の治世にかけて華を開くスペインのルネッサンスは、極めてキリスト教的な要素が色濃く反映されたものとなった。もともとルネッサンスは中世のキリスト教精神からの開放を目指し、中世との精神的な断絶を意味する。しかしながらスペインは中世との連続を目指すこととなったのである。

こうしてカルロス一世は宗教改革に反対し、ルターとルターを支持するドイツ諸侯の勢力拡大を阻止しようとした。まず1521年にはヴォルムス国会にルターを召喚し、新教を禁止した。こうした宗教改革弾圧に対し、改革派が1530年にシュマルカルデン同盟を結成して対抗すると、すでに述べたように、カルロス一世はエラスムス主義を用いることで宗教統一を図ったがうまくゆかず、逆にエラスムス主義者に対する異端

6) 例えばルイス・ビーベスは改宗者の血を引くことが発覚するのを恐れ、17歳でパリに渡って以来帰国することはなかった。ビーベスは、1522年にアントニオ・デ・ネブリハの後任として、当時のスペインにおける人文主義研究の中心であったアルカラ大学の教授にファン・デ・ベルガラによって推薦された際も辞退した。1528年には、1508年に死去したビーベスの母に対する異端審問裁判が始まったほど改宗者に対しての弾圧は厳しかったのである。

審問がはじまることになった。カルロス一世はその後シュマルカルデン戦争（1546-1547）に勝ち、カトリック側に有利な協定を結ぶものの、結局は宗教改革によるプロテスタントの台頭を押さえることはできなかった。ついに1555年には、アウグスブルグの和議を結ぶに至り、ルター派が容認されることになった。信仰の統一はハプスブルグ・スペインの基本理念であり、社会の統一基盤であった。またこの和議はキリスト教世界としてのヨーロッパの分裂を意味し、ハプスブルグ家の汎ヨーロッパ主義はこれ以降衰退することになる。カルロス一世自身も翌年の1556年に退位し、スペインおよびネーデルランドなどの領地をフェリペ二世に、神聖ローマ帝国の帝位をその弟フェルディナンド一世に譲り、隠棲してしまった。後を受けたフェリペ二世は禁欲的な厳しい宗教姿勢をもって、異端としてプロテスタントおよびユダヤ教からの改宗者に対する弾圧の姿勢を強めた。それは理性的な判断というよりも、国民感情としての意味合いが強い。このことは旧教徒であることの誇り、「血の純潔」というかたちで、スペイン精神に永く残ることになる。さらに思想統制のために、1558年には書籍の輸入許可制、翌1559年にはポローニャ、ナポリ、ローマ、コインブラなどスペインの公的学舎がある場所以外への国外留学や、これらの地以外で教鞭をとることが禁止され、ヨーロッパに対して開かれていた扉が閉じられはじめたのである。

この一連の動きによるスペインの知的孤立は、文化という観点からすれば皮肉なことに、スペイン黄金世紀を生み出すことになった。黄金世紀とは、一般的に、政治面では16世紀前半、文化面では16世紀後半から17世紀前半を指す。このように政治の繁栄期から遅れて文化の繁栄期が顕れることが、スペイン文化の特徴の一つでもある。

黄金世紀は知的孤立によって育まれた、言わば国粋主義的なスペインの精神性の産物である。これは、理性よりも生を、科学よりも信仰を、全体よりも個を重んじる精神性である。宗教改革においても、スペインは信仰の問題に理性の解釈を認めようとはしなかった。理性よりも個人的な生の充足を優先させるこの精神性は、観想的な宗教精神をもたらし、ヨーロッパの他の国々よりも、個人性の強い神秘思想を生み出した。このスペイン神秘思想は、最終的には単なる観想的なものにとどまらず、極めて実践的かつ教育的色彩の濃いものとなり、日常の生活の中、すなわち個人の生の中に神との接触を求めるものとなった。

この点に関して、スペイン精神の原点の一つとしてスペイン神秘思想を見出した思想家ミゲル・デ・ウナムーノ（1864-1936）は、スペイン神秘思想を代表する一人であり、先に触れたように改宗者の家系である聖テレジアを例に挙げ、次のように述べている。「[聖テレジアの作品] そこに見られるのは、個性（これは人格性とはまったく異なるものである）と自由意志のきわめて力強い主張、そして汎神論に対する大変な用心深さである。この血統には、そうした神秘的個人主義が生きいきと脈打っている[……。この個人主義は、実に根強いものであり、十字架の聖ヨハネがあらゆるものか

ら離脱せんと欲するときでも、それはすべてを得るため、神ならびに神と共なるすべてのものが自分のものになるように虚無を求めるのである。」⁷⁾ このウナムーノの思想展開とヨーロッパとの関わりは、後述することにした。

3. スペイン問題：スペイン主義とヨーロッパ主義

ルネッサンス、バロックを支え、近代ヨーロッパ文化の基底となった理性主義と科学主義に対してスペインは、他のヨーロッパ諸国とは異なるスタンスを取ってきた。三十年戦争とスペイン王位継承戦争の結末であるウェストファリア条約（1648）からユトレヒト条約（1713）に至る半世紀ほどの間に、ヨーロッパ諸国では国民と国家という関係を法的に捉える理性的な新しい国家概念が生まれた。一方、スペインはこの新しい国家概念を受け入れることができず、キリスト教的精神に基づく旧国家体制の維持を目指した。フェリペ五世によって1700年に始まったブルボン家統治のスペインは、ユトレヒト条約によってヨーロッパにおける植民地をすべて失っており、中南米の植民地に再び目を向けざるを得なかった。近代化という点だけでなく現実の政策面においても、ヨーロッパ諸国とスペインの距離は広がる一方であった。

17世紀以降の長期的なスペインの没落を前にし、スペインのあるべき姿をめぐって、スペイン内に二つの立場が存在することになった。一つはスペイン主義で、それは伝統主義であり孤立主義であった。今一つはヨーロッパ主義で、進歩主義であり世界主義であった。この二つの立場の対立はスペイン問題 *el problema de España* と呼ばれた。言うまでもなく地理的には、イベリア半島はヨーロッパの中に位置する。精神文化の点からしても、イスラーム文化が保持していたギリシャ、ローマ文化を、コルドバやトレドでの知的活動を介してヨーロッパに伝えたという自負がスペインにはあった。また黄金世紀によって生み出された文学や美術は、ヨーロッパに大きな影響を与えていた。スペイン問題は、言うなれば、スペインとヨーロッパの地理的・精神的な繋がり⁸⁾と現実的な繋がり⁹⁾の間の懸隔に根差すものであった。

しかしながら、すでに述べたように、知の開放によって究竟的には知の孤立がスペインにもたらされ、さらにこの孤立がヨーロッパに影響を与える独自のスペイン文化を生み出すという具合に、二つの主義の対立関係が、ある意味では、相互依存的な関係であったことがスペイン問題を複雑なものにした。またこのスペイン問題は、スペイン人に「スペインとは何か」というアイデンティティを問うものでもあり、それは愛国精神を伴うものであった。だがこの愛国精神はともすればアイデンティティの本質について洞察することよりも、どこにそれを求めたらよいのかという一種の存在論

7) Unamuno, Miguel de: *O. cit.*, p. 841. (『生粋主義をめぐって』、佐々木 孝訳、pp. 103-104.)

的な意味合いを強め、近代化を求めながらも逆に過去の華やかな歴史を再度取り上げる傾向を強めてしまった。後述するメネンデス・ペラーヨに代表されるこのペダントティックな姿勢は、その一つ一つの歴史的事実を理性的に捉えるというより、感情論的なものになりがちであった。ここにも理性よりも生を重要視する傾向が見られるのである。

17世紀に入るとフランシスコ・デ・ケベードやバルターサル・グラシアンのような奇知主義の作家たちによって、すでにデカダンスの様を呈し始めていたスペインに対する批判は行われていた。だが、こうしたデカダンスを分析し、問題解決のために具体的な作品にまとめあげる傾向は、18世紀に新古典主義、啓蒙思想がスペインにもたらされてから顕著になってくる。これは民衆の教育に力を注ぐ啓蒙政策を取ったカルロス三世による点が多い。この時代は、国の進歩の基礎が教育にあると初めて気づいた時代であると言えよう。

1789年に出版されたホセ・カダルソの『モロッコ人の手紙』は、スペインの没落をアフリカ人の目を通して描いたもので、絶え間なく続く戦争や労働意欲の低さ、保守的精神など、没落の原因を具体的に指摘している。これはヨーロッパ主義の先駆けとも言える作品である。このヨーロッパ主義は、19世紀の前半に幾つものエッセイを発表したジャーナリスト、マリアノ・ホセ・デ・ララに引き継がれる。代表作『明日出直してください』(1832)で鋭く批判されているスペイン人の労働面における怠惰な様子は、カダルソによって指摘された問題と同質のものであり、そこにいつまでたっても変わらないスペインの悲劇的な現実が描かれているのである。カダルソ、ララはともに外国人の目を通してスペインを批判することで、ヨーロッパの進歩主義に目を向けさせ、スペイン人に意識改革をもたらそうとしたわけである。啓蒙政策を取ったカルロス三世はもともとナポリ国王であり、カダルソは幼少の頃からヨーロッパ各地を旅し、ララは父がナポレオンの兄ホセ一世の軍医であった関係からフランスで初等教育を受けた。このようにスペインの本質に関わる問題は、先のコルドバ、トレドの頃から常にヨーロッパとの関わり、「開かれた環境」の中から提起されてきたのである。

一方、マドリード大学のスペイン文学史教授であった碩学メネンデス・ペラーヨは『スペインの学問』(1880)において、哲学をはじめ、神学、政治学、経済学、法学、芸術等の学術史におけるスペイン人による輝かしい功績を指摘し、ヨーロッパの人文科学発展に貢献するものであったと主張した。これは、1876年にグメルシンド・デアスカラテが『レビスタ・デ・エスパーニャ』誌で展開した「国家が学問の自由を擁護するのか否定するのかによって、国民の活力が国家体制の中でさらに示されるかあるいはその逆になろう。ついにはこの三世紀の間にスペインで起こっているように、その活動が完全に閉塞されてしまうことさえありうるのである」⁹⁾と主張したことに関連して、スペイン学問論争 La polémica de la ciencia española でのメネンデス・

ペラーヨの反論である。この論争は、「スペイン哲学は神話にすぎない」と主張するマヌエル・デ・ラ・レビーリャや、当初はメネンデス・ペラーヨに同調しながらも、最終的には「スペイン哲学という名にふさわしいのは、スコラ哲学のみ」とするアレハンドロ・ピダル・イ・モンとの論争にまで発展した。⁹⁾ メネンデス・ペラーヨの説に対しては、スペイン・ルネッサンスや黄金世紀を重視しすぎること、各分野で列挙されたスペイン人の定義が曖昧であることなどに批判がなされているが、これらの分野におけるスペインの伝統、貢献を再評価するきっかけを与えることになった。しかしながらメネンデス・ペラーヨは、スペイン人自身の自国の人文科学史に対する認識の低さと研究不足を痛感するに至り、論争そのものへの関心を失い、伝統を重んじる博学的な研究姿勢をさらに強めていった。

スペイン学問論争は、スペインの過去、現状を否定することでスペインの再生を模索しようとするヨーロッパ主義者と、過去の歴史を発掘することでスペインの本質を確認しようとするスペイン主義者の間の溝の深さを証明するものでもあった。

4. ウナムーノ思想におけるスペイン論：アンヘル・ガニペーとの比較

メネンデス・ペラーヨの次の世代では、スペイン問題に対する新しい解釈が生まれはじめた。ミゲル・デ・ウナムーノは、この次世代を代表する思想家であり、マドリード大学でのメネンデス・ペラーヨの教え子の一人であった。またウナムーノは、1898年の米西戦争敗北を契機に生まれた知識人グループ「1898年の世代」の中心的人物でもあった。

ウナムーノがスペイン問題に具体的に言及し始めたのは、1895年に発表した『生粋主義をめぐって』からである。ウナムーノのスペイン論については、「1898年の世代」のさきがけとして知られ、『スペインの理念』（1897）において独自のスペイン論を展開するアンヘル・ガニペーのそれとの関連がしばしば指摘される。1891年に大学教授資格審査において知己となっていた二人であるが、ガニペーが自殺する1898年にグラナダの地方紙『エル・デフェンソール』において、『スペインの未来』というテーマのもとで紙上討論を行うまで、二人の間の音信は途絶えていた。こうした状況下で相互関連性を指摘されたことに関して、ウナムーノは次のように語る。「この際はっきりと言わしてもらおうが、ガニペーと私との間に相互の影響があったとしたら、彼に対する私の影響の方が私に及ぼした彼の影響よりずっと大きいものであった。」¹⁰⁾

しかし優れたスペイン哲学史研究家ホセ・ルイス・アペリャンが指摘するように

8) Abellán, José Luis: *Historia del Pensamiento Español*, p. 449

9) *Ibíd.*, pp. 451-2. / Ferrater Mora, José: *Diccionario de Filosofía* 3, p. 2180.

10) Unamuno, Miguel de: *El porvenir de España*, p. 639.

「1898年の世代」の人たちからガニベールは、先に述べたララとならび、当初から高い評価を得ていた。¹¹⁾ またウナムーノ、ガニベールの「孫の世代」にあたり、スペイン問題に造詣が深いペドロ・ライン・エントラルゴは、「スペインの問題をめぐる知的ないしは腕づくの論争を続行しようとしているのは、周知のように、進歩主義者と伝統主義者とである。〔…〕進歩主義の理想郷と伝統主義の理想郷のいずれも両々相共に、ありうべき歴史過程には帰しえなかった」¹²⁾ と指摘した上で、ウナムーノ、ガニベール両者の思想におけるスペイン問題についての近似性を指摘している。一般的に「1898年の世代」は、程度の差こそあるものの、旧世代の国粹主義的な側面を幾ばくか残していた。しかしウナムーノのスペイン論は、旧世代のスペイン論が科学・産業化の遅れ、教育制度の改革、あるいは歴史上の再発見といった具合に表面的、外面的な問題としてスペイン論を展開していたのに対し、このような進歩あるいは伝統といった歴史上の表象に影響されない民族の歴史の根底にある精神性を見出そうとしていた。この点においてウナムーノのスペイン論は、ガニベールのそれと同じ方向性にあり、まさに「新世代」のものであった。

確かに両者の思想に方向性の近似は見られるものの、民族の歴史を解釈する方法はしかしながら異なっていた。ガニベールの思想の根底には、自然への回帰とスペイン再生のための理念の確立があった。ギリシャ的な都市国家を自然の形態として捉えるガニベールの思想は、歴史の原点への回帰を志向していた。一方ウナムーノは、「内—歴史」と呼ばれる独自の歴史観を展開した。歴史は過去の産物であり、そこに存する伝統は過去から逃れられない繋がりを意味する。しかしウナムーノはこの過去へと向かう歴史、伝統を超越したところに、開かれた未来へと繋がる永遠の伝統を求めようとした。この回帰と超越という点に、ウナムーノとガニベールの内面主義に決定的な違いがある。ウナムーノのこの超越は、ガニベールの思想に見受けられる理想主義的な手法の限界を文字どおり超える点でもある。永遠の伝統は、生きた現在、すなわち生の中に求められるものであり、メネンデス・ペラーヨに代表される過去の事実を溯って探そうとする旧世代の博学的な傾向の研究者に対する批判でもあった。

「セネカ主義がスペインの宗教や倫理構造、慣習法にさえかかわる部分は大きい、というより測り知れないものがある」¹³⁾ と述べているように、ガニベールがセネカ哲学の影響を受けていたことはよく知られている。正しい理性 *recta ratio* を人の本質に据え、死による開放を唱えたセネカのストア哲学は、キルケゴール的な実存主義や、ショーペンハウアー、ニーチェの影響をも受け、反理性の生の哲学の立場を取るウナムーノ思想とは、相容れないものであった。ガニベールの思想の方向性に関してウナムー

11) Abellán, José Luis: 'Introducción' en "*Idearium Español*", p. 16.

12) ライン・エントラルゴ、ペドロ、『問題としてのスペイン』、pp. 256-258.

13) Ganivet, Angel: *Idearium Español*, p. 38. (『スペインの理念』、橋本一郎/西澤龍生訳、p. 97.)

ノは、スペイン哲学の学派としてルイス・ビーベスのビビスモを案出したメネンデス・ペラーヨよりも、セネカ哲学をスペイン哲学に加えたガニベールの方がまだ当を得ていると指摘している。¹⁴⁾ だがビーベスの哲学には、セネカ同様にストア哲学の影響、理性を重んじる傾向が強い。このいささか感情的なウナムーノの指摘は、理性・科学に基盤を置くルネッサンスを重要視するメネンデス・ペラーヨが、スペイン・ルネッサンスの代表的な人文学者として、若くしてスペインを去りベルギーのブルージュを中心に活動したビーベスを挙げていることに対する批判や、コルドバ生まれのセネカの哲学には、スペイン文化の支柱の一つであるローマ文化的な要素が強く見られることが影響している。

スペイン再生の原点として、北部ビルバオ出身のウナムーノは、早い段階で国土回復運動が完了し、スペイン・キリスト教文化の中心となったカスティーリャ王国の歴史、風景を見据え、カスティーリャ精神をスペイン精神として受け止めた。これに対しガニベールは、まさにキリスト・ユダヤ・イスラームの三大宗教が色濃く融合した南部の文化圏で育っており、スペイン文化における生粋性に関しての解釈がウナムーノとは異なった。ガニベールによれば、カトリック色の極めて濃いカスティーリャの歴史、精神、風景のみにスペイン文化の生粋性を求めるならば、三大宗教の融合の場であった「開かれたスペイン」を否定し、積み重ねられることで象られてきた多面的なスペイン文化の存在そのものが否定されることになる。ここにウナムーノが展開するスペイン論の弱さがあることは否めない。ウナムーノのスペイン論は総体としてスペインを捉えた対ヨーロッパとしての性格が強いものであり、集合体としてスペインを捉えた対スペインとしてのスペイン論とは必ずしも言えない。だがカスティーリャ出身ではないウナムーノが、カスティーリャ精神をスペイン再生の原点に据えようとしたのは、「スペインの中のスペイン」にとどまらず「ヨーロッパの中のスペイン」をも視界に入れた上で、スペインという総体の再生のために、スペイン民族の、あるいはカトリック精神共同体としての求心的な精神、歴史をカスティーリャが自己の内部に持っていたと考えたからである。個としての生を求めながらも、総体としての生粋性を求めるところに、ウナムーノ思想特有の二極間の揺れを感じざるを得ないが、未来へと繋がる「内一歴史」、永遠の伝統の概念を導入することで、個の歴史を超える普遍性をウナムーノは求めたのである。完全なる真理を得ることができるのは、「矛盾を交互に肯定する方法」¹⁵⁾ によってであり、さらに「極端なもの力をきわ立たせることによって中庸なものが魂の中に活気を帯びる」¹⁶⁾ として、新しいスペイン論の可能性をウナ

14) Unamuno, Miguel de: *Del sentimiento trágico de la vida*, pp. 292-293. (『生の悲劇的感情』、神吉敬三/佐々木 孝訳、pp. 354-355.)

15) Unamuno, Miguel de: *En torno al casticismo*, p. 784. (『生粋主義をめぐる』、佐々木 孝訳、p. 7.)

ムーノは指摘するのである。

5. スペイン再生とヨーロッパ再生：ウナムーノ思想がめざしたもの

ウナムーノの思想は基本的に反理性の立場を取り、キリスト教の実存主義の枠に入るものである。1897年にウナムーノが体験した宗教的危機は、ウナムーノ思想のうねりの中でも最も大きく根源的なものであったとされる。そしてこの宗教的危機は、ウナムーノ思想をよりキルケゴール的な実存主義に、またニーチェ的な生の哲学へと押し進めるものであったと言われる。しかし前章の終わりで矛盾を交互に肯定するウナムーノの哲学的手法について述べたように、スペイン問題を前にしたウナムーノ思想のうねりは、スペインの生とヨーロッパ的理性の狭間に位置するものでもあった。ウナムーノ思想の根底には、マドリード大学時代に積極的に学んだヘーゲル哲学の影響が残っていたからである。理性と生の二極間で生ずる悲劇的な感情こそが、ウナムーノにとって実存規定となるものである。理性と生の不均衡から生ずる感情を展開させてゆく考え方、ウナムーノ自身の言葉によれば「あらゆる統一化は、内的区別と歩調を合わせて、そしてそれ自体よりも上の統一に総体として従属する度合いに応じて進行」¹⁷⁾ させる哲学的手法は、まさにヘーゲルのアウフヘーベンを想起させる。

このような思想的曲折が、「スペインの中のスペイン」にとどまらず「ヨーロッパの中のスペイン」をも視界に入れた上で、スペインという総体の再生を試みるウナムーノのスペイン論に影響しているのである。

スペインとヨーロッパとの関係の中で、ウナムーノが最終的に模索したことは、スペインはヨーロッパにどのようにして貢献できるのかということであった。既に述べたように、ヨーロッパは宗教改革以降、理性的な歴史、プロテスタンティズム的な国家宗教の道を選び、スペインは近代化というその枠組みから逸脱した。しかしニーチェが「神は死んだ」と形容した近代ヨーロッパの物質文化の危機は、生の枯渇、信仰の不在によるものであるとウナムーノは考えた。この意味において、スペイン精神の豊かさについて思索してみること、ウナムーノ自身の言葉を借りれば、「一体いかなる内面的かつ永続的価値を有するかをスペイン人として自問してみることが大切」¹⁸⁾ なのであり、例えば、スペイン神秘思想をスペイン人自身が再発見することをウナムーノは望んだのである。こうして再発見された豊かさをヨーロッパに伝えることを、さらにウナムーノは提唱した。これは単なる伝統主義、ヨーロッパ主義という枠組みに収

16) *Ibíd.*, p. 784. (同掲書、p. 7.)

17) *Ibíd.*, p. 802. (同掲書、p. 40.)

18) Unamuno, Miguel de: *Sobre la europeización Arbitrariedades*, p. 923. (『ヨーロッパ化について いくつかの独断』、桑名一博訳、p. 331.)

まるものではなかった。

ヨーロッパという概念についてウナムーノは次のように語る。「[ヨーロッパという]もともと直接的には地理的なものを意味していた概念は、魔法によってほとんど形而上学的とも言っていいカテゴリーに変えられてしまった。」¹⁹⁾ さらに近代化されたヨーロッパの悲劇については、「ヨーロッパを脱本質化する、すなわち脱カトリック化するに与って力があつたのは、ルネッサンス、宗教改革、そして革命である。つまり彼岸の永遠の生という理想を、進歩、理性、科学という理想に置き換えたのである。あるいはもっと正確に言うなら大文字の科学に置き換えたのだ。[...] そして [...], この科学は [...] 破産した。だが科学は満足のゆくものではなかったので、幸福追求が終わりを告げることはなかった。しかしそれは富の中にも、知識の中にも、権力、快楽、あきらめの中にも、良心や文化〔教養〕の中にも見つけることはできなかった。かくしてペシミズムが訪れた」²⁰⁾ と指摘する。このまさに虚無が支配するヨーロッパの況下で、逆説的ではあるが、近代化が遅れた国であったがゆえにスペインは本来的なカトリック信仰をその精神性に残し、しかもそれはスペイン神秘主義のように神と個人的な強い結びつきを得ることで生を充足させようとするものであったからこそ、窒息状態のヨーロッパに生を吹き込み、危機を救うことができるのだとウナムーノは訴えた。スペインがその精神文化のアイデンティティを確認し、これによりスペイン再生の指針を得ることで、ヨーロッパをも救えると確信したのである。

「私〔ウナムーノ〕は深いところから行われるスペインのヨーロッパ化、すなわち、ヨーロッパ精神の中からわれわれの精神と化しうるものを消化することは、われわれがヨーロッパ精神の諸分野において自己を押しつけ、彼らの精神を摂り入れるのと引きかえに、紛うかたないわれわれの精神を彼らに飲みこませるまでは、つまり、われわれがヨーロッパをスペイン化しようとするまでは、決して始まらないであろうという心底からの信念を持っている。」²¹⁾ ここに至りスペインのデカダンスは、ヨーロッパのデカダンスとなり、スペイン主義とヨーロッパ主義の本来背理する問題が、根幹において相関するべきものとして、ウナムーノ思想の中で結びついたのである。

19) Unamuno, Miguel de: *Del sentimiento trágico de la vida*, p. 285. (『生の悲劇的感情』、神吉敬三/佐々木 孝訳、p. 341.)

20) *Ibid.*, p. 284. (同掲書、pp. 338-339.)

21) Unamuno, Miguel de: *Sobre la europeización Arbitrariedades*, p. 936. (『ヨーロッパ化について いくつかの独断』、桑名一博訳、pp. 351-352.)

参考文献

- Abellán, José Luis: *El erasmismo español*, Madrid (Espasa), 1982.
- : *Historia crítica del pensamiento español*, 1-5/III, Madrid (Espasa), 1979-1991.
- : *Historia del pensamiento español*, Madrid (Espasa), 1996.
- : 'Introducción', en "*Idearium Español*", Madrid (Biblioteca Nueva), 1996, pp. 15-33.
- Caro Baroja, Julio: *El señor inquisidor y otras vidas por oficio*, Madrid (Alianza), 1988, 3ª ed. .
- Castro, Américo: *España en su historia Cristianos, moros y judíos*, Barcelona (Critica), 1984, 3ª ed. .
- : *Cervantes y los casticismos españoles*, Madrid (Alianza), 1974.
- Ferrater Mora, José: *Diccionario de filosofía*, 1-4, Madrid (Alianza), 1990, 7ª ed.
- Ganivet, Angel: *Idearium Español*, Madrid (Biblioteca Nueva), 1996.
- García Escudero, José María: *Los españoles de la conciliación*, Madrid (Espasa), 1987.
- Jutglar, Antoni: *La España que no pudo ser*, Barcelona (Anthropos), 1983, edición corregida y ampliada.
- Laín Entralgo, Pedro: *Obras*, Madrid (Plenitud), 1965.
- Sánchez-Albornoz, Claudio: *Aún Del pasado y del presente*, Madrid (Espasa), 1984.
- : *Dípticos de historia de España*, Madrid (Espasa), 1982.
- Unamuno, Miguel de: 'Del sentimiento trágico de la vida' en "*Obras Completas*", VII, Madrid (Escelicer), 1966, pp. 107-302.
- : 'El porvenir de España' en "*Obras Completas*", III, Madrid (Escelicer), 1966, pp. 635-677.
- : 'En torno al casticismo' en "*Obras Completas*", I, Madrid (Escelicer), 1966, pp. 773-869.
- : 'Sobre la europeización Arbitrariedades' en "*Obras Completas*", III, Madrid (Escelicer), 1966, pp. 925-938.
- ウナムーノ、『スペインの本質』（ウナムーノ著作集 1）、佐々木 孝/桑名一博他訳、法政大学出版局、1990、第三刷。
- 、『生の悲劇的感情』（ウナムーノ著作集 3）、神吉敬三/佐々木 孝訳、法政大学出版局、1983、第二刷。
- グアルディーニ、『近代の終末一方向づけの試み—』、仲手川良雄訳、創文社、1980、第二刷。
- クシトフ・ボミアン、『ヨーロッパとは何か 分裂と統合の1500年』、村松剛訳、平凡社、1994、第三刷。
- 佐々木 孝、「内側からビーベスを求めて(三)」、『東京純心短期大学紀要』第8号、1995、pp. 45-64。
- メネンデス・ビダル/ガニベール/ライン・エントラルゴ、『スペインの理念』、橋本一郎/西澤龍生訳、新泉社、1991。

España y Europa

— A través del pensamiento de Miguel de Unamuno —

Tetsuyasu SUMITA

Se decía que España, en la historia de las Ciencias Humanas, desempeñó una actividad muy limitada y pasiva. Sin embargo, si nos fijamos en la historia de Córdoba, donde se realizaron sistemáticamente las traducciones de las obras filosóficas de Roma y Grecia, y en Toledo, donde Alfonso X fomentó la actividad cultural de la escuela de traductores, inmediatamente nos daremos cuenta de las contribuciones admirables del pueblo en dichas ciencias.

Pero esta “España abierta al mundo científico” venía convirtiéndose en “la España cerrada” conforme al movimiento de la Reforma y a la decadencia del Imperio de Habsburgo. Ante la inmovilidad del pueblo se plantean, especialmente desde el siglo XVII, dos teorías: el tradicionalismo o españolismo, y el progresismo o europeísmo.

Miguel de Unamuno, uno de los representantes de la *nueva generación* del siglo XIX-XX, conociendo el límite de aquellas dos escuelas de la generación antigua, el tradicionalismo y el progresismo, llegó a formar su propio pensamiento: preocupación por la identidad de España sin perder - lo que él llamaba- *mi identidad*. Después intentó integrar la *Europa moderna agonizante*, manteniendo la identidad del pueblo español, por ejemplo su religiosidad. Esta es la única manera de salir de la decadencia, pensaba el pensador vasco-castellano, porque la decadencia de Europa no es sino la de España.

ルイス・ビーベスとヨーロッパ

—平和思想をめぐる—考察—

木 下 登

“Pace opus est, quite, concordia, ut ingenia
excolantur, et vigeant artes.” (J. L. Vives: *De Concordia*, lib. III.¹⁾)

I. エラスムス (Desiderius Erasmus, 1466-1536)、トマス・モア (Thomas More, 1478-1535)、ギヨーム・ビュデ (Guillaume Budé, 1468-1540) らとともにルネッサンス期を代表する人文主義者、スペイン、バレンシア生まれのフアン・ルイス・ビーベス (Juan Luis Vives, 1492-1540. ラテン語名 Ioannes Ludovicus Vives. 以下本稿ではビーベスと略記) は、1514年に初めての作品『神の母なる童貞マリアの受胎』*Virginis Dei parentis Ovatio* をパリで出版して以来、1540年に他界するまで、ローマ教皇や英国王らに宛てた書簡を含め、彼が生きた時代状況を如実に反映する重要な全 59 点におよぶ著作を次々に発表した。

1492年、ビーベス²⁾ はユダヤ系の新キリスト教徒を両親に³⁾、バレンシアで生を受けた。創設間もないバレンシア大学を経て、1509年、17歳でパリ大学に入学、スコラ学に基づく中世的な教育を受けた。1514年、フランドル地方に移り住み、エラスムスとの出会いを通して人文主義に傾倒。第一の本格的著作『偽論理学者弁駁』*Adversus pseudodialecticos* (1519)において、当時のパリ大学の学術傾向を人文主義の立場から批判し、エラスムスやトマス・モアから高い評価を受けた。1517年には枢機卿ギリエルモ・デ・クロイ (Guillermo de Croy) を有力な後援者として得るとともに、ルーヴァン大学の教壇に立ち、学者として輝かしい将来が約束されたかに見えたが、1521年に枢機卿を落馬事故で失った。時をほぼ同じくして、バレンシアからは父親に対しての異端審問裁判が進行中との悪報が届く。その頃、スペインの人文主義の先駆アントニオ・ネブリハ (Elio Antonio Nebrija, 1444-1522) の後任としてアルカラ大学からの招聘を受けるが、異端審問を危惧して断る。1523年、大法官ウルジーの招きで渡英し、チューダー朝宮廷の顧問に就任。ヘンリー8世とスペイン王家の出のキャサリン王妃の庇護の下、王女メアリーの教育にあたる一方、トマス・モアをはじめとする人文主義者たちとも親交を結び、彼らの社会哲学思想から深い感銘を受けた。イギリ

ス滞在を機に、それまで学術的傾向が強かったビーベスの著作は、社会性に富んだものへと変化していった。1528年、国王夫妻の離婚問題に反対の立場をとり、イギリスから永久追放の処分を受けた。イギリス滞在中、ビーベスは幾度もブリュージュに旅行。1524年、スペイン系のバウダウラ家の娘マルガリータと結婚。ビーベスの晩年の12年間はブリュージュでの執筆活動に当てられており、『学問論』*De disciplinis* (1531)、『靈魂生命論』*De anima et vita* (1538)、『キリスト教信仰の真理性について』*De veritate fidei christianae* (1543)などの代表的著作はこの時期に著された。生来の病弱な体質に加えて、度重なる貧困と不遇な境遇に悩まされた末、1540年5月6日、彼はブリュージュにて48年の生涯を閉じた。

本稿は、16世紀前半、動乱の歴史的状況の直中であって、ひたすらに「生まれて、研究して、書いて、死んだ *nació, estudió, escribió, murió*⁴⁾」とオルテガによって形容された人文主義者、ビーベスの平和思想の源泉とその特質の一端を、彼の政治的著作の中に明らかにすることを試みるものである。

II. 1992年、ビーベス生誕五百年を契機として新たな『ビーベス全集』⁵⁾の刊行が始まった。バレンシアの人文主義者、グレゴリオ・マヤンスによる初めての『全集』⁶⁾以来、実に二百年振りの壮挙である。現時点で第一巻(優れたビーベス研究論集)と第二巻と三巻(『聖アウグスティヌス『神の国』注解)が出版されている。これと平行してバレンシア市委員会から『ルイス・ビーベス著作集』と題して、ビーベスの主な著作のスペイン語訳と研究書からなる叢書の出版も続いている。また、主として初期の著作についての校訂本ならびに英語訳が、1979年以来、ライデンより継続中でもある⁷⁾。

ビーベスの著作ならびに研究文献に関しては、ノレーニャ教授が1990年に出版した『ビーベス関連文献目録』⁸⁾が現時点では最も包括的なものである。そこに枚挙されているビーベスの59点に及ぶ全著作を大別すれば、以下の三分野⁹⁾となるが、さらに詳細な分類も行われている¹⁰⁾。

1. 学問の刷新：『偽論理学者弁駁』*Adversus pseudodialecticos* (1519)、『学問論』*De disciplinis* (1531)、『靈魂生命論』*De anima et vita* (1538)
2. 教育と社会改革：『キリスト教徒女子教育論』*Institutio feminae christianae* (1523)、『夫の務めについて』*De officio mariti* (1528)、『貧民救済論』*De subventionem pauperum* (1526)、『財産共有論』*De communione rerum* (1535)
3. 和合と平和：『人類の和合と不和について』*De concordia et discordia* (1529)、『平和論』*De pacificatione* (1526-1529)

本稿が研究対象とするビーベスの「平和論」の著作として、佐々木 孝教授は以下の作品を挙げている。

1. 『教皇ハドリアヌス 6 世への手紙——ヨーロッパの現状と騒乱について——』 *De Europae statu ac tumultibus* (ルーヴァン、1522.10.22)
2. 『イソクラテスの法廷弁論』 *Isocratis oratio Aeropagitica* (オックスフォード、1523)
3. 『ヘンリー 8 世への手紙——皇帝に捕らえられたフランス王について——』 *Ad Henricum VIII angliae regem de Francisco Gallorum rege a Caesare capto* (オックスフォード、1525.3.12)
4. 『ヘンリー 8 世への手紙——王の統治について——戦争と平和について——』 *Ad Henricum VIII de regni administratione, de pace inter Caesarem et Franciscum gallorum regem, deque optimo regni statu* (オックスフォード、1525.10.8)
5. 『ヨーロッパの騒乱と対トルコ戦争について』 *De Europae dissidiis et bello turcico —dialogus—* (ブリュージュ、1526.10)
6. 『人類の和合と不和について』 *De concordia et discordia in humano genere* (ブリュージュ、1529)
7. 『平和論』 *De pacificatione* (ブリュージュ、1526-1529)

これらビーベスの平和論全体は、年代的に見て、大きく二つに区分されうる。第一期としては、彼が 1526 年までにヨーロッパの情勢や政治を扱った 5 作品があり、それらは一まとめにしてその年にブリュージュで、『ヨーロッパの騒乱と共和国』*De Europe dissidiis et Respublica* と題され出版された¹¹⁾。またこれは、別名『ビーベス政治学大全』*Summa politica vivista* と呼ばれた。第二期としては、1526 年から 1529 年にかけての作品、『人類の和合と不和について』*De concordia et discordia* と『平和論』*De pacificatione* がある。

この時期の主要作品の分析に入る前に、彼の政治関係の著作の動因となった時代状況を概観しておきたい¹²⁾。

スペイン国王カルロス (神聖ローマ皇帝カール 5 世) を支えた基本理念は、中世キリスト教普遍帝国の再建であり、ここから彼が対抗すべき対象は、ヨーロッパ・キリスト教世界に脅威を与えていたイスラーム勢力、カトリック正統主義に挑戦するプロテスタント勢力、そして自らの上位に立つ帝権を認めようとするフランス王権であった。フランスとの戦いは 4 回行われたが、最初の 3 回はイタリアを舞台としていた (イタリア戦争、1521-1544)。1521 年、フランソワ 1 世がナバラに侵入すると、カルロスはミラノ公国を占領し、1525 年のパヴィアの戦いでフランス軍を破り、仏王フランソワを捕虜として、翌年のマドリード条約でミラノ領有を認めさせた。釈放されたフランソワは、他の諸国とコニャク同盟を締結し、教皇もこれに参加した。皇帝軍

は大規模な「ローマの略奪」を行い、フランソワは1529年、カンブレー和約を結んでカルロスのミラノとジェノヴァの領有を認めた。ミラノ領有をめぐる1536年に再燃した戦いは1538年のニースの休戦条約で収まり、1542年に北フランスを戦場として始まった戦いは、1544年のクピレー和約で終結した。こうした動乱の時代を生きる者の使命として、ビーベスは平和論執筆に情熱を傾けた。

最新のビーベス研究史¹³⁾によれば、16世紀には、ビーベスの諸作品はパリ、リヨン、バーゼル、ルーヴァンなどヨーロッパの主要都市で出版を見た。上記のようなヨーロッパ情勢を背景にして、とりわけ政治関係の著作は多くの読者を獲得し、その数は同世紀中だけでも合計540版を数えたという。

III. 本章では、先に掲げたビーベスの平和論関係の著作の中から主要なものを取り上げて、彼の思想を読み取るための考察の対象としたい。

1. 『ビーベス政治学大全』

ビーベスが後のローマ教皇ユトレヒトのハドリアヌス・フロレンスを知ったのは、1514年、ルーヴァンに初めて滞在したときのことであった。当時ハドリアヌスはトルトサの司教職を務めていた。1507年、彼はカルロスの家庭教師を務める旨の命を受けた。また、1516年、カトリック王フェルナンドの逝去に際して、かねてから彼の娘フアナの第二子フェルナンド王子を後継者として公言していた王に遺言を変更させ、カルロス王子を後継者として擁立することに成功した。1522年、ハドリアヌスが教皇に選ばれると、ビーベスはさっそく彼に『教皇ハドリアヌス6世への手紙——ヨーロッパの現状と騒乱について——』と題した長い書簡を送った。その中でビーベスは、スペインとフランスの間の戦争やカトリック教会内における教義上の争い、トルコの脅威など、キリスト教世界が直面する諸問題について言及した。

「私を非常に悩ませることは、絶え間のない戦争や邪悪な男たちによって扇動された破壊的な動きなど、キリスト教世界が極限に至っているということです。……あなたに求められること、期待されることが二つあります。それは、君主間の戦争が鎮まること、またあらゆる個人間の騒ぎが落ち着くことです。……近年、新たな戦争形態が支配的になっています。すべてに火を放つのです。フランス人は我が国のものに放火した。今度は、勝利者である我々スペイン人がフランス人のものに火を付けた。……この悲劇的なやり取りの結果直ちに生じることは、我々が、彼らが望むところを行うという、まさにトルコ人たちを最も喜ばせることなのです¹⁴⁾。」

ビーベスはヨーロッパの混乱した現状を嘆く一方、本来あるべき勝利者、即ち、「君

主」princeps の高貴な精神性について、次のように考えを述べている。

「戦いに負けた者にとって、惨めに意気消沈する以外に何ができるというのでしょうか。ギリシア人やローマ人たちは、大胆不敵かつ無慈悲な民族を破ったのですが、不正義を乱用することは自制しました。勝利をおさめると、彼らは敵を以前よりも豊かにし、教育を与え、もっと節度のあるようにしたのです。従って、敗れた者は、勝利者となるよりも大きな利益を得ることになったのです。そのことは異教徒たちに、靈魂の不滅性を確信できない、また慈悲について一度たりと聞かされたことのない、人の系譜の源である神が彼らに共通であることを知らない人たちに、起こったことなのです¹⁵⁾。」

またビーベスは、本稿の第IV章で触れる正当戦争の解釈について次のように述べている。

「教皇さま、我々の宗教の教えによれば、あなたがこの世におけるその正当な解釈者ですが、あなたの使命は、君主たちや彼らの顧問官たちに、兄弟間のひいては同一の洗礼によって生まれた者たちの間での戦争は不当であり、あらゆる正当性に対しても、あらゆる慈悲に対しても非道なものであることを教えることです¹⁶⁾。」

ビーベスは、目下緊急に必要なことは宗教上の和が達成されることであり、教皇庁の答えとしては公会議が招集されるべきことと進言した。また彼は教皇に、キリスト教世界と同意語でもあるヨーロッパの行く末には決して楽観的にはなれないと訴えている。

「どの時代においても、カトリック教会の騒動には我々が総公会議 Generale Concilium と呼ぶ会議が招集されたのでした。これこそ、不治と見なされた病にとって唯一の薬なのです。……キリスト教世界全体に総公会議を招集することが必要です。……この広大で悲惨なヨーロッパの和を願って、崩壊し分裂しているヨーロッパを嘆くしかないのですが¹⁷⁾。」

ビーベスが教皇ハドリアヌス6世に送った書簡について注目すべきことは、その書の目的である平和への危惧に加えて、彼が、その時まで単なる地理上の名前またはその略奪についての伝説神話でしかなかった歴史的現実、我々が今日ヨーロッパと呼んでいる現実を明確に認識していることである¹⁸⁾。

この書簡が教皇に及ぼした効果を推測する手段としては、次のような事実を考慮することができる。ビーベスが書簡を書いた約一ヶ月後の11月17日に、教皇はニュルンベルクで始まった議会に使節を送り、教皇庁が自らの怠慢について率直に認めると

ともに、カトリック教会における諸悪について責任をとる意志のあることを言明するメッセージを読ませた。しかしながら、その声明によってルター派を擁護するドイツの諸侯たちが姿勢を変えることはなかった。トルコの脅威に触れた言葉ですら、キリスト教諸国の君主たちを一つに結束させることはできなかった。失意の教皇は選出から一年を経ずして他界し、ビーベスが彼の人格に托した大きな期待は無残にも打ち砕かれた。1525年には、ヨーロッパの情勢はビーベスがかねてから危惧していた様相を呈するに至った。

ビーベスは、1525年、ヨーロッパの政治情勢について、ヘンリー8世に『皇帝に捕らえられたフランス王について』（オックスフォード、1525.3.12）と『王の統治について——戦争と平和について——』（ブリュージュ、1525.10.8）と題した書簡を送った。

第一の書簡は、パヴィアの戦いでフランソワ1世が皇帝カール5世の親衛隊によって捕らえられた20日後に書かれた。その中で、ビーベスは、かつて王妃キャサリンの求めにより王女メアリーの教育を頼まれたことから知遇を得ていたヘンリー8世に対して、フランスのためにカール5世に対して仲介に入ってほしい旨を訴えた。

「貴殿とカルロスが一刻も早く彼地へ使節を送り、哀れなフランス人たちを貴殿たちの名代を通して慰め、彼らに安らぎと希望を与えてくださったなら、それはどれほどの善をなすことであり、また神の眼にはどれほどの功德であり、人々からの称賛の意を受ける栄光はいかほどでありましょうか。……私がおせっかいな助言者であり、いわば突撃を始めている人にそうしなさいと勧めているということでもありますように。しかし私は、自分が貴殿に対して抱いております大きな親愛の情ゆえに、またキリスト教徒たちの公的な平安と平和を願うがゆえに、こうせずにはいられないのです。私はつねに彼らの平和を擁護してきましたし、今後もそうし続けるつもりです¹⁹⁾。」

ヘンリー8世に宛てたビーベスの書簡の主な目的は、キリスト教国であるフランスとスペインの間に平和を見い出すためであった。一方、同年10月付けの書簡では、キリスト教世界の平和を願うとともに、ヘンリー8世に「君主」の役割について述べている。

「まさに国家における君主は身体における魂の如きであり、自然の姿でもあります。魂が影響を受け錯乱しているとき、どれほど身体も混乱し痛んでいることでしょうか。……闇や孤独ですら彼の行為のどれ一つとしてその拡大を阻むことができません。なぜなら彼の君主としての輝きが彼の人格を光らせ、彼に注がれる多くの眼を裏切ることができないからです²⁰⁾。」

しかしその頃、ビーベスがヘンリー 8 世に寄せる期待とは裏腹に、彼の心を悩ませる問題が持ち上がっていた。1527 年、王はカトリック教会にキャサリン王妃との離婚を正式に願い出た。ビーベスは、宗教上の理由から、また王妃に抱いていた親近感から、王の行動に異論を唱えた。その結果、彼は、1528 年 2 月 25 日から 4 月 1 日にかけて、在ロンドンのスペイン大使イニゴ・メンドサの監視のもとに軟禁状態に置かれた。後にビーベスは親友クラネヴェルトに次のように書いている。

「イギリスで私が捕らえられていたことを聞いたことと思います。その動機は彼らにとって、即ち、それを命じた人たちにとってたいして誇らしいものではなかったのです。私は王妃の主張を全力で支持しました。38 日後、再び宮廷に足を踏み入れないとの条件で——この条件を私は喜んで受け入れました——釈放されました²¹⁾。」

ビーベスの『政治学大全』の中で最も大部の書が『ヨーロッパの騒乱と対トルコ戦争について』であり、そこで彼は、宗教間の争い、君主間の争い、そしてトルコの脅威について、登場人物を通して自らの考えを表明している。ビーベスは、冷徹かつ厳格な地獄の判事ミノスの法廷に霊たちが集まり、君主間の争いが打ち続くヨーロッパの現況について論議するという「対話編」を仕立てた。その他登場人物としては、その正確な予言でユリシーズの信頼も厚かったというギリシャ神話の盲目の予言者ティレシアス。地上の宮廷から来たばかりというバシリオ。戦火相次ぐ状況について精通していたポリブラグモン。その他、ローマの將軍スピキオや幾人かの霊たちなど。作品の冒頭でミノスがバシリオに、近頃なぜこんなにも沢山の霊が下りてくるのかと問う。バシリオが戦争をその一因として挙げると、ミノスはその戦争の張本人は誰かと尋ねる。

「バシリオ一人の中で最も賢いといわれる人にとって、それはどういうことですか。誰に戦争をやってほしいというのですか。王たちや国民たちですよ。

ミノス—犬や猫たちじゃないとはびっくりだ。……どの王か、そしてどんな風にしてか。

バシリオ—あまり聞かないでください。王たちについて語ることはそれなりに危険が伴うことなのです。皆、良い王さまですよ²²⁾。」

その時代、ヒドラの頭のように各地で次々と戦争が勃発した。鋭い感覚に加えて、商人として広く世界を見知っていたポリブラグモンは、ナポリ戦争のことやトルコによるコンスタンティノープル占領について、また、キリスト教徒の君主間の争いを尻目に、トルコがギリシア、マケドニア、エウベア、そしてエーゲ海の島々を攻略していった様子を語る。次に、フランスのカルロス 8 世やルイ 12 世の時代におけるナポリ継

承戦争、フランス王による一時的なナバラ占領。カスティーリャにおけるコムニダースの乱、トルコによるロードス島の占拠など、ヨーロッパでの一連の出来事に触れる。そうした対話の中に、ビーベスが当時のキリスト教世界に対して抱いていた強い危惧の念が描き込まれている。

「ポリプラグモンールター派と反ルター派が憎みあうことは私にとって大した驚きではありません。私にとって最も痛ましいことは、互いに激怒かつ逆上しており、相手が相補われるよりも負けて解体するのを見たがっていることです。争いの激しさのあまり、行きつくところは相手の消滅しかありません。また、ルター派の人たちの間ですら愛も和合もなく、彼らの口をついて出ることは、信仰、福音、慈悲という言葉だけです。……キリスト教徒たちが一握りの土地をめぐる争いあう一方で、トルコは彼らから広大な領土を奪う。我が方は大いに策を練り、集えども、すべては徒勞に終わる²³⁾。」

「ティレシアス—スペインとフランスにとってそれ以上に好都合なことはなかった。ミノスよ、アルプスの向こう側の人たちがそうした決定に至ることを願わずにはいられない。その二つの王国、即ち、キリスト教世界全体が平安でのどかであり、人にも富にも恵まれて過ごすことができるであろう。その時、キリスト教世界の資力はもっと確実であり、その力と軍事力はトルコに恐れを抱かせるであろう。……キリスト教徒の間の深く相容れない分裂こそが、トルコに十分な安全を保証するのである。トルコに、彼らがヨーロッパと呼ぶ国々を侵略しないという保証を与えたかどうか尋ねてみるがいい²⁴⁾。……

スピキオーもしヨーロッパの君主たちが、憎しみに我を忘れ不和に猛り狂い、トルコに対して武器を取るとすれば、彼らの思うつぼだろう²⁵⁾。」

ミノスがティレシアスに現世での不和の原因について尋ねると、その原因が内部にあること。そして、キリスト教徒の唯一にして強い武器はキリストの後見であるという考えが述べられる。

「偉大な知の探求者アリストテレスと彼に倣って自然と諸原因の研究に献身した多くの人物たちによれば、最も勇敢で強靱な種族はヨーロッパ人である。アジア人たちは臆病で戦争には適さない。男よりも女に近い。ヨーロッパは勇気と力においてだけでなく残忍さにおいても優れた人間を産み出している。……彼らはあたかも、内部の不和が原因で、また相手の力を過小評価したことで、または不注意にも危険に巻き込まれたことで、優等な民族が劣等な民族に敗れたといったことを一度として耳にしたことがないかのような²⁶⁾。」

「ティレシアス—君の求めに応じて、ごく簡単に私の考えを述べよう。キリスト教徒の唯一の武器、唯一にして極めて強力な守りとは、信頼し加護をお頼みするキリストの後

見である。もし彼らとその保護のもとに迎え入れられるなら、無敵で不可侵であり、いかなる国からも被害を受けることはない。もしキリストによって受け入れられないとすれば、哀れな餌食以外の何者でもないだろう。しかし、彼らは望めばいつでも迎え入れられるのであり、主はそのもとに帰ろうとする人にとってはそこにおられる明らかな存在なのです。眼を開けてどれほど偉大で無敵な指導者を得ているかを見るがいい。主に戻り、主に最も熱い視線を注ぐがいい。キリスト教徒という名前だけに満足することなく、実際にそして行いにおいてもその栄光に満ちた呼び名に値するようになるべきである²⁷⁾。」

キリスト教世界の平和の鍵を握るのはカール5世とフランソワ1世であり、ヘンリー8世の協力も得られるものとする。

「その処置の仕方や人間間の協力ということについては、あの二人の若者（カール5世とフランソワ1世）が、それぞれ所有している広大な帝国に満足して、平和と和合に生きるべく合意することができるとすれば、その傷はたいしたこともなく癒されるであろう。少なくともそれぞれの王国を増大させようとして、血によってまたキリスト教徒としての同一の秘跡を信じ与かる隣人を攻撃するのではなく、彼らの宗教とかくも相容れない対立する敵を分別をもって攻撃するとすればである。私としては、第三の若者（ヘンリー8世）が彼らの安定した和合にとって障害であるとは思わない。なぜなら、彼は明らかに少し遅すぎはしたが、幾多の陸や海の向こうまで、善良かつ慈悲の心から使節を送ってハンガリーに救いの手を差し伸べたからである。できることはしたのである²⁸⁾。」

最後に、ティレシアスはヨーロッパにおいてドイツがいかに重要な部分を占めるかを力説する。キリスト教徒には依然としてドイツというヨーロッパの最も肥沃な部分が残っていること。互いに戦火を交えあうことを止め、指導者と城壁でもって、そして何よりも住民が団結することでドイツを強化し、難攻不落とすべきこと。トルコがドイツを占領しないよう、キリスト教世界の団結を訴える。

「もしそうでないなら、全ヨーロッパが彼らの権力下に落ち、彼らの支配下で生きることを望まない人たちが艦隊を組んで新世界 *novus orbis* に移住しなければならなくなるであろう。……確かにヨーロッパは最強である。しかし、トルコ帝国がヨーロッパの最良の部分を所有したとすれば、それが何の役に立つだろうか。トルコが後退するとか、得たものだけで満足するとか、キリスト教徒間の不和によって生み出された絶好の機会を見逃すなどと期待してはならない²⁹⁾。」

そして、キリスト教世界はいっときも早く平和を実現し、共なる救済について互い

に熟考すべきであると結んでいる。

2. 『人類の和合と不和について』

ビーベスの著作の中でも、彼の平和についての思想を最もよく表明しているものとして『人類の和合と不和について』（以下、『和合と不和』と略記）と、この作品のプロローグ的働きをしている『平和論』がある。ここでは、『和合と不和』を中心に取り上げる。ビーベスは、この書の著作動機をビュデに宛てた手紙（ブリュージュ、1529. 9）の中で明らかにしている。

「『和合について』と題した私の本をバルダウラ氏から受け取られることでしょうか。それは、現代の出来事に思うところがあって、この夏に著したものです。私は病弱でもあり、多くの悪しき問題に策を講じることはできませんが、せめて感じていることを紙面で述べるなどして、慰められ、少しの安らぎでも得られればと思います³⁰⁾。」

ビーベスにとって、キリスト教世界は、神の子であるすべての人にとっての普遍的祖国であり、問題はその世界が分断され、半壊状態にあったこと。しかもロードス島とベルグラードを陥落させた数年後の1526年には、オスマン＝トルコがハンガリーまでも占領することで、いままさにトルコの危険がヨーロッパの核心に迫っていたことである。200年にわたってトルコは勢力を伸ばし続けてきた。それはとりもなおさずキリスト教世界が分裂していたことに因るものであるとビーベスはいう。アジアがヨーロッパを破ったことはいまだかつてなかったが、もしキリスト教世界がこのまま内部分裂を続ければ、かつてヴェルギリウスが「ここまで不和が悲惨な市民らを引きずって行った」（『エグロガ』I、VV. 71-72）と述べたようになると懸念した。

『和合と不和』において、ビーベスは皇帝カール5世への献辞の中で、打ち続く戦争によってヨーロッパ全体がいかに荒廃の極みにあるかを述べ、その物質的再建もさることながら、「平和と和合」の達成が何よりも緊急の課題であり、それを可能にできる人物は、意志と権力を備えた諸君主の君主たる皇帝以外にはないと説く。

第1章において、ビーベスはいかにして諸悪が分裂を生み出すかについて手短かに述べた後で、人間には本性的に平和を求める傾向があるとして、その理由を列挙する。即ち、人間には「社会性」があること。人以外の動物は自分の産みの親を憶えていることもなく、優れた人を認めるわけでもない。祖国愛や慈悲の心もない。しかし、人間は両親を始め、自分を何らかの意味で助けてくれた人のことを憶えている。これはとりもなおさず人間が「共通の本性」を持っていることによる。また、人間には「言葉」があること。人は言葉によってその思うところを他の人に伝えたり、過去や未来の出来事についても話すことができる。ビーベスは、言葉にあるこの伝達の機能を「漏

斗」に喩えている。また、言葉とともに人には「表情」があり、一種の言葉の役割を果たしており、人が社会生活を営むに際に力となっている。神は、どのように社会を築いていくべきかを知らしめるために、人間には他の動物にあるような鋭い爪や牙などを与えることはなかった。外部からの害に対して、人は互いに守りあうことが必要であり、「他者の存在の必要性」が認識される。

第2章でビーベスは、和合と不和の起源と本性について述べた後で、どのようにして不和によって我々の意志が正しい道から逸れて行くのかを明らかにしようとする。和合と不和を生み出すものは何か。和合がすべての善の作り主である神に起源するとすれば、不和は何に始まるのか。

歴史を検証してみると、不和を引き起こす原因の一つが人間にある「情念」*pasiones*であり、その主たるものは嫉妬心、怒り、傲慢、野心である。例えば、傲慢に関して、ビーベスは次のように論を説く。情念を抑えることは容易なことではなく、ソクラテスが天から呼び寄せたといわれる哲学の分野においてすら幾多の不和が生じている。

「我々はプラトン、アリストテレス、ヒポクラテス、キケロ、セネカ、クインティリアヌス、プリニウス、聖ヒエロニムス、聖アウグスティヌス、その他著名な作家たちを文学や芸術における我々の祖として崇拝している。しかし、彼らにも我々が受け入れる点と明らかに拒否してしまう点とがあるのではないか。それにも拘わらず、我々は彼らに少なからざる権威と、彼らの言葉に信頼をよせるのである。彼らは偉大な人物であったが、しょせん人間であり、多くのことを知ってはいたが、また知らなかったことも多々あったのである。彼らも騙しもしたし、騙されもしたのである。しかし、我々とはというと、単なる人として扱われることを好まないのである。他人の誤りに対しては、人間だからと人文主義者さながらの根拠を持ち出したりするのであるが、自分はというと、悪魔のような傲慢さでもってそうした言い分けを拒絶するのである。しかし、人間として扱われることを望まない人は、まさに人間ではなく獣なのである³¹⁾。」

こうしたビーベスの人間の心の動きをめぐる観察は、戦争を続ける王や諸侯たちの政治行動ばかりでなく、いさかい、嫌悪、仲たがひ、策略に満ちた人々の日常生活にも向けられた。また、聖職者層にもその鋭い眼が向けられた。多分にプロテスタントによるキリスト教世界の分断に言及して、次のように述べている。

「博識な者の中に、自分たちの党派の人たちの欠点に気づき、彼らのことを嘆く者がいるように、宗教人の中にも同胞の欠点を見て、それを調べ、けなし、できるかぎり彼ら避けようとする者がいる。……その影響からして、ずっと忌まわしいものは、大衆をだめにする司祭による悪い手本である³²⁾。」

第3章と第4章には全体の約三分の二の紙数が割かれ、主たるテーマである平和の獲得に向けての考察が展開される。ビーベスは、平和の獲得のための「外的な道」、「内的な道」、「超越的な道」という三つの可能性を指摘する。

「外的な道」は、人間の意識の外部で作用する諸手段をいう。人の意識が、和合と平和を、また逆に不和をも作り出す。意識はその周囲から平和の道を進むことを示唆する様々な刺激を感じ取る。その一つが、裁判所と判事による仲介または裁定である。裁判所は不和という病気が共同体の構成員たちの間に広がらないための社会的薬である。しかし、それはあくまでも拡大防止策であり、裁判所の判決によって「憎しみ」が鎮まることはない。

またビーベスは、「君主」princepsと「賢者」sapiensの役割を称揚し、両者の間には人間としての質的な違いを見ないとする。

「君主と賢者の間には、他の人々に命令するということでは何らかの違いがあるかもしれないが、正しい判断、精神、助言、意志ということに関しては何の違いもない³³⁾。」

君主も賢者もどちらも和合と平和のために仕えるべきである。賢者とは自分の情念を完全に支配することができる人のことである。ビーベスは、賢者とは波間で溺れている哀れな人たちに手を差し伸べ、彼らが岸にまでたどり着けるように導く人、即ち、人々のための救命道具的役割を担う人のことであるという。君主も同様の役割を果たす。

「(君主とは)彼の国民の精神であり、意志であり、感受性であり、また生ける理性である。……共同体における相互愛の調停者であり、平和の絆であり、平穏さや暇の絆でもある。彼が、篤信家、情け深い人、慈善家、祖国の救済者、とりわけ祖国の父と呼ばれる所以である³⁴⁾。」

ビーベスにおける第二の道である「内的な道」は、彼の道徳思想を示すものとして重要である。生とは永遠性へと向かうための巡礼または流浪であり、この道にとって唯一の旅の「手段」viaticumは「徳」virtusである。それ以外のすべては徳の支えまたは道具である。(ここで、「文芸」bonae litteraeが称揚された人文主義の時代にあって、ビーベスが「徳」の第一義性を説いたことは注目に値する。)人生が永遠性を求める巡礼の旅であるとすれば、本来的には、平和を乱す人間の現世的野望のすべてが意味を持たないことになる。こうした考えが、際限のない情念やこの世での財を求める様々な欲望にとって最大の抑止力となる。徳の中でもビーベスが最も重要なものとしたのが、人間の社会集団において絆の役割を果たす「正義」justitiaであり、正義が行

われるに際して必要となる「法」は都市における魂のごときものとした。正義を建築の礎とすると、建物にあたるところが平等、隣人愛、慈悲心という徳である。どちらの部分も欠けても建築は成り立たない。動物は本能によって行動するが、人間は隣人への愛をその行動の源とする。

「真にして神聖なキリスト教は、愛、慈悲心、平和そして和合について、あなたに見える隣人への愛とあなたに見えない神への愛との二章に要約されうるのではないか。……少し前のところで聖パウロは人の愛についてこのように述べている。《姦淫するな、殺すな、盗むな、むさぼるな》、その他はどんな掟があっても、《隣人を自分のように愛しなさい》という言葉に要約されます。愛は隣人に悪を行いません。愛は律法を全うするものです³⁵⁾ ——ロマ書、13、9-10——。」

ピーベスは、『和合と不和』の第四書の最終章「慈悲心の称揚」を次のように始めている。

「私がこれまでに述べたことは、ほとんどすべてがこの地上での生についてであった。しかし、もし誰かが永遠の報いを想い、望んで上昇したとしたら、また恐ろしい拷問を思い浮かべたとしたら、何と言うべきであろうか³⁶⁾。」

すべての天上的な財は永遠であることから、靈魂が、人間の精神が理解できるすべてのものよりもより優れ、より幸福な神自身と一つになることにより、すべての希望、すべての切望、すべての人間的想いを超越する。その反対に、神との分離は苦しみまたは拷問となる。

聖なる平安をもたらすため、地上にキリストが遣わされた。この平安はあまりに偉大であり、傲慢さで腫れ上がった人知によっても人間たちの富や財や権力によっても付与されえない。それは言葉では説明不可能であり、唯一それを体験した者だけが信じるに至るのである。

「平安こそ、壊れ弱体化した理性が人に与えることができないものを人に与えることができる。我々の内なる平安が精神の安寧によって獲得され強められると、外的な反目はありえなくなる。外的な反目は永遠の源泉である内的な反目から生じる³⁷⁾。……しばし情念を捨て去り、理性に、精神に、良識に助言を仰ぐべきである。……平安と和合は永遠の幸せへと続く道であり、内的な争いと悪意は永遠の悩みと苦しみに向かうものである。……汝自身に帰り、本当の自分を愛しなさい。あなたが卑劣でなく、自分自身から逃げなければ、容易に自然と一致し、神にまでのぼることでしょう。あなたが嫌悪するものは憎しみと不和のほか何もないでしょう。同様に、和合と愛のほか何も気にすることはないでしょう³⁸⁾。」

ビーベスにおける第三の道は「超越的な道」である。キリストは神秘体であり、その社会的可視的表現が教会であり、教会の歴史的表現がキリスト教世界である。キリスト教世界は慈悲の徳によって命を与えられている。万人が神の子であり、キリスト教的な慈愛には終わりがなく、それは、「同様にトルコ人も愛されるべきである *Amandi sunt Turcae*³⁹⁾」に表現されるように、敵にまで及ぶものであること。ビーベスは、迫りくるトルコの脅威を前に、キリスト教徒としてキリスト教世界を防衛する必要性を説く一方、キリスト教徒として慈悲の心の偉大さを説くことも忘れなかった。

IV. 前章ではビーベスの平和論に関連した著作姿勢とそこで取り上げられた問題を読みとることによって、彼の平和思想を支える主要な要素を浮き彫りにすることを試みた。掘り起こされたテーマを3点に整理すると次のようになる。

1. 知者には現実の社会に関わる責務があること。
2. キリスト教的世界観と絶対的平和論について。
3. 人間は本性的に平和を求める存在であり、不和は情念に起因すること。

1. 知者の社会的責務

ビーベスは『学問論』の中で、哲学者の責務について次のように述べている。

「公共の福祉はすべての学問の終止符、即ち、対象であり目的である。人生に有益な学術が探され、見つけ出されたら、公共の福祉のために用立てられるべきである。こうすることで、学術にとっての永遠の報いが得られる。知識とは、富を増したり、現世的な利益を得たり、はかなく移ろいやすい快樂に耽けるためのものではない⁴⁰⁾。」

ビーベス思想の社会的次元の根本とは、人間が生来社会的存在であり、隣人に対して慈悲深い存在であること。また、知者の第一の責務は、自分が生きることになった歴史的現実を自分の生と無関係なことを考えるべきではなく、その生涯を自らの責務の遂行に捧げるべきであること。知そのものが公共の福祉のために役立てられるべきであり、知者はその目的が達成されるよう、分別のある博識をもって影響を及ぼすことができるような場所に身を置くべきであること。

「知者と君主は互いに関わり合うことなく独立して生きる別種の間人ではない。互いに支えあい、助けあう存在である。博識は平静さを必要とし、それを君主の権力が提供する。君主は多くの偉大な仕事を遂行するために必要な助言を知者に求め、知者は学問の中で培った思慮深さをもって君主に助言する⁴¹⁾。」

こうしたビーベスの社会問題についての関心は、主としてエラスムスやトマス・モアたちとの交友の中で育まれた。彼はその信念に基づいて、ローマ教皇ハドリアヌス6世や英国王ヘンリー8世を始め、各君主の顧問官たちにも直接働きかけた。彼が理想としたことは、一人の君主のもとでヨーロッパが堅固なキリスト教世界としての統一を達成することであった。多分にフランスやスペインの野望が引き起こしたイタリア問題や、カトリックとプロテスタントの間の論争が解決を見て、ローマ教皇の道徳的権力がキリスト教世界全体 Sacrum Imperium に及ぶこと。カール5世とフランソワ1世の間に和が成立すること。また、すでに東ヨーロッパの一部を征服していたトルコの脅威に対してキリスト教世界が力を結集することであった。

ところで、ビーベスにおいてはこうした実践力を持った知者の「知」とギリシャ・ローマの「古典」とはどのように関連づけられていたのであろうか。彼において、いかにして古典の知恵とキリスト教信仰が結びつき新しさを獲得したか、小林博英先生(1929-1982)はその見解を以下のように述べている。「実に、もし思想の名に値するものが、人間が人間として意味ある生を生きて行く為の種々な具体的技術や生活様式とこれを支配する論理の体系というべきものを、いわば不可欠の粹組みとでもっているといい得るならば、全く同時に、否それに先立ちさえして、それらの技術や様式や論理を行使する行為が最終的に志向しかつ意味づけを得る諸々の価値に根底を与える信念の体系といわれるものを不可欠の根拠とでもつというべきなのである。ところで、ビーベスの新しさは第一義的にはこの論理の体系に関するものであったが、しかもそれはいうなれば信念の体系という古い幹に異質のものとして結びつけられたのではなく、ほかならぬこの古い幹の樹液が、時至ってルネサンス的楽天の希望を帯びて芽をふいたというべきものにほかならない。古き幹とは、古典古代の知恵と中世キリスト教の信仰の遺産にほかならない。ここでキリスト教的遺産としての信念の体系といったものの骨子は、ほぼ次のように表現してよいであろう。すなわち、全実在の自然の背景に第一原因にして最終の目的としての神を見、存在そのものを神の愛による贈与ととらえ、原罪に傷ついていることを承認しなら、神のほうから無償の愛により、この自然性＝人間性については神的本性にまで参与すべく召されていること、つまり、人間性の驚くべき悲惨と比類なく高貴な招命との極度の緊張参与すべく召されていること、つまり、人間性の驚くべき悲惨と比類なく高貴な招命の認識(後にパスカルが『パンセ』の中で鮮烈に際立たせるものだが)をもち、最期に、諸学の認識は(古典に示唆されている)知恵に導かれ、ついには(キリスト教的)英知に進むのでなければ兒戯にさえ等しいことを確信していることである。そして古典の知恵とは、哲学的にはソクラテス、プラトン、アリストテレス以来の知的誠実の成果だけでなく、より広く人間的には、ローマ的な実践の優位のエートスの中で醸成された、キケロ、ヴェルギリウス、クインティリアヌスらを通して形成・継承されてきたフマニタースの

中に結晶しているものを指していたといってもよいが、それがキリスト教的な愛の実践の優位の強調の中で、新たに活性化されていったものにほかならない。それゆえ、そこでは既に古代が新しさを帯びていたのである。しかも、知的展望からいっても、ビベスは神の創造になる自然の絶えざる新しさというべきものを、その創造についての信仰によって確信していたとすることができる。だからこそ、自己の感覚と理性とを用いて、絶えずこの自然に接近しようとする探究のリアリズムが成立するのである。ビベスの知的な新しさの秘密がここにあるのであれば、古き幹に新しい芽がふいたといった先の比喩は単なるレトリック以上のものとなろう⁴²⁾。」

ここから明らかなように、ビーベスは人文主義とキリスト教の間に微少な対立さえも見ておらず、両者間には完全な補完性があると考えていた。それは、古代ローマの神学者テルトゥリアヌスが「すべての良い魂は本性的にキリスト教的である」とした考えに多少とも連なるものがあった。

2. キリスト教的世界観と絶対的平和論

ビーベスにとってキリスト教世界の分裂とは、主として君主間の政治的争いならびに教会の教義論争に関するものであった。第一の点に関しては、『和合と不和』が書かれた1526年から1529年にかけて、パヴィアの戦い(1525)でフランソワ1世がカール5世に敗北し捕虜となったこと。また、ローマで教皇クレメンス7世がカール5世によって幽閉されたことなど、動乱の時代と呼ばれるにふさわしい出来事が連続した。ビーベスが殊のほか心を痛めたのは、その政治的争いがほかでもない彼を生み育んだスペインとフランス間の出来事にあった。彼は、自分の使命はスペインを誉めることでもフランスを誉めることでもない。全著作中において、両国の戦争の激しさを忌み嫌らい、もしできることであれば、戦争を人間の心から根絶、または少なくとも弱めるか減少させたいと述べている。

「どうか私が、キリスト教徒にふさわしい極めて高貴な業に身を投じた私が、自分を生んでくれたスペインと自分を育ててくれたフランスが、繁栄と活力に包まれて、一緒になって一つのこの上なく素晴らしい(どちらがより文化的であり、より思慮深く、より人間的かを競う)競技に向かって歩む姿を見ることが出来ますように。キリストのお力添えがありますように⁴³⁾。」

彼は、和を達成するためには、「二人の若者」たるフランソワとカールにそれぞれ率いられたフランスとスペインの間に協定が結ばれるべきであるとした。この考えは、1520年代のビーベスの著作全般において見られることである。

スペインとフランスの君主間の争いととも、ビーベスにとって、教義上の争いは

解決不可能に近いほど深刻であった。政治上の争いは力で解決を図ることもできるが、教義上のそれは力では何の解決も得られない。この点について、フォンタン教授はビーベスの悲観的姿勢を指摘している。「ビーベスは、トルコの問題に触れるとき、キリスト教諸国内部での分裂を引き合いに出すことはなかった。その理由として、カトリック勢力とプロテスタント勢力の間の分裂はすでに調整不可能な状態にあり、それは皇帝と、プロテスタントを支持するドイツ諸侯の間の妥協以外には解決は不可能であると見ていたことに拠る⁴⁴⁾。」

すでに見たようにビーベスは、『和合と不和』において、カトリック教国間およびその統治者間の争い、ルター派による宗教分裂、オスマン＝トルコからの絶えざる脅威、ヘンリー8世の分別を欠いた傲慢さなど悲しむべき事態について多々言及した。その書のスペイン語訳者リベラ教授は、この作品の正確な理解のためには、カール5世の政策の意味についてメネンデス・ピダルが開陳した見解は説得力のあるものであるという⁴⁵⁾。それによれば、カール5世の視野には、大教皇レオ1世(在位440-461)の説得に応じてアッティラがイタリア攻撃をあきらめたとき以来、「世界帝国 imperium mundi」か「キリストの平和 pax christiana」か、即ち、「力による世界君主制」か「キリスト教による世界の統一」という二つの考えがあった。近代になると、マキャヴェリ(1469-1527)による第三の政治観が出現した。彼は、君主は政治の現実を冷静に見つめ、政治をキリスト教の倫理観から解放すべきこと。そして国家そのものに倫理的価値を与えるべきであるとした。ピダルによれば、カール5世はスペインからの影響もあり、1520年には、旧来からのキリスト教世界の理念である信仰と平和における統一の道を選択するにおよんだ。1536年には、カール5世はローマにおいて教皇や司教たちを前にして、キリスト教世界の平和を守る旨、スペイン語で語りかけたという。リベラ教授は、こうした時代状況がビーベスの『和合と不和』と題した作品を生み出したと指摘する。「我々の見解では、ビーベスはあらゆる戦争を拒否することにより、すべてのキリスト教徒を、そして教皇をも非難した。フランソワ1世とカール5世の争いや『ローマの略奪』についてにがにがしく語る時、彼は誰一人として許すことがない。皆が兵士たちの悪しき狼藉に加わり、いたる所に荒廃と死をもたらしたという。『平和論』には、極めて意味深い下りがある。そこでビーベスは、カトリック王(カール5世)と、この上なくキリスト教徒の王(フランソワ1世)と、そして、信仰の守り主である王(ヘンリー8世)と対峙し、彼らに等分な責任分担を求めているのである⁴⁶⁾。」

『和合と不和』が、ビーベスが「その手と意志に人類の和合と平和の大部分がかかっている Tibi haec visum est dicare, in cujus manu et voluntate maxima est sita pars concordiae ac quietis hominum⁴⁷⁾」として、カール5世に献呈されていることから、1526年から1529年にかけて、少なくとも『和合と不和』を書いていく段階では、

「ローマの略奪」にもかかわらず、ビーベスはカール5世がキリスト教世界に平和をもたらす主たる人物であると考えていたと思われる。

しかし現実問題として、16世紀前半には、ビーベスが擁護した「キリスト教世界」*respublica christiana* は、「諸国家」*nationes* と地球規模での「全体世界」*totus orbis* という観念の台頭を前に地歩を失いつつあった。中世において支配的であったキリスト教世界という観念は、ルネッサンスの時代になると宗教的危機と文化的危機という二重の危機に見舞われた。それに、プロテスタントの分離とマキャヴェリの『君主論』やチェザレ・ボルジア(1475-1507)による反キリスト教的姿勢の出現などが加わった。近代国家の誕生は中世以来の、全キリスト教徒が教皇と皇帝をそれぞれ聖と俗の最高支配者として仰ぎ、そのもとに統一的な世界国家 *civitas una* を構成するという考えに大きな衝撃を与えつつあった。また、ヨーロッパの中で国家間の争いが続く折、スペインの事業により「世界」という新しい歴史範疇が出現しつつあった。サラマンカの国際法学派の創始者フランシスコ・デ・ビトリア(1483-1546)においては、「世界」は、キリスト教徒だけではなくアメリカ・インディアンなどの異教徒をも含めた普遍的人類社会を意味した。エラスムス、ビーベス、そしてビトリアは、キリスト教的世界の重要性と存続についてはおおよそ見解が一致していた一方、「世界」という範疇に関しては、エラスムスとビーベスはアメリカの問題にはそれほど踏み込んでいないのに反して、サラマンカ学派は大きな展開を見せ始めていた。

「正当戦争」*bellum iustum* について、ビーベスはキリスト教国家間の戦争は理由の如何を問わず排除すべきであり、キリスト教世界の敵に対してのみそれは義とされるとした。彼はキリスト教徒としての立場から、ビトリアが特別講義『戦争の法について』*De jure belli* を講ずる20年前、絶対平和主義を唱えた。一方、ビトリアと彼の後継者たちは、戦争時においてすら正義と法は尊重されるべきであるとして、「戦争の法」を肯定した。ルターの考えに反して、対トルコ戦争の正当性、つまり防衛戦争の義務を説いた。トマスの戦争論を基本としたビトリアの書は中世のスコラの理論の伝統に沿ったものであるが、「それにもかかわらず、ビトリアの戦争法論は、近世のかれの時代を反映して、新しい発展をとげた。それは、かれが戦争を、1. 当時の神学を支配した良心問題の決疑論の立場から論じたことと、2. その時代の普遍主義の思想にもとづいて、異教徒とキリスト教徒とを区別することなく、すべての人間が普遍的人類社会を構成し、そのなかにあってかれらは戦争に関しても共通の法の支配をうけることを説いたことと、3. このことと関連して、その当時の時代風潮であるユマニスムの立場から、人間の基本的な権利の尊重を強調したことのためである⁴⁸⁾。」ビーベスやエラスムスがキリスト教の立場から理論展開したのに反して、ビトリアは倫理的法学的観点から考えた。一方マキャヴェリは、戦争を避け難い政治的要求であるとして、戦いに勝つことを教え、必要とあれば正義と法すら排除した。

かつてオルテガが、「ビーベス自身が一つの新しい地平線であり、中世的生〈キリスト教的・ゴシック的世界〉と近代的生〈自然主義的・バロック的世界〉のちょうど分水嶺の上に現れている⁴⁹⁾」とした見解は的確である。

3. 内面主義と情念論

ビーベスが現実の世界について思考を巡らせるとき、人間がその関心の核心を占めていた。人間の内面に注がれた彼の鋭い観察眼について、フォンタン教授は次のように指摘する。「このような重大な政治的宗教的問題にさらに多くの出来事が重なった。この事実は不和の起源と和合の源泉が、実は人間の精神の内部に宿るものであることを示している。ビーベスは、学者たちが一つの言葉、または文法についての一問題のような些細なことについて議論を繰り返しているという。また、神学者たちは、とどのつまり、異なった信仰を持つルター派と反ルター派の間の議論ではなく、スコトゥス派とトマス派の間で、またはこの両者のいずれかとオッカム派との間で議論を繰り返しているといっている。それはあたかもビーベスが青春時代に目にした、パリ大学におけるえせ弁証家たちによる論争そのものであった⁵⁰⁾。」

ビーベスについての大著『ルイス・ビーベスとルネッサンスの哲学』において、ボニーリャ・イ・サンマルティンはメネンデス・ペラーヨに倣いランジェ師の言葉を引用している。「ビーベスは彼の時代のもっとも優れた知性の一人である。彼の心理学、特に情念 *pasionés* に関する点では、鋭い観察と独創的な見解に富んでいる⁵¹⁾。」

本稿の第Ⅲ章において、ビーベスが直接または間接に「不和」の源泉について述べている個所を指摘した。『ヨーロッパの騒乱と対トルコ戦争について』においては、不和は「内部に」起源するものであること。ヨーロッパ内部の君主間の争いは、君主たちの内なる欲望に起因すること。『和合と不和』においては、不和の原因が人間における「情念」の乱れにあることが説かれていた。ビーベスは、情念論を晩年の作『靈魂生命論』⁵²⁾ (1538) においてさらに発展させた。

人間の情念について誰よりも優れた考察を著した人は、ビーベスに先立つ時代では聖アウグスティヌスであった。聖アウグスティヌスは『告白録』において、またビーベスはその『靈魂生命論』において、情念について考察している。両者の情念論を比較してみると、アウグスティヌスにおいてはそれは自己の感情の吐露であり、学問体系の構成に無関心であるが、ビーベスは『靈魂生命論』の第三章で人間の心理の客観的な分析を行っているという際だった違いが見られる。

ビーベスの靈魂論の出発点は、人が神によって創られ、善を求めるために理性が与えられたこと。人の精神は原罪により闇に包まれ、理性は肉体の牢獄に繋がれていること。それにもかかわらず、我々には神による善の残りなごが存在しており(「保存」*conservatio*)、人は本性的に善や真理へと向かう。動物には闇がなく、刺激本能により善か悪

かに向かうのに対して、人は真と偽を判断する。真偽の判断は、人の理性に思弁的な面と実践的な面とを付与する。つまり、真理の探求と善の遂行である。思弁的理性は「精神の鋭さ」によって発展し、実践的理性は「経験」と「教育」によって成長する。

理性が正しく行使されるには、情念の動きを熟知し、管理することができなければならない。靈魂の上部にあたる理性は、肉体と結合していることから動物的で残忍な情念に強く支配されている。つまり、靈魂の下部は、傲慢、妬み、悪意、怒り、恐れ、悲しみ、強欲、うぬぼれなどに表れるように、人間よりも動物に接近している。情念の研究は、公私を含む道德の学問の基盤である。ビーベスは経験的な観察に基づいて、情念に、愛、喜び、笑い、願望、希望など善に向かうもの、嫌悪、憎しみ、悲しみ、恐れなど悪から遠ざかるもの、そして怒り、妬み、激怒など悪に対するものを区別した。彼の研究の主眼は、こうした情念にはどのような相互関係があるのか、どのように扱い、どうしたら理性の導きに従えることができるか、という点にあった。戦争と不和はその源泉が混乱した情念にあり、平和と和合はその源泉が理性と精神にあると考えたからである⁵³⁾。

V. 結論に代えて

1. ビーベスはその決して長くはない生涯に多数の「平和論」を著した。これはとりもなおさず、彼が生きた時代のヨーロッパが近代国家の台頭や宗教改革の出現に代表される動乱の時代にあったこと。そして、若き日のエラスムスとの出会い、その後のモアとの出会いを通して学んだ北方人文主義の姿勢が、文芸そのものへの傾倒よりも「知恵袋としての古典」を主張する社会哲学に組んでいたこと。また何よりも、彼が教皇や王を始めとするその時代をリードする人物に直接助言する地位にあったということに依拠する。
2. ビーベスの平和思想は古典に根差した人文主義的な傾向を帯びたものであり、それは『人類の和合と不和について』において頂点に達した。彼の絶対平和主義は「トルコすら愛せよ」という言葉に集約される。また彼は、平和と静かさと和合は文化の創造と繁栄にとって絶対条件と考え、その実現に向って知識人としての役割を果たした。
3. ビーベスの平和論は大筋としてヨーロッパのキリスト教世界をその視野に入れたものであった。そこには、ビトリアに代表されるサラマンカ学派が達成しつつあった地球的視野とは開きが認められる。
4. ビーベスは、不和の起源と和合の源泉が、人間の精神の内部に宿るものであるとし、『靈魂生命論』において、経験論的な観察に基づき情念についての高度な分析を行った。その焦点は靈魂とは何かという形而上学的な点ではなく、靈魂の機能と

働きはどういうものか、またそれが理性の導きの下に正しく働くためにはどうすべきかという実践的な点にあった。こうした彼の姿勢はデカルトに先んずるものであり、現代心理学の祖と呼ばれる所以である。

注

- 1) VIVES, Juan Luis: *De concordia et discordia*, en *OPERA OMNIA*, vol. V, p. 307.
- 2) Cf. RIBER, Lorenzo: “Ensayo Biobibliográfico”, en Luis Vives: *Obras completas*, vol. I, Madrid, Aguilar, 1992 (1947-1948); アンヘル・ゴメス＝オルティグエラ『ルイス・ビーベス——哲学者の責務——』——バレンシア州政府文化省研究叢書——木下 登訳 全国書籍出版 1994 年; 安藤真次郎「ヨーロッパにおけるビーベス像の変遷——文献学的見地から——」『REHK』第 4 号 (1996) pp. 55-57. 尚、本稿を執筆するにあたり、サラマンカ・カトリック大学エンリケ・リベラ教授ならびにバリャドリッド大学安藤真次郎講師から貴重な御助言を得た。ここに記して心からの感謝を表したい。
- 3) Cf. PINTA LLORENTE, Miguel y PALACIOS, José M.: *Procesos inquisitoriales contra la familia judía de Luis Vives*, Madrid, C. S. I. C., 1964.
- 4) ORTEGA Y GASSET, José: “Juan Vives y su mundo”, *Obras Completas*, vol. IX, Madrid, Alianza, 1983, pp. 507-543, en esp. p., 543.
- 5) *Ioannis Lodovici Vivis Valentini Opera omnia*, Valencia, Generalitat Valenciana, 1992-.
- 6) *Joannis Ludovici Vivis Valentini OPERA OMNIA* distributa et ordinata in argumentorum classes praecipuas a Gregorio Majansio. Tomus I-VIII. Valentiae Edetanorum, in officina Benedicti Monforto, (1782-1790).
- 7) *In pseudodialecticos*, Ed. crit. y trad. ingl. por C. Fantazzi, Leiden, E. J. Brill, 1979. Cf. 上掲のゴメス＝オルティグエラ『ルイス・ビーベス——哲学者の責務——』、pp. 221-222.
- 8) NOREÑA, Carlos, G.: *A Vives Bibliography*, Lewiston, The Edwin Mellen Press, 1990.
- 9) RIVERA, Enrique: “Prólogo” para la traducción española de *De la concordia y de la discordia. De la pacificación*, Madrid, Paulinas, 1978, p. 8.
- 10) 佐々木 孝 教授は、ビーベスの著作目録作成にあたって全体を、9つのジャンル（哲学、心理学、教育、神学、文学論、道徳、法律論、社会論、平和論）に分類している。平和論には、7作品が挙げられている。Cf. 佐々木 孝「内側からビーベスを求めて(-)」『東京純心女子短期大学紀要』第 4 号 (1991) pp. 19-21.
- 11) 原本はサラマンカ大学図書館所蔵。
- 12) Cf. 若松 隆 他『概説スペイン史』有斐閣、1987 年。pp. 41-42.
- 13) 安藤真次郎「ヨーロッパにおけるビーベス像の変遷——文献学的見地から——」『REHK』第 4 号 (1996) pp. 55-68. 第 1 期：ビーベスの作品と思想の普及期 (16 世紀)、第 2 期：忘却の二世紀 (17・18 世紀)、第 3 期：再評価の時代 (1782 年から 1963 年まで)、第 4 期：今日のビーベス研究 (1964 年以降)。GONZÁLEZ Y GONZÁLEZ, Enrique: *Joan Lluís Vives, De la escolástica al humanismo*, Valencia, Generalitat Valenciana, 1987, p. 44.
- 14) VIVES, Juan Luis: *Europae statu ac tumultibus*, en *OPERA OMNIA*, vol. V, p. 165.
- 15) *Ibid.*, p. 169.

- 16) *Ibid.*, p. 170.
- 17) *Ibid.*, pp. 171-174.
- 18) Cf. RIVERA, Enrique: "Op. cit.," p. 10.
- 19) *Juan Luis Vives, Epistolario*, Ed. por José Jiménez Delgado, Madrid, Editora Nacional, 1978, pp. 398-400.
- 20) *Ibid.*, pp. 415-416.
- 21) *Ibid.*, p. 498.
- 22) VIVES, Juan Luis; *De Europae dissidiis et bello turcico*, en *OPERA OMNIA*, vol. VI, p. 453.
- 23) *Ibid.*, pp. 455-457.
- 24) *Ibid.*, pp. 464-467.
- 25) *Ibid.*, p. 473.
- 26) *Ibid.*, p. 478.
- 27) *Ibid.*, p. 480.
- 28) *Ibid.*, p. 480.
- 29) *Ibid.*, p. 481.
- 30) *Juan Luis Vives, Epistolario*, Ed. por José Jiménez Delgado, p. 537.
- 31) VIVES, Juan Luis, *De Concordia et discordia*, en *OPERA OMNIA*, vol. V, p. 246.
- 32) *Ibid.*, p. 251.
- 33) *Ibid.*, p. 373.
- 34) 君主をめぐるのビーベスの姿勢に、反マキアヴェリ的な傾向を指摘できる。それは、『君主論』（著作は1513年であったが、刊行は1532年）において展開された政治思想とは大きな隔たりがある。
- 35) VIVES, Juan Luis: *De concordia et discordia*, en *OPERA OMNIA*, vol. V, p. 311.
- 36) *Ibid.*, p. 399.
- 37) *Ibid.*, p. 402.
- 38) *Ibid.*, p. 403.
- 39) *Ibid.*, p. 390.
- 40) VIVES, Juan Luis: *De tradendis disciplinis*, en *OPERA OMNIA*, vol. VI, p. 423; Cf. GUY, Alain: *Vivès ou l'Humanisme engagé*, Paris, Seghers, 1972.
- 41) VIVES, Juan Luis: *De causis corruptarum, artium*, en *OPERA OMNIA*, vol. VI, p. 4.
- 42) 小林博英「ビーベス——近代教育思想の先駆者——」『現代に生きる教育』叢書第7巻 ぎょうせい1982年。pp. 74-76。
- 43) VIVES, Juan Luis: *De concordia et discordia*, en *OPERA OMNIA*, vol. V, p. 283.
- 44) FONTÁN, A.: "La política europea en la perspectiva de Vives," p. 46.
- 45) MENÉNDEZ PIDAL, Ramón: *Historia de España*, Madrid, Espasa-Calpe, 1966. Introducción: Un imperio de paz cristiana, vol. XVIII, pp. IX-LXXII.
- 46) RIVERA, Enrique: "Op. cit.," p. 19.
- 47) VIVES, Juan Luis: *De Concordia et discordia*, en *OPERA OMNIA*, vol. V, p. 192.
- 48) 伊藤不二男『ビトリアの国際法理論』有斐閣1965年。pp. 176-177。
- 49) ORTEGA Y GASSET, José: "Vives", *Obras Completas*, vol. V, Madrid, Alianza 1983, pp.

- 493-507, en esp. p. 496.
- 50) FONTÁN, A.: "op. cit"., p. 46.
- 51) BONILLA Y SAN MARTÍN, Adolfo: *Luis Vives y la Filosofía del Renacimiento*, Madrid, 1929, pp. 248-263.
- 52) VIVES, Juan Luis, *De anima et vita*, en *OPERA OMNIA*, vol. VI.
- 53) VIVES, Juan Luis, *De concordia et discordia*, en *OPERA OMNIA*, vol. VI, p. 421.

参考文献

ビーベスの著作

- Ioannis Ludovici Vivis Valentini OPERA OMNIA* distributa et ordinata in argumentorum classes praecipuas a Gregorio Majansio. Tomus I-VIII. Valentiae Edetanorum, in officina Benedicti Monforto, (1782-1790).
- Ioannis Lodovivi Vivis Valentini Opera omnia*, Valencia, Generalitat Valenciana, 1992-.
- Obras completas*. Primera traslación castellana íntegra y directa, comentarios, notas y un ensayo Bio-bibliográfico. . . por Lorenzo Riber, Madrid, Aguilar, 1947-1948 (2 tomos).
- Juan Luis Vives, Epistolario*, Edición preparada por José Jiménez Delgado, Madrid, Editora Nacional, 1978.
- De anima et vita* 《*El alma y la vida*》, Intr., trad. y notas por Ismael Roca Meliá, Valencia, Ayuntamiento de Valencia, 1992.
- De la concordia y de la discordia. De la pacificación*. Ed. y trad. castellana por Enrique Ribera, Madrid, Paulinas, 1978.
- 『ルネッサンスの教育論』小林博英 訳（ビーベス『学問論』の第二部「学問伝授論ないしはキリスト教的教授論」）明治図書 1964 年。

ビーベスについての研究

- ABELLÁN, José Luis: *Historia del pensamiento español*, Madrid, Espasa, 1996, pp. 74-79.
- BATAILLON, Marcel: *Erasmus y España. Estudios sobre la historia espiritual del siglo XVI*, México, Fondo de Cultura Económica, 1950.
- BONILLA Y SAN MARTÍN, Adolfo: *Luis Vives y la Filosofía del Renacimiento*, Madrid, 1929.
- CRUSELLES GÓMEZ, José María y otros: *Joan Lluís Vives, un valenciano universal*, Valencia, Ajuntament de València, 1993.
- FONTÁN, Antonio: "La política europea en la perspectiva de Vives", en *Erasmus in Hispania Vives in Belgio*, Acta Colloqui Brugensis 23-26 IX 1985, Lovaina, 1986, pp. 27-72.
- GÓMEZ-HORTIGÜELA, Ángel: *Luis Vives, valenciano, o el compromiso del filósofo*, Valencia, Generalitat Valenciana, 1991.
- GONZÁLEZ Y GONZÁLEZ, Enrique: "La lectura de Vives, del siglo XIX a nuestros días", en J. L. Vives: *Opera omnia Ioannis Lodovici Vivis*, vol. I, Valencia, 1992, pp. 1-76.
- : *Joan Lluís Vives, De la escolástica al humanismo*, Valencia, Generalitat Valenciana, 1987, en esp, pp. 189-208.
- GUY, Alain: *Vivès ou l'Humanisme engagé*, Paris, Seghers, 1972.

- NOREÑA, Carlos, G.: *Juan Luis Vives*, The Hague, Martinus Nijhoff, 1970. Trad. española. por Antonio Pintor Ramos, Madrid, Paulinas, 1978.
- : *A Vives Bibliography*, Lewiston, The Edwin Mellen Press, 1990.
- ORTEGA Y GASSET, José: “Vives”, en *Obras Completas*, vol. V, Madrid, Alianza 1983, pp. 493-507.
- : “Juan Vives y su mundo”, en *Obras Completas*, vol. IX, Madrid, Alianza 1983, pp. 507-543.
- PINTA LLORENTE, Miguel y PALACIOS, José M.: *Procesos inquisitoriales contra la familia judía de Luis Vives*, Madrid, C.S.I.C., 1964.
- RIVERA, Enrique: “El tema de paz en Erasmo y Vives frente a la escuela de Salamanca”, en *El erasmismo en España*, ed. de Manuel Revuelta Sañudo y Ciriaco Morón Arroyo, Santander, Sociedad Menéndez Pelayo, 1986, pp. 375-391.
- : “El agustinismo de Juan Luis Vives”, en *Cuadernos salmantinos de filosofía*, vol. XIII, Salamanca, Universidad Pontificia de Salamanca, 1977, pp. 99-111.
- : “Prólogo” para la traducción española de *De la concordia y de la discordia. De la pacificación*, Madrid, Paulinas, 1978.
- 安藤真次郎「ヨーロッパにおけるビーベス像の変遷——文献学的見地から——」『REHK』第4号(1996) pp. 55-68。
- アンヘル・ゴメス＝オルティグエラ『ルイス・ビーベス——哲学者の責務——』——バレンシア州政府文化省研究叢書——木下 登訳 全国書籍出版 1994年。
- 伊藤不二男『ビトリアの国際法理論』有斐閣 1965年。
- 小林博英「ヴィーヴェスに於ける実学思想の発端——自然概念と方法論を中心にして——」『教育学研究』第28巻(1961)。
- 「ビーベス——近代教育思想の先駆者——」『現代に生きる教育』叢書第7巻 ぎょうせい 1982年。pp. 43-83。
- 松隈 清『国際法史の群像』酒井書店 1992年。pp. 39-94。
- 佐々木 孝「内側からビーベスを求めて(一)」『東京純心女子短期大学紀要』第4号(1991)pp. 13-23；
「内側からビーベスを求めて(二)」同書 第5号(1992) pp. 1-14。
- 「スペイン的《生》の思想」『スペイン黄金世紀』NHK 出版 1992年。pp. 87-134。
- ビトリア『人類共通の法を求めて』佐々木 孝 訳「アンソロジー-新世界の挑戦6」岩波書店 1993年。

〔付記〕本稿は平成7年度南山大学パツへ研究奨励金助成による研究である。